

令和5年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業)

有料老人ホームの指導監督の手引き

(2訂版)

令和 6 年 3 月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

目 次

第 1 章 有料老人ホーム事業と老人福祉法	1
(1) 有料老人ホーム事業の推移	1
(2) 根拠法令	3
(3) 国の通知・事務連絡	8
第 2 章 指導根拠としての有料老人ホーム設置運営指導指針	33
(1) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚生労働省)のポイント	33
(2) 類型・表示事項	73
(3) 重要事項説明書	75
第 3 章 指導監督業務について	77
(1) 設置届について	77
(2) 未届有料老人ホームについて	83
① 未届ホームの把握	83
② 届出指導	87
③ 有料老人ホームの該当性判断	89
④ 関係部局との連携	92
⑤ 届出指導の困難事例	94
(3) ホームに対する指導監督方法	97
① 立入検査	97
② 自主点検表の活用	105
③ 高齢者虐待の防止・不当な身体的拘束等の事案への対応	112
④ 事故への対応	136
第 4 章 行政処分・罰則について	159
(1) 有料老人ホームの行政処分	159
(2) 行政処分事例について	168
(3) 行政処分の判断について	172

資料目次

第1章

◆資料1「高齢者向け施設・住まいの件数(令和4年度 厚生労働省)」	1
◆資料2「高齢者向け施設・住まいの利用者数(住まい分のみ 厚生労働省)」	2
◆資料3「有料老人ホームの概況(令和4年度 厚生労働省)」	2
◆資料4「老人福祉法(令和4年6月17日法律第68号)抄」	3
◆資料5「老人福祉法施行規則(令和3年2月26日厚生労働省令第43号)抄」	5
◆資料6「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について(令和2年12月25日)」	8
◆資料7「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について(令和3年3月18日)」	9
◆資料8「介護サービス情報公表システム(生活関連情報)への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について(令和3年6月23日)」	11
◆資料9「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて(令和3年6月23日)」	16
◆資料10「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)(令和3年9月22日)」	21
◆資料11「有料老人ホームを対象とした指導の強化について(令和5年7月18日)」	22
◆資料12「有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための指導監督の徹底について(令和5年10月31日)」	28

第2章

◆資料13「有料老人ホーム設置運営標準指導指針の位置づけ」	33
◆資料14「協力医療機関との協定書作成例(全国有料老人ホーム協会)」	51
◆資料15「運営懇談会規則作成例(全国有料老人ホーム協会)」	52
◆資料16「有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について(厚生労働省)」	57
◆資料17「長期事業収支計画・損益計画モデル(全国有料老人ホーム協会)」	60
◆資料18「有老協・経営状況報告シート(抜粋)(全国有料老人ホーム協会)」	70

第3章

◆資料19「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(厚生労働省 令和3年4月1日)抄」	77
◆資料20「老人福祉法施行規則上の届出書類」	78
◆資料21「老人福祉法施行細則(横浜市 令和4年3月改正(抄))」	79
◆資料22「老人福祉法施行細則(茨木市 令和3年8月改正(抄))」	79
◆資料23「有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱による手続の流れ(神奈川県)」	80
◆資料24「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領(東京都(抄))」	80

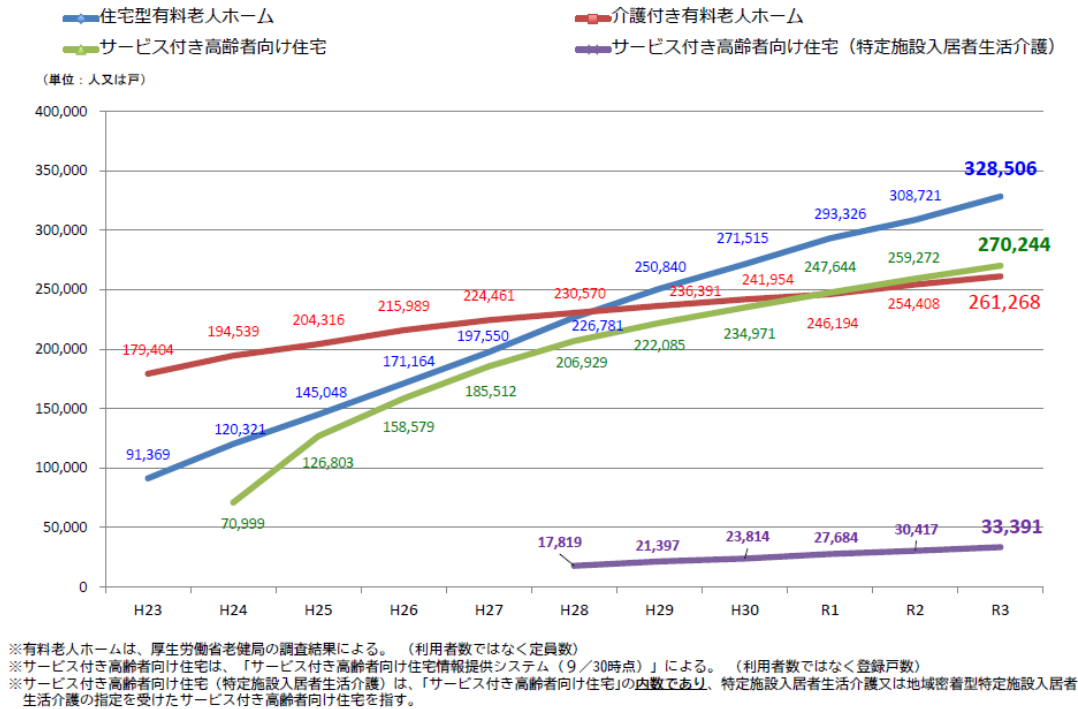
◆資料 25 「有料老人ホーム設置届受理通知書について(名古屋市)」	82
◆資料 26 「未届有料老人ホームに対する届出指導要領(愛媛県)」	84
◆資料 27 「未届有料老人ホーム調査フロー(大阪府)」	86
◆資料 28 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(抄)」	89
◆資料 29 「有料老人ホーム該当・非該当判断基準(大阪府)」	90
◆資料 30 「有料老人ホームの判断基準について(川崎市)」	91
◆資料 31 「有料老人ホームの設置届に係る関係部局等との連携について(群馬県)」	93
◆資料 32 「未届有料老人ホームに対する届出指導要領(愛媛県)」	95
◆資料 33 「有料老人ホーム立入検査実施要領(郡山市)」	98
◆資料 34 「有料老人ホーム指導及び監査実施要綱(東京都)」	100
◆資料 35 「有料老人ホーム立入検査実施要領(沖縄県)」	102
◆資料 36 「有料老人ホーム自己点検表(福岡市)」	106
◆資料 37 「住宅型有料老人ホーム自主点検表(鹿児島県)」	109
◆資料 38 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省)」	115
◆資料 39 「長野市権利擁護センター相談受付票(長野市権利擁護センター)」	119
◆資料 40 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)(警察庁 令和4年12月改正)」	120
◆資料 41 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領(北海道)」	136
◆資料 42 「有料老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル(香川県)」	138
◆資料 43 「事故報告様式(沖縄県)」	140
◆資料 44 「事故報告様式(仙台市)」	141
◆資料 45 「事故報告様式(山形市)」	142
◆資料 46 「事故報告様式(高知市)」	144
◆資料 47 「事故等発生時の報告フローチャート(兵庫県)」	147
◆資料 48 「都道府県との連携フロー(青森市)」	155
◆資料 49 「県との情報共有シート(和歌山市)」	156

第4章

◆資料 50 「行政訴訟事例」	161
◆資料 51 「老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について(旭川市 令和令和5年4月18日)」	168
◆資料 52 「有料老人ホームに対する業務改善命令(鹿児島県 平成30年12月7日)」	169
◆資料 53 「有料老人ホームに対する事業の制限命令について(神奈川県 令和3年4月27日)」	169
◆資料 54 「設置届から事業停止命令までの一般的な流れ」	171
◆資料 55 「改善命令・事業停止命令の考え方(例)」	172
◆資料 56 「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」	173

◆資料2 「高齢者向け施設・住まいの利用者数（住まいのみ 厚生労働省）」

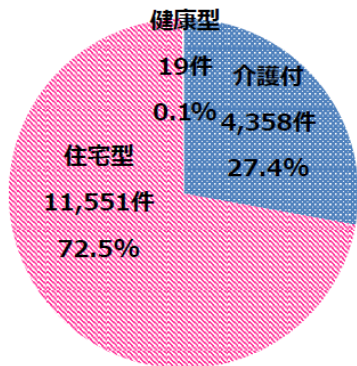
高齢者向け施設・住まいの利用者数【住まいのみ抜粋】



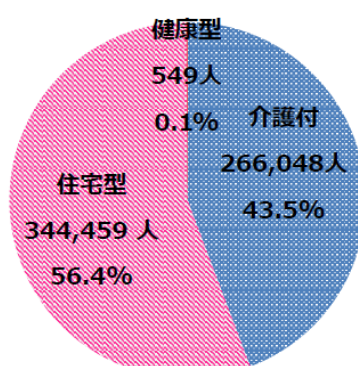
◆資料3 「有料老人ホームの概況（令和4年度 厚生労働省）」

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
- 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 - 介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能	- 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 - 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能	- 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 - 介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない

有料老人ホームの件数（15,928件）



有料老人ホームの定員数（611,056人）



【出典】厚生労働省老健局の調査結果（令和4年6月30日現在）

(2) 根拠法令

有料老人ホームは、昭和 38 年の老人福祉法施行時から規定されており、その設置に当たっての手続きは、当初は「事業開始後 1 月以内」と、事後届を求めるものであった。その後、平成 2 年の法改正により「事前届」制になり、今日まで至っている。

また、昭和 40 年代後半以降、バブル経済期、平成 12 年の介護保険制度施行等を契機に設置数が増加し事業が多様化した。これに伴って入居者の安心や安全を確保する観点から、今日まで諸種の法改正が行われてきた。

特に平成 29 年改正では悪質な事業者の市場からの退出を求める「事業停止命令の創設」、消費者に対する「情報開示」の強化、全てのホームに対する「前払金保全制度」の適用のための規定が設置されるなど、さらに入居者保護が進められることとなった。

◆資料 4 「老人福祉法（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）抄」

第四章の二 有料老人ホーム

（届出等）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び設置予定地

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

6 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

7 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

8 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

- 9 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 10 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
- 11 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 14 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 17 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 18 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十六項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 19 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十六項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

（有料老人ホーム協会）

第三十条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
- 3 第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第三十一条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。

（協会の業務）

第三十一条の二 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 有料老人ホームを運営するに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立つた処遇を行うため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決

四 有料老人ホームの職員の資質の向上のための研修

五 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入居者等から当該有料老人ホームの設備及び運営に関する苦情について解決の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（監督）

第三十一条の三 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

2 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（厚生労働大臣に対する協力）

第三十一条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づく届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

（立入検査等）

第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

◆資料5 「老人福祉法施行規則（令和3年2月26日厚生労働省令第43号）抄」

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

第二十条の四 削除

（法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の五 法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等

二 事業開始の予定年月日

- 三 施設の管理者の氏名及び住所
 - 四 施設において供与をされる介護等の内容
 - 五 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
 - 七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
 - 八 施設の運営の方針
 - 九 入居定員及び居室数
 - 十 職員の配置の計画
 - 十一 法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - 十二 法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
 - 十三 一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
 - 十四 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - 十五 長期の収支計画
 - 十六 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
（法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）
- 第二十条の五の二 法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号及び第二号並びに前条第一号、第三号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事項とする。
（帳簿の記載事項等）
- 第二十条の六 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。
- 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
 - 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
 - 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
 - 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- 2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から二年間とする。
- 3 第一項各号に定める事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。
- （情報の開示の方法）
- 第二十条の七 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。
（法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項）
- 第二十条の八 法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十六号に規定する事項とする。

(法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第二十条の九 法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として収受するものを除く。）とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第九項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、三月

二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあっては、当該期間

2 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあっては、法第二十九条第九項の家賃その他第二十条の九に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に掲げる場合にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

(有料老人ホームの設置者の報告事項)

第二十一条の二 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

(都道府県知事への報告)

第二十一条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(情報の公表)

第二十一条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の五 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第十三項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

附 則 (令和三年二月二六日厚生労働省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第二十一条の二関係)

一 有料老人ホームの設置者に関する事項
設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二	当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
イ	施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
ロ	有料老人ホームの類型
ハ	施設の竣工年月日
ニ	当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
ホ	施設までの主な利用交通手段
ヘ	居室の状況
ト	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
三	介護等の内容に関する事項
イ	当該報告に係る介護等の内容等
ロ	入居対象となる者
ハ	当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
ニ	利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
四	当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
五	施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
六	その他都道府県知事が必要と認める事項
※別記様式第一、第二、第二の二、第二の三（略）	

（３）国の通知・事務連絡

厚生労働省は、地方自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）に対し、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言として、有料老人ホームの指導監督や自然災害、事件・事故等に関する通知のほか、事務連絡を必要な都度、発出している。

ここでは、近年の主な通知等を参考として示す。

◆資料６ 「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について（令和 2 年 12 月 25 日）」

事務連絡	
令和 2 年 12 月 25 日	
都道府県	
各 指定都市 福祉担当部局	
中核市	
厚生労働省老健局高齢者支援課	
有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について	
有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底に関して、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（令和 2 年 3 月 30 日老高発 0330 第 1 号）」等により、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームに対する厳正な指導が行われるようお願いしているところです。 平成 30 年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老	

人ホームについても、まもなく、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となります。

このため、都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該有料老人ホームに対して、十分に周知を図るとともに、その対応状況を改めて細やかに把握するなど、経過措置期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応をお願いします。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じよう、事業者に対する継続的な対応をお願いします。

以上

◆資料7 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について（令和3年3月18日）」

老指発 0318 第1号

老高発 0318 第1号

老認発 0318 第1号

令和3年3月18日

都道府県

各 指定都市 福祉担当部（局）長 殿

中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長

（公印省略）

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

（公印省略）

高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための
更なる指導の徹底について

平素より、厚生労働行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等（以下、「高齢者向け住まい等」という。）における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされました。

つきましては、下記に示す内容を踏まえた指導を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証

介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等において、家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があるところ。

このような指摘を踏まえ、都道府県の福祉部局は、住宅部局と連携して、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まいの特定及び入居契約の内容の確認を行い、家賃の設定が不適切な可能性があるもの（不当に低く設定している場合や、要介護度別に家賃を設定している場合等）等の情報を市町村に情報提供すること。

市町村は、介護給付費適正化（特にケアプラン点検）担当部署において、都道府県からの情報等をもとに、不適切なケアプラン（ここで言う不適切なケアプランとは「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけているプランを指す。）を作成している可能性がある居宅介護支援事業所について、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点からの点検・検証を行っていただきたい。

その結果、介護給付費適正化担当部署において、不適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所が判明した場合は、当該プランを作成した居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの改善を指導するとともに、居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は、指導監督部署と連携し、実地指導等を実施されたい。また、併せて、不適切なケアプランに基づき介護サービスを提供している事業所への実地指導等を実施されたい。

2. 区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

上記1の確認・指導の実施にあたっては、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどにより、当該事業者によるケアプランを優先的に点検・検証することが考えられる。

本点検・検証に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムにおいて、このような居宅介護支援事業所を抽出する帳票を作成できるよう改修等手続きを進めているところ。本システムの改修は本年9月頃を予定しており、将来的には、このような仕組みも活用しながら、点検・検証を行っていただきたい。

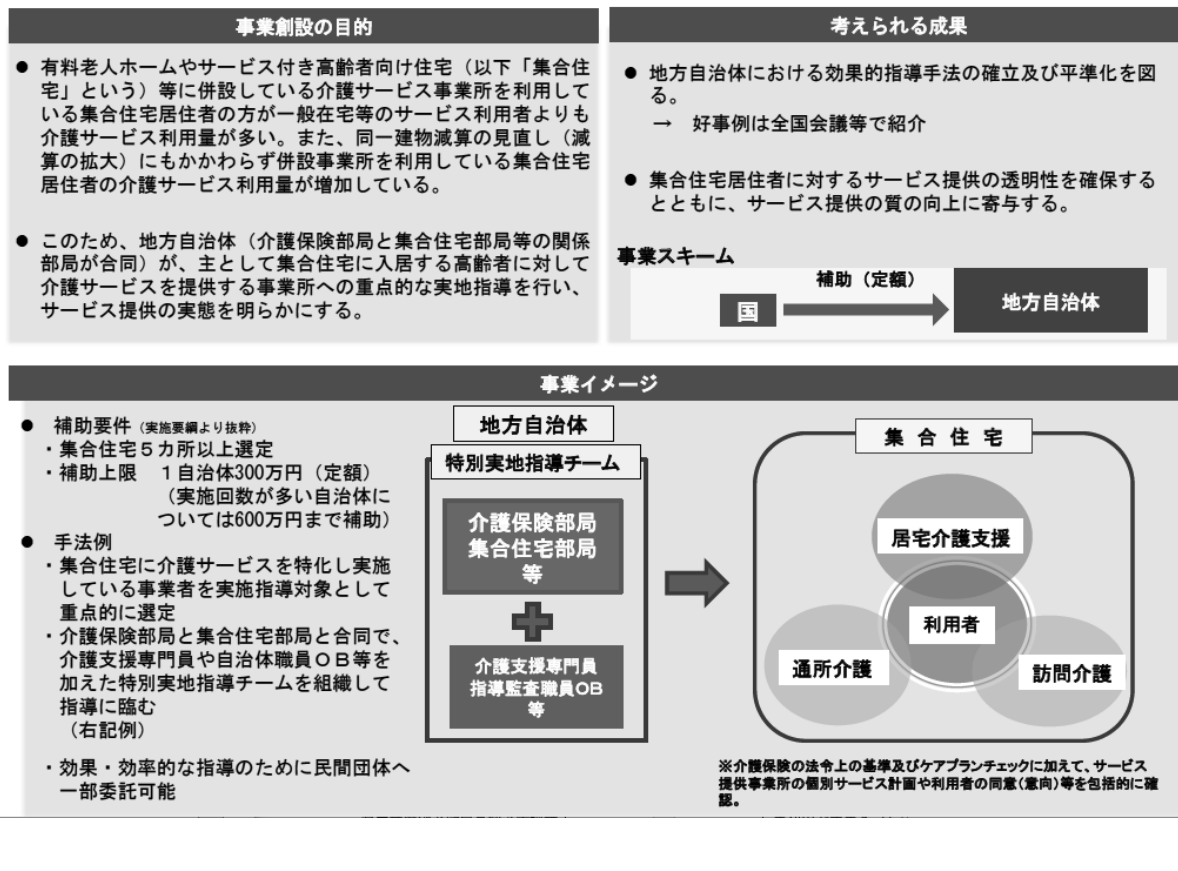
なお、令和3年度介護報酬改定において、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所が市町村の求めに応じてケアプランを届け出ることなどが規定されているところ（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第1項第18の3）、この取組と共同して点検・検証を行うことも差し支えないが、高齢者向け住まい等におけるサービス提供に関する点検・検証においては、通所介護等、訪問介護以外のサービス利用状況についても着目した点検・検証を行っていただきたい。

3. 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の活用

上記1で、ケアプラン点検を行った居宅介護支援事業所を含めて、訪問介護や通所介護等、高齢者向け住まい等に併設する事業所に対する実地指導をまとめて実施する場合には、高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業（詳細は別紙）の活用が可能であり、検討いただきたい。

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和3年度予算(案) 60,000千円



◆資料8 「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（令和3年6月23日）」

事務連絡

令和3年6月23日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの
情報公表・検索機能追加等について

有料老人ホームの情報については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項において、有料老人ホームの情報を都道府県知事等に報告することとされ、また、同第12項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされており、各都道府県等におかれましては、これまで、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っているところと存じます。

今般、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有

料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加いたしました。

つきましては、下記に従い、積極的に本システムの活用した情報公表をお願いいたします。

また、本システムに情報登録することで、災害時情報共有システムの機能も使用できるようになります。災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるため、積極的な情報登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、災害時情報共有システム利用に関する詳細については、介護サービス施設・事業所やその他高齢者施設等とあわせ、令和3年6月23日付事務連絡「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（以下、「災害時情報共有システム事務連絡」という。）において別途ご連絡いたしますので適宜ご参照ください。

記

1. 有料老人ホームの情報公表について

(1) 有料老人ホーム情報の掲載場所

有料老人ホームの情報は、介護サービス情報公表システムのうち、「生活関連情報」の一つとして掲載されます。

【情報の掲載場所】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(2) 情報公表の項目・登録のマニュアルについて

○ 情報公表の項目は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）」（以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「重要事項説明書」の項目と、情報公表システム掲載上、必要な項目（取込種別、被災確認事業所番号、市区町村コード、備考欄）となっています。

これらの項目を網羅した登録様式が、Excel 様式にて、生活関連情報管理システム

(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/) よりダウンロード可能となっていますので、事業者には本登録様式を配布し、記入いただいた上で、回収し、都道府県等において必要な登録手続きを行うことで介護サービス情報公表システムに掲載することができるようになります。

この際、本登録様式には、法令により公表が義務づけられていない項目が含まれるため、事業者には、事前に説明をし、公表の了承を得るようにしてください。

なお、本登録様式は、標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としてもご利用いただけます。

○ 登録までの主な流れは以下のとおりです。具体的な流れや操作方法等は、以下に示す生活関連情報管理システムヘルプページに掲載されている「生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）」（以下、「マニュアル」という。）をご参照ください。（マニュアルP1～19, 23～40 参照）

① 生活関連情報管理システムにログインする。

（ID・パスワードは各都道府県等の介護サービス情報システム担当者や生活関連情報の公表を取り扱っている担当者等にご確認ください。（都道府県のID・パスワードは介護サービス情報管理システムで使用していたものをそのまま利用できます。））

【生活関連情報管理システム URL】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/

② 業務メニュー画面から、登録様式（【登録様式 EXCEL】有料老人ホーム.xlsx）をダウンロードする。

③ ダウンロードした登録様式を各事業者に配布し、記入してもらい、Excel 形式のままの状態を回収する。

④ 業務メニュー画面から、ファイル取込用 CSV 作成マクロ（ZIP ファイル）のダウンロードをし、任意のフォルダに解凍する。

⑤ 事業者から回収した登録様式（Excel）を、「01_作成対象 Excel」フォルダに格納する。（複数施設分の登録様式をまとめてフォルダに格納することが可能）

⑥ 「有料老人ホーム公表_CSV 作成ツール（Ver1_0）.xslm」を開き、「CSV 作成」ボタンをクリックすると、「04_作成

済み CSV」フォルダに、CSV ファイルが格納される。（「01_作成対象 Excel」にフォルダに格納されている複数施設分の登録様式の情報が一括で1つの CSV ファイルに変換される。）

⑦ 業務メニュー画面から、「ファイル取り込み／ファイル出力」をクリックし、ファイル取込の「取込ファイルの選択」にて、⑥で作成した CSV ファイルを選択し、「登録する」ボタンをクリックする。

⑧ 業務メニュー画面から、「登録情報検索・管理」をクリックし、⑦で登録した情報の施設情報の内容を確認のうえ、「確認して提出する」をクリック、内容に問題がなければ、「公表する」ボタンをクリックし公表。

また、生活関連情報管理システムには、最新の登録様式やマクロなどを掲載しておりますので、利用時には必ず掲載されているものをダウンロードのうえ、ご活用ください。

【生活関連情報管理システムヘルプページ（マニュアル掲載場所）】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/index.php?action_seikatukanri_static_help=true

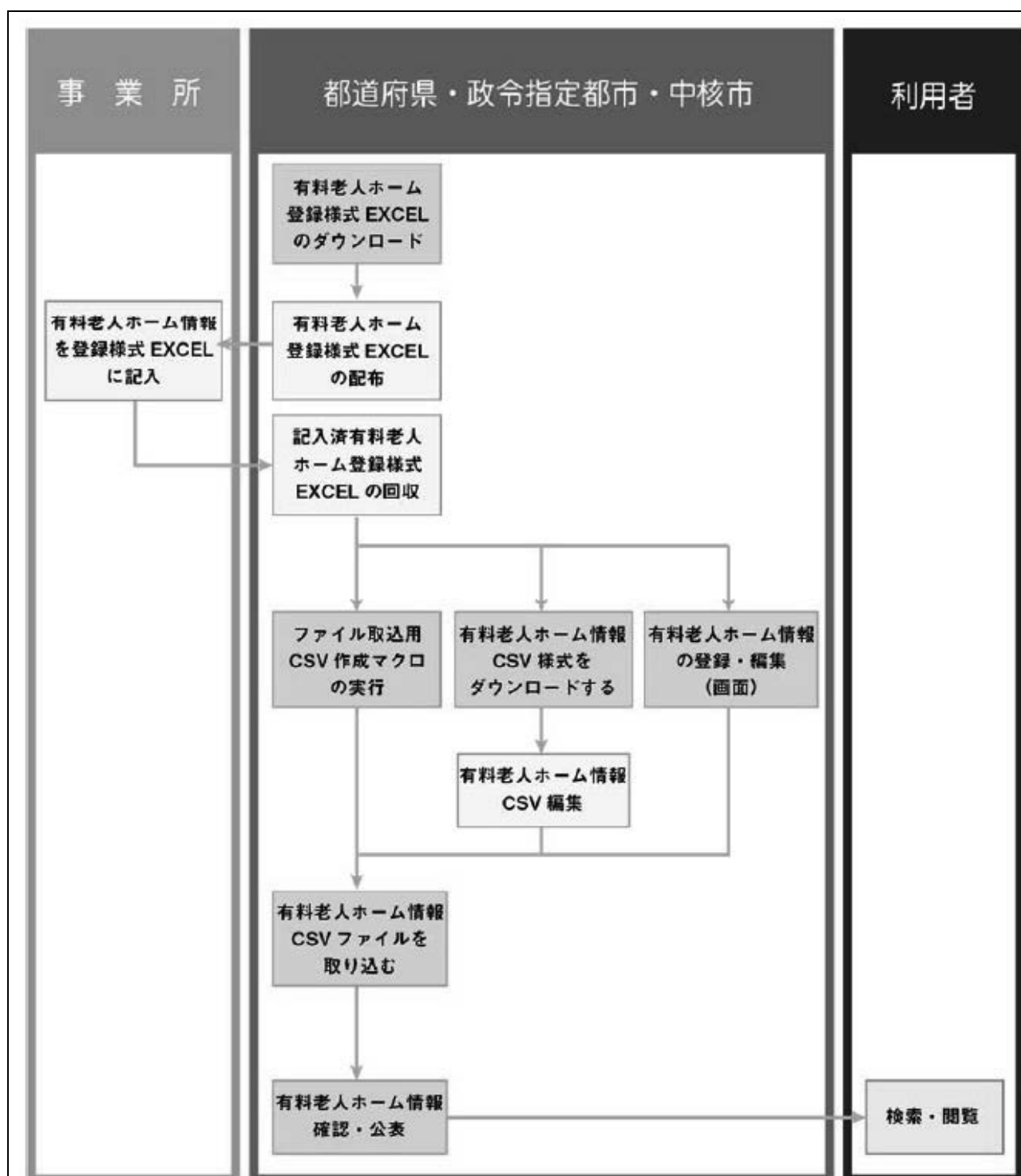
○ 有料老人ホーム情報公表に関する一連の操作は以下のマニュアルをご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）

○ その他、都道府県等におけるアカウント情報等の設定など、有料老人ホームの情報登録に係る部分以外については以下の「生活関連情報管理システム操作マニュアル」をご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル

<有料老人ホーム情報公表の流れ>



(3) 留意事項

① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（介護付き有料老人ホーム）の取扱いについて

介護付き有料老人ホームについては、既に介護サービス情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームのタイプによって情報量が異なることを避けることから、介護付き有料老人ホームについては、従来の特定施設入居者生活介護としての公表に加え、上記の生活関連情報（有料老人ホーム）での公表もお願いします。

また、災害時情報共有システムにおいて、特定施設入居者生活介護は、介護サービス情報ではなく、生活関連情報

（有料老人ホーム）の情報を活用して運用することとなりますので、災害時情報共有システムを利用するためにも、生活関連情報（有料老人ホーム）での公表も行っていただくようお願いします。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、上記の方法による生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。

また、災害時情報共有システムにおいて、サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報を活用して運用することとなります。仮に生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表も行った場合、災害時情報共有システムの ID 等が複数発行され、災害発生時等の運用に支障を来す恐れがありますので、生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

③ 標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」から様式を変更したい場合

登録様式内への項目追加、削除などの編集は不可となっています（シートの追加・削除も不可）。このため、重要事項説明書として、登録様式に加え、独自に把握したい項目がある場合には、登録様式とは別の様式をご用意していただくようお願いします。

なお、独自に用意された様式の情報について、介護サービス情報公表システムに掲載することはできませんので留意ください。

④ 既存施設の情報公表について介護サービス情報公表システムにおいて、多くの有料老人ホームの情報を検索できるようにすること、また、災害時情報共有システムの運用とも連動することから、なるべく早期の情報公表を行っていただくよう、お願いします。

⑤ 定期的な情報更新について

事業者から変更の届出があった場合や、定期的な報告徴収において情報が変更された場合は、その都度情報の更新を行うようお願いします。（情報の更新方法は今後マニュアルに追加する予定です。マニュアルの更新時期は追ってご連絡いたします。）

2. 災害時情報共有システムとの関連について（※詳細は「災害時情報共有システム事務連絡」参照）

災害時情報共有システムは、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を付加するかたちで構築しております。

災害時情報共有システムを利用するには、有料老人ホーム情報を生活関連情報（有料老人ホーム）に登録しておく必要がありますので、積極的な情報登録をお願いします。

なお、災害時情報共有システムを開始するにあたり必要な手続き等は、都道府県が中核市分も含め行うこととなりますので、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照のうえ、適宜、都道府県は中核市から災害時の情報確認に使用する緊急連絡先等の情報施設を入手するなど、都道府県と中核市とで連携のうえで進めていただくようお願いします。

また、中核市においては、登録した有料老人ホームの情報に限り、災害発生時の回答内容の確認や、未回答事業所の確認等が可能になります。中核市における被災状況や回答状況の確認など、必要に応じて、災害発生時における都道府県との連携体制の構築も行うようお願いします。

<問い合わせ先>

● 有料老人ホームの情報公表の考え方・全般

厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係

E-mail: kourei-juutaku@mhlw.go.jp 電話：03-5253-1111（内線：3981）

● 介護サービス情報公表システムの操作方法についての問合せ

◆資料９ 「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（令和３年６月２３日）」

事務連絡

令和３年６月２３日

各 都道府県、指定都市介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和３年３月９日）においてご案内のとおり、災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能を追加いたしました。

被災情報共有機能の利用にあたり、都道府県・指定都市において、介護施設等に対するＩＤの発行や緊急連絡先の把握等が必要となるため、必要な手続きについて依頼させていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市におかれましては、管内市区町村及び関係施設・事業所に対し、ご周知いただきますよう、お願いいたします。

（別紙）

介護施設等における災害時情報共有システムの運用に向けた取扱いについて

１．システム利用登録について

介護施設等が、災害時情報共有機能を利用するためには、都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）において、介護施設等に対する利用登録が必要です。

（１）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（※特定施設を除く）

・ 情報公表システムのＩＤ（介護保険制度における事業所番号（以下「介護事業所番号」という。））により利用することができます。（別途利用登録をする必要はありません。）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムＩＤを利用せず、（３）で対応するＩＤを使用することとなります。

（２）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所

・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、（１）と同様、情報公表システムの介護事業所番号により利用することができます。

・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。

（３）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

・ （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、災害時の情報共有機能を利用可能にするために、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。

・ なお、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を除く）については、被災確認計画の前に生活関連情報管理システムでデータを登録する必要があります。

（表１）被災情報共有機能の利用にあたり必要なログイン ID

		被害報告機能への ログイン方法	自治体での ID 付与作業
ア	(1) の施設（※特定施設を除く）	情報公表 ID	不要
イ	(2) の施設（情報公表を実施）	情報公表 ID	不要
ウ	(2) の施設（情報公表を未実施）	被災確認対象事業所番号	必要
エ	(3) の施設（※特定施設を含む）	被災確認対象事業所番号	必要

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、エ（３）の施設としての対応となります。

2. 被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの設定・通知について（表１のウ及びエに該当する施設のみ）

（１）被災確認対象事業所番号の設定について

被災確認対象事業所番号は、都道府県等において、サービスの種類ごとかつ事業所ごとに、以下の体系に基づき付番して下さい。

□□□□□ □□□ □□□□□

A B C

A：市区町村番号（５桁）

B：事業区分番号（３桁）

サービス付き高齢者向け住宅 ９００

養護老人ホーム ９１０

有料老人ホーム ９２０

軽費老人ホーム ９３０

生活支援ハウス ９４０

公表対象外の事業所 ９５０

C：事業所番号（５桁） ※都道府県等において設定

（２）初期パスワードの設定について

初期パスワードは、都道府県等において、８文字以上 20 字以内（半角英数字）で任意に設定して下さい。

（３）被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの通知について

設定した被災確認対象事業所番号及び初期パスワードについて、都道府県等から介護施設等に通知して下さい。

3. 被災確認計画（被災状況確認対象事業所一覧）の作成について（表１のウ及びエに該当する施設のみ）

都道府県等は、情報公表の対象外である介護施設等（表１のウ及びエ）については、被災状況の確認対象となる介護施設等の一覧として、「被災確認計画」を作成する必要があります。

一部の項目は、情報公表システムから取り込まれますが、介護施設等の緊急連絡先等については、都道府県等において確認し、介護サービス情報管理システムからダウンロードした様式に入力する必要があります。

（介護サービス情報管理システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/>（都道府県コード）/

（図１）被災確認計画様式

項目名称	区分	システムID	被災確認計画事業所番号	パスワード	事業所名称	事業所住所	担当者	電話番号	メールアドレス	備考	緊急連絡先電話番号	緊急連絡先メールアドレス	緊急連絡先備考
属性	半角数字	半角数字	半角数字	半角英数字	文字列	文字列	文字列	半角数字 半角ハイフン	半角英数字 半角記号	文字列	半角数字 半角ハイフン	半角英数字 半角記号	文字列
桁数	1桁固定		13桁固定	8文字以上 20文字以下			255文字以内	13桁以内（半角ハイフン含む）	255文字以内	255文字以内（改行可）	255文字以内（半角ハイフン含む）	255文字以内	255文字以内（改行可）
値の意味	必須・修正 1:削除												
備考	値の整合性 チェックあり		値の整合性チェックあり	文字数 チェックあり			上限文字数 チェックあり	上限桁数チェックあり	メールアドレス形式 チェックあり 上限文字数チェックあり	上限文字数 チェックあり	上限文字数 チェックあり	メールアドレス形式チェック あり 上限文字数チェックあり	上限文字数 チェックあり
今回の情報管理に 係る留意 事項	該当する番号を 記入	現時点では記入不要で す。	都道府県等で設定して下 さい	都道府県等 で設定して 下さい	各自自治体で管理されて いる事業所の名称を記 入してください	各自自治体で管理されて いる事業所の住所を記 入してください							
必須項目 の該当 記入例	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目		必須項目	必須項目	必須項目
	0	-	0400092000001	P@ssw0rd	〇〇ホーム	〇〇県〇〇市〇〇1- 1-1	介護太郎	03-0000-0000	kaigo@kaigo.jp	備考を記入	介護次郎	090-1111-1111	kaigo@mobile.jp

（被災確認計画の項目）

**事業所番号、パスワード、事業所名称、事業所住所、担当者、電話番号
メールアドレス、緊急連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）**

（１）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所

・ 被災確認計画の全ての項目の情報は、情報公表システムの事業所計画の情報が使用されます。（今般の特段の作業はありません）

（２）介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所

・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、（１）と同様、情報公表システムの事業所計画が使用されます。
・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。

（３）有料老人ホーム

・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目は、生活関連情報管理システムに登録されたデータが使用されます。緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。

・ なお、有料老人ホームについては、令和３年度から情報公表システム（生活関連情報）の公表対象となりました。被災確認計画の作成には、事前に有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録が必要です。生活関連情報システムへの登録については、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和３年６月２３日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）をご確認下さい。また、有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録は、都道府県、指定都市、中核市において行うこととされており、都道府県におかれましては、中核市と連携して進めていただくようお願いします。

（４）サービス付き高齢者向け住宅

・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目について、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで公開されたデータが取り込まれています。

緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。

（５）軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

・ 都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。

（表２）被災確認計画の作成にあたり情報の取得先となるシステム等

	事象所情報の取得先
(1)の施設（※特定施設を除く）	介護サービス情報公表システム
(2)の施設（情報公表を実施）	介護サービス情報公表システム
(2)の施設（情報公表を未実施）	—（都道府県等において把握）
(3)の施設（※特定施設を含む）	
・有料老人ホーム	生活関連情報管理システム
・サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
・養護、軽費、生活支援ハウス	—（都道府県等において把握）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、（３）の施設としての対応となります。

【留意事項】

・介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所で任意の公表を行う事業所は、災害時に必要な連絡が適切に行うことができるよう、緊急連絡先等の登録情報に誤りがないかあらためて確認いただき、変更がある場合には速やかに更新するよう周知をお願いいたします。

・介護施設等における災害時情報共有システムは、現行の情報公表システムに災害時における被害状況や連絡事項等の報告機能を追加したものであるため、一部の項目の取扱いが、児童福祉施設等や障害者支援施設等の関係とは異なりますのでご留意下さい。

（主な相違点）

項目	介護	子ども・障害
福祉避難所の有無	—（記載欄なし）	基本情報
非常用自家発電の有無	災害時情報	基本情報
ハザードマップ該当フラグ	—（記載欄なし）	基本情報

（図２）被災確認計画のダウンロード手順

1 被災状況確認対象事業所管理のメニューをクリックする。

（表 略）

2 被災確認計画を登録するサービスを選択する。（表は有料老人ホームの例）

（表 略）

3 「登録用CSV様式の説明」をクリックし Excel をダウンロードする。

（表 略）

4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて

介護サービス情報報告システムのヘルプに掲載していますので、ダウンロードしてご確認ください。

●都道府県マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/index.php?action_kanri_static_help=true

●事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

5. 災害発生時の対応について（別紙１「災害発生時のフロー」及び別紙２「災害時情報共有システム 被災状況報告項目」参照）

（１）国における災害情報の登録

・災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。

（災害情報の登録例）令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨・ 災害情報登録後、厚生労働省より都道府県等宛てに災害情報を登録した旨の連絡をメール等により行います。

（２）都道府県・指定都市による介護施設等に対する連絡

・ 厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、都道府県等は、速やかに管内の介護施設等に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡して下さい。

（３）介護施設等における被害状況の報告

・ 都道府県等からの連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。

・ 報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するよう、周知をお願いします。

・ 被害が甚大で施設からの報告がない場合や、通信手段の途絶等により介護施設等における報告が困難な場合には、都道府県等や関係団体等による現地確認等を通じて把握した情報に基づき、都道府県等において入力することも可能です。

（４）都道府県等による被害情報の確認

・ 都道府県等は、管理システムの被災状況集計機能を活用し、管内の介護施設等の被害状況を確認することが可能です。

・ 被災状況集計機能の活用方法として、例えば、被害が甚大な地域に所在する施設のうち被害状況の報告がないものを抽出し、都道府県等による状況確認や支援の優先順位の判断に役立てる等が想定されます。

・ 大規模災害時には、関係団体等による活動を通じて把握される情報も多く、初動において重要な情報源となることを踏まえ、都道府県等におかれては、被害状況の把握や把握した情報の共有等について、平時から、関係団体等と連携・協議に努めて下さい。

・ なお、管理システムにアクセスできるのは都道府県及び指定都市であり、中核市やその他の市町村は管理システムにアクセスできません。このため、都道府県は、中核市管内の施設に係る情報収集や情報提供等について、中核市と連携して進めていただくようお願いします。

（５）システム未登録の介護施設等に係る被害情報の確認

・ 都道府県等は、災害発生時点でシステムに施設情報が登録されていない介護施設等については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和３年４月１５日子発 0415 第４号、社援発 0415 第５号、障発 0415 第１号、老発 0415 第５号）の別紙様式を利用し、メールにて厚生労働省に被害状況を提供して下さい。

６．その他

（１）都道府県等におかれては、災害担当所管課、介護施設・事業所運営指導所管課、介護サービス情報公表制度所管課等の関係課室が連携し、各課の役割分担や担当者との設定、災害時における業務フローの確認など、平時から協議・検討いただきますようお願いいたします。

（２）「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和３年４月１５日子発 0415 第４号、社援発 0415 第５号、障発 0415 第１号、老発 0415 第５号）も合わせてご確認ください。

<問い合わせ先>

●災害時情報共有システムの考え方・全般

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

E-mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111（内線：3927）

●災害時情報共有システムの操作方法についての問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク

E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

◆資料 10 「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）（令和 3 年 9 月 22 日）」

事務連絡

令和 3 年 9 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 2 年 12 月 23 日。以下「審議報告」という。）において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

記

1. 趣旨・目的・仕組み等

（1）居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

○ 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分にご留意の上、ご対応をお願いします。

○ 具体的には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大

臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村に届ける必要があります。

（※）居宅介護支援事業所を抽出する要件居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

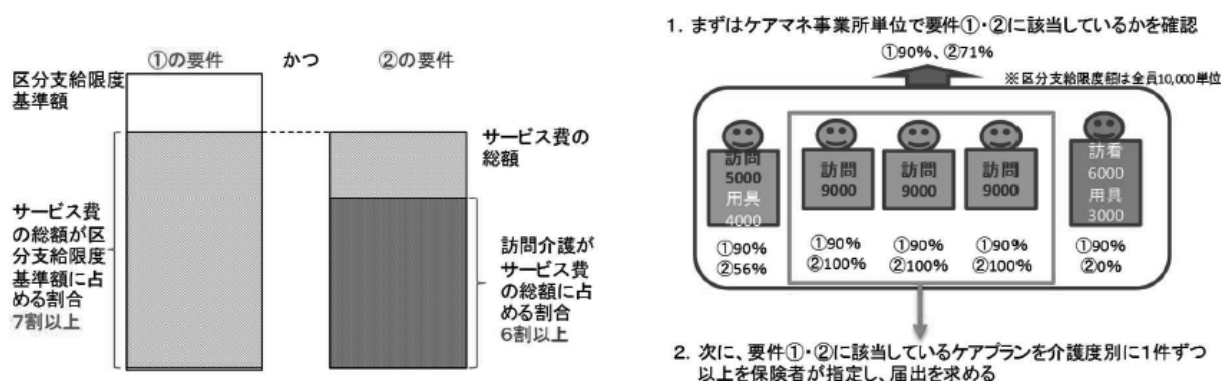
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

（注1）なお、各市町村において、国民健康保険団体連合会と調整の上、地域の実情に応じて、厚生労働大臣が定める基準（従うべき基準）よりも検証対象の範囲を広げるための要件の設定は可能。

（注2）国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではない。

（参考）居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



（以下、略）

◆資料11 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（令和5年7月18日）」

老高発 0718 第1号

令和5年7月18日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）におかれては、有料老人ホームに対する指導監督につ

いて、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、次年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 令和4年度フォローアップ調査（第14回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回（令和3年度）調査の656件（有料老人ホーム全体に占める割合4.1%）に対し、今回（令和4年度）調査では626件（同3.8%）と、件数、有料老人ホーム全体に占める割合ともに減少した。

なお、前回（令和3年度）調査で未届であった有料老人ホーム656件については、令和4年6月30日までに67件が届出され、65件が有料老人ホームに該当しなかったもの（廃業含む）であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、引き続き、老人福祉法の改正内容を踏まえ、市町村との連携のうえ、未届の有料老人ホームの積極的な発見をしていただくとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続きは、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

令和3年4月より施行された老人福祉法の改正において、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村とでより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするとともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされたところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれたい。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化

すること。

また、新たに確認された未届の有料老人ホームについては、届出制度を把握していないこと等も考えられることから、早期に届出を行うよう指導すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（令和3年度）調査に引き続き、今回（令和4年度）の調査においても、老人福祉法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回（令和3年度）調査の44件（前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合2.0%）に対し、今回（令和4年度）調査では41件（同1.8%）となり、件数・割合ともに減少した。これは、有料老人ホームの数が増加している中、前払金の保全措置に関して厳正な指導監督が行われた結果であるが、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態である。保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、これまで、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等）を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項口に掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項口に掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。(ただし、当該助成制度の対象は、平成 28 年度から 1,000 ㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。)

なお、未届の有料老人ホーム(※)については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

(※) ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているため、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

① 1,000 ㎡未満の場合 9,710 円/㎡

② 1,000 ㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710 円/㎡+244 万円まで

以上

(別 添)

令和 5 年 7 月 18 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 4 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査(第 14 回)結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について(令和 4 年 12 月 23 日付け事務連絡)」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回 H21.10.31 時点	第 2 回 H22.10.31 時点	第 3 回 H23.10.31 時点	第 4 回 H24.10.31 時点	第 5 回 H25.10.31 時点	第 6 回 H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数*	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回 H27.6.30 時点	第 8 回 H28.1.31 時点	第 9 回 H28.6.30 時点	第 10 回 H29.6.30 時点	第 11 回 R1.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件	13,354 件
②未届施設数*	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	897 件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%

	第 12 回 R2.6.30 時点	第 13 回 R3.6.30 時点	第 14 回 R4.6.30 時点
①届出施設数	14,695 件	15,363 件	15,928 件
②未届施設数*	641 件	656 件	626 件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%	96.2%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%	3.8%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数※	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30	H29.7.1 ～H30.6.30	H30.7.1 ～R1.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件	746 件	997 件
②未届施設数※	288 件	633 件	127 件	199 件	212 件	150 件

	第 12 回	第 13 回	第 14 回
	R1.7.1 ～R2.6.30	R2.7.1 ～R3.6.30	R3.7.1 ～R4.6.30
①届出施設数	807 件	845 件	881 件
②未届施設数※	160 件	179 件	117 件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況（令和 4 年 6 月 30 日時点）

	施設数	届出 に係る指導
令和 4 年 6 月 30 日時点の「未届の有料老人ホーム数」 (※1)	626 件	334 件
（うち）令和 4 年 6 月 30 日までに届出済	67 件	49 件
（うち）令和 4 年 6 月 30 日時点で未届	522 件	271 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該 当しなかったもの等（※2）	65 件	14 件
令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日時点で新たに 把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	117 件	35 件
（うち）令和 4 年 6 月 30 日までに届出済	7 件	2 件
（うち）令和 4 年 6 月 30 日時点で未届	104 件	32 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該 当しなかったもの等（※2）	6 件	1 件

(※1)「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

(※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について（令和 4 年 6 月 30 日時点）

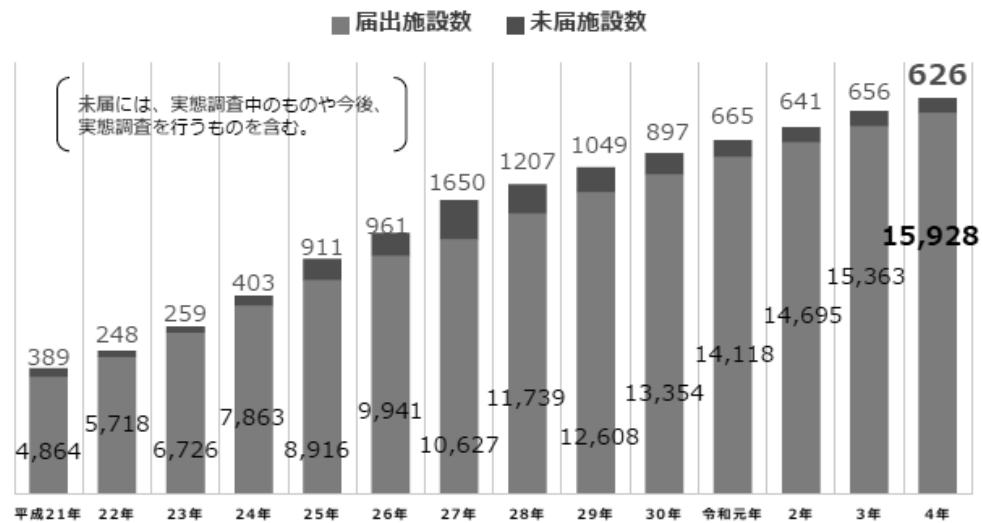
老人福祉法第 29 条第 9 項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
有料老人ホーム数 ※ 平成18年3月31日以前に届出されたものを含む	15,928 件
（うち）前払金を徴収している施設数	2,268 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	2,227 件
銀行等による連帯保証委託契約	845 件
信託会社等による信託契約	627 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	549 件
保険会社による保証保険契約	108 件
その他	98 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	41 件
$\text{②} / (\text{①} + \text{②}) \times 100$	1.8%

（都道府県別表等 略）

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。



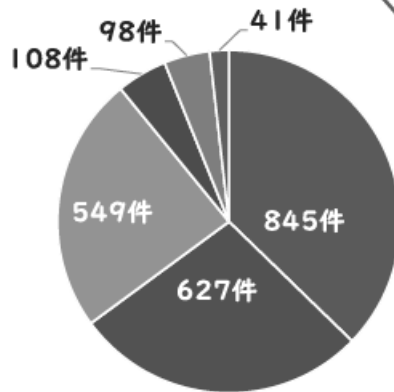
出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
※3年度	2.0%
※4年度	1.8%



有料老人ホーム数	15,928件
（うち）前払金を受領している施設数	2,268件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	41件

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和4年6月30日時点）

◆資料 12 「有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための指導監督の徹底について（令和5年10月31日）」

事務連絡

令和5年10月31日

都道府県

各 指定都市 老人福祉主管部（局） 御中

中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための
指導監督の徹底について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

有料老人ホームの運営状況について、令和5年6月15日付け事務連絡にて照会を行った調査の結果、下記のとおり、有料老人ホームの設置者が入居者の介護サービスの利用にあたり特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる事例や、自治体が入居者等からの相談・通報を受け付け調査を実施したが、指導等には至らなかった事例があること等が確認されました。

都道府県等は、有料老人ホームに関して入居者等からの相談・通報があった際には「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知。以下「指導指針」という。）

を目安として策定された各都道府県等の指針の基づき、必要な調査又は老人福祉法第 29 条第 13 項に基づく立入検査を行い、不適切な行為が確認された場合は老人福祉法に基づく指導監督を行う必要があります。

具体的には、入居者等からの相談・通報をきっかけに、有料老人ホームにおいて適正なサービス提供がなされているか疑われるような事例を把握した際は、

- ・ 都道府県等は、住宅部局と連携し、家賃の設定が不適切な可能性がないか、入居契約内容を確認すること
- ・ 都道府県等は、相談・通報内容について市町村の介護給付費適正化担当部署に情報提供を行うこと
- ・ 市町村は、当該有料老人ホームに居住する者のケアプランを作成している居宅介護支援事業所について、有料老人ホームの指導監督を行う都道府県等と連携して、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっているかの観点から、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を積極的に行うこと（別添資料①参照）などにより、下記内容にも留意しつつ指導監督の徹底を図られるようお願いいたします。

一方、今回の調査結果では、有料老人ホームの設置者が、医療機関や医師（歯科を含む。）に対して、入居者を患者として紹介する対価として金品を要求するといった事例については確認されませんでした。指導指針において「医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならない」とされていることを踏まえ、相談・通報を受けた場合には必要な調査を実施し、適切な指導監督をお願いいたします。

なお、今後、厚生労働省老健局において、令和 4 年度の「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」の実施状況について調査を行うこととしており、その結果について指導監督の参考としていただくよう情報提供を行う予定です。

都道府県におかれましては、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施に当たり市町村と連携して取り組むことが重要であることから、本内容につきまして貴管内の市町村へ周知をお願いいたします。

記

（１） 調査結果の概要

- ・ 入居者の介護サービス利用が特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる相談・通報件数 …42 件

- ・ 上記 42 件のうち、

任意の調査又は法・指針に基づく報告・徴収・検査を実施した事例 …25 件

相談・通報を受け付け、対応を終了した事例 …12 件

対応を検討中・その他 …5 件

- ・ 調査等を実施した 25 件のうち、

任意の口頭指導または文書指導を実施した事例 …14 件

指導等には至らなかった事例 …9 件

対応を検討中 …2 件

（法に基づく措置を実施した事例は 0 件）

（２） 入居者等からの相談・苦情の例

今回の調査結果から、有料老人ホームの設置者が入居者・家族又は入居者を担当するケアマネジャーに対し次のような働きかけを行っているとする相談・通報が確認されました。

- ・ 系列の事業所を利用しなければ家賃の値上げを行うことをほのめかされた事例

相談者が入居後に有料老人ホームの施設長から、設置者が運営する通所介護事業所を週 4 日間必ず利用するように言われた。入居以前から通っていた馴染みの通所介護事業所を利用したいと申し出たが、有料老人ホームの施設長から、「利用しなければ家賃を上げることになる」と言われた。

- ・ 居宅介護支援事業所の変更を求められた事例

相談者は有料老人ホームに入居する前から利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがホームに入居後も引き続き担当することを希望していた。入居前に、有料老人ホームが指定した居宅介護支援事業所に変更しなければ入居を断らざるを得ないと有料老人ホームの法人本部の職員に言われた。

・ ケアマネジャーがケアプランの変更を求められた事例

有料老人ホームの入居者を担当しているケアマネジャー（※当該ホームの設置者と異なる法人が運営する居宅介護支援事業所の職員）が、当該有料老人ホームの職員から、ホームに併設された通所介護事業所の利用を加えたプランに変更するよう依頼された。

（３） 指導監督等に当たっての留意点

前述の事例に限らず、入居者の医療・介護サービスの利用において特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導していることが疑われる相談・通報を受け付けた際は、担当職員のみで判断せず、対応方針を管理職と協議を行い必要な調査を実施するようお願いします。

また、相談・通報を受け付けた上で調査を行ったが、指導を要する事例には当たらないと判断されたものには、「他の入居者のケアプランについて調べたところ、本人が希望する事業所を利用していることが確認された」、「他の介護サービス事業所の利用を可としていることが職員へのヒアリングにより確認された」とするものがありました。このような事例は、入居者が利用するサービスの限定・誘導に当たるとは必ずしも言えませんが、個別事情を把握した上で判断することが重要です。また、サービスの限定・誘導には当たらないと判断された場合であっても、当該有料老人ホームの設置者に対し利用者・家族及び担当ケアマネジャー等からの誤解を受けないよう指導指針の内容について改めて説明を行うとともに、当該介護サービス事業所に対する指導監督を行っている自治体と連携し、「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」を優先的に行うことにより、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっているかの観点から、必要に応じ改善を促す等の方法が考えられます。

一方で、利用者の課題やニーズに沿った適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所と連携し、良質な住まいを提供している事例もあるところです。こうした良質な住まいの拡充のため、有料老人ホームを含む高齢者向け住まい等における適切なケアマネジメントのあり方を整理し、設置者、ケアマネジャー、及び利用者・家族の理解を促す啓発資料を作成しておりますのでご活用ください（別添資料②③④）。

（４） 別添資料

① 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和３年３月１８日付け、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

② 高齢者向け住まい運営事業者・職員向け啓発資料

③ ケアマネジャー向け啓発資料

④ 入居者・入居検討中の方・ご家族向け資料啓発資料

（５） 本件についての問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係 落合・松本

電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ３９８１）

FAX：０３-３５９５-３６７０

Mail：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

（参考）

○有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成１４年７月１８日付け老発第 ０７１８００３ 号、最終改正令和３年４月１日老発 ０４０１ 第 １４ 号厚生労働省老健局長通知）（抄）

８ 有料老人ホーム事業の運営

（９） 医療機関等との連携

イ～ニ （略）

ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療を誘引するためのものではない。

ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

8 有料老人ホーム事業の運営

(10) 介護サービス事業所との関係

イ (略)

ロ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定または誘導しないこと。

ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

第2章 指導根拠としての有料老人ホーム設置運営指導指針

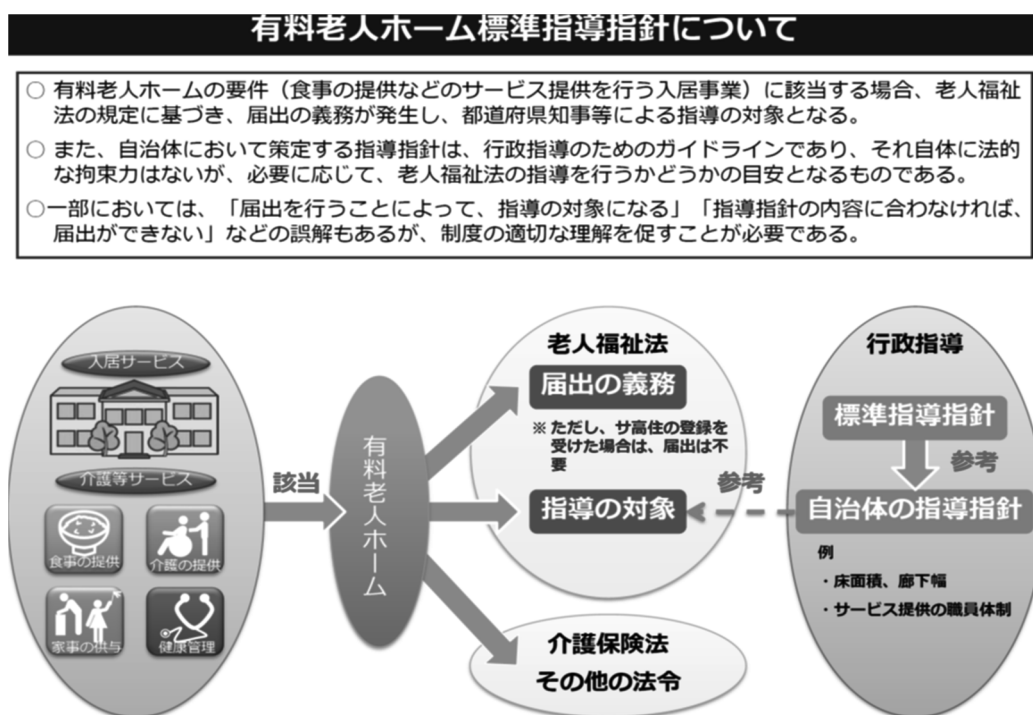
有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という。）は昭和48年に厚生省（当時）が策定し、機関委任事務として全国の都道府県がこれに基づく行政指導を行ってきた。その後、平成18年度、同24年度の地方分権によって、有料老人ホームの指導監督行政は自治事務となり、都道府県、政令指定都市、中核市に権限委譲された。これにより、現在は厚生労働省が作成する「標準指導指針」を参考にして各自治体が地域性を踏まえ、独自に指導指針を策定している。

指導指針の性格は、地方自治体が老人福祉法に基づき事業者の指導監督を行うための基準だが、事業者にとっての事業基準がないため、実質的にホーム運営を行う上で遵守すべきルールとしての役割も果たしている。自治体や事業者の中には、指導指針は単なる目安であるとの誤認も見られるが、行政処分を行う際の根拠となりうるものであり、その遵守が求められている。

令和3年4月1日付けで標準指導指針が改正された。これは、老人福祉法改正に伴い、入居者保護のため更なる指導の徹底を図る観点から、都道府県に届出のあった有料老人ホームの情報を市町村に通知することを義務づけるとともに、未届の疑いのある有料老人ホームを市町村が発見したときは、都道府県に通知するよう努めることとしたものである。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、地方自治体の有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっている。

◆資料13 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針の位置づけ」



（1）有料老人ホーム設置運営標準指導指針（厚生労働省）のポイント

厚生労働省の標準指導指針は、用語の定義から電磁的記録等までの14項目で構成されている。ここでは、項目ごとのポイント、また規定に基づく指導監督事例を示すので参考にされたい。

老発第 0718003 号

平成 14 年 7 月 18 日

最終改正 老発 0401 第 14 号

令和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、介護保険制度改正において、入居者保護のため、更なる指導の徹底を図る観点から、老人福祉法を改正し、都道府県に届出のあった有料老人ホームの情報を市町村に通知することを義務づけるとともに、未届の疑いのある有料老人ホームを市町村が発見したときは、都道府県に通知するよう努めることとしたところである。

このほか、令和 3 年度介護報酬改定が行われたこと等を踏まえ、今般、別添のとおり標準指導指針を改正することとしたので、次の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。なお、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 標準指導指針の性格

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに対する期待が大きいこと、入居に当たり前払金を支払う場合を含めて大きな金銭的な負担を伴うことから、行政としても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供されることが重要である。

このような事業の性格を踏まえ、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、本標準指導指針を参考として、地域の状況に応じて指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき設置前及び事業開始後において継続的な指導を行われたい。なお、指導指針を作成していない場合は、本標準指導指針に基づき指導を行うこととして差し支えないが、できる限り速やかに指導指針を作成されたい。

2 指導上の留意点

(1) 有料老人ホームの定義の周知

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の

家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、都道府県等において受理を拒否することの裁量の余地はない。

なお、有料老人ホームは、老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととする。

以上の内容を事業者に対して周知し、必要に応じて届出を求めることをお願いしたい。

(2) 有料老人ホームに該当することの判断

老人福祉法第 29 条第 1 項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化しているところであるが、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解するものである。

従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。

老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、事業者に対して指導の徹底をお願いしたい。

(4) 有料老人ホームの特定

まずは、有料老人ホームに該当する可能性のある施設を的確に把握することが必要である。このため、特に都道府県においては市町村と必要な情報を共有するなど、密に連携してその把握に努めることが重要である。

その結果、未届の有料老人ホームを把握した場合にあっては、都道府県等において、その施設が有料老人ホームに該当する旨を設置者に対して通知するなどの方法により、有料老人ホームであることを特定した上で、指導を行うことも有効である。届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、老人福祉法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

また、介護保険法の住所地特例の規定など、他の法律においても、有料老人ホームであることを前提とした制度があることから、これらの業務の明確化を図る上でも、適切に有料老人ホームの特定を行うことが必要である。

(5) 地域の状況に応じた指導指針の策定

標準指導指針においては、介護居室の床面積等について規定しているが、本来これらは地域の状況に応じて求められる水準が異なる場合も想定され、必ずしも全国一律に適用しなければならないものではない。このため、指導指針の策定又は変更にあたっては、地域の状況に応じて規定することも差し支えない。

(6) 有料老人ホーム情報の報告、情報開示等

入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、老人福祉法の規定に基づき、設置者に対して、有料老人ホーム情報を報告させること。

また、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

さらに、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、入居案内パンフレット等について、定期的に又は変更の都度、提出を求め、表示と実態が乖離することのないよう指導されたい。

その上で、各都道府県においては、設置者から報告のあった有料老人ホーム情報を公表するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

なお、重要事項説明書等の公開にあたっては、介護サービス情報公表システムの活用も検討すること。

(7) 有料老人ホームに対する指導

①立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。また、合理的な理由がなく、再三の指導に従わない場合は、老人福祉法に基づく改善命令等必要な対応を行うこと。特に、立入調査において、入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

また、立入調査に限らず、老人福祉法に基づく定期の報告徴収の際を活用するなどにより、状況の把握に努めること。

②集団指導

有料老人ホームに対する指導として、個別の有料老人ホームへの立入調査のほか、必要に応じて、複数の事業者を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を適宜実施されたい。

集団指導に当たっては、講習の内容に応じて事業者を選定し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により事業者へ通知した上で、指導指針の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。その際、多くの事業者が参加できるよう、必要に応じてオンラインでの開催なども検討すること。また、届出を行っていない有料老人ホームに対しても集団指導に参加するよう働きかけること。さらに、集団指導に欠席し

た事業者に対しては、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(8) 全国有料老人ホーム協会との連携

有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携を図ることとし、同協会への入会や同協会に設けられている有料老人ホーム入居者生活保証制度の加入についても十分配慮するよう指導されたい。

(9) 介護サービスに係る表示の留意事項

介護が必要となった場合に、介護保険の訪問介護等を利用することとなっている有料老人ホームについては、当該有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しているとは認められないため、重要事項説明書等における職員数の表示に訪問介護事業所等の勤務時間を重複して計上することや、広告等において「介護付終身利用型有料老人ホーム」、「ケア付き高齢者住宅」、「終身介護マンション」等の表示を行うことは不当表示となるおそれがあるので留意されたい。

(10) 関係機関との連携

有料老人ホームの指導に当たっては、以下の関係機関と十分な連携を図られたい。

①介護保険担当部局（管内の市町村を含む。）

- ・介護サービス基盤の整備等について

②住宅担当部局

- ・サービス付き高齢者向け住宅の運用について

③開発許可・建築確認担当部局（管内の市町村を含む。）

- ・有料老人ホームの設置計画の事前把握について

④消防担当部局（所轄の消防署を含む。）

- ・有料老人ホームの防火安全対策の推進について

⑤景品表示法担当部局

- ・有料老人ホームの表示の適正化について

⑥消費生活センター、国民健康保険団体連合会等

- ・苦情対応、入居者保護等について

3 指導指針の取扱いと届出の関係について

(1) 「届出」に対する適切な理解の促進

有料老人ホームにおいては、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることを踏まえて、地域に開かれた存在であることが求められる。また、必要に応じて行政庁が適切に関与するための前提として、その設置者に対して「届出」を義務付けている。

一部において、届出を行うことで指導指針等による行政指導の対象となるかのような誤解もあるが、食事の提供など有料老人ホームの要件に該当する事業であれば、届出の有無にかかわらず、老人福祉法上の有料老人ホームとして取り扱われる。つまり、有料老人ホームとして取り扱われることを回避するために届出を行わないという行為には合理性がないことから、設置者に対しては、その旨を丁寧に説明し、自ら届出を行うよう促していただきたい。

なお、有料老人ホームの届出は、老人福祉法上の定義に適合する場合に必要な手続に過ぎず、これを行うことによって「有料老人ホーム」という名称を使用しなければならないわけではないところであり、その点についても適切に説明していただきたい。

(2) 指導指針の適切な運用

一方で、有料老人ホームの設置者が、「届出」の趣旨や効果について誤解をしていることの一因は、これまでの行政指導において、あたかも指導指針が届出基準であるかのように扱ったり、その規定の内容に強制力があるかのよう

な指導を行ってきたりした経緯にある、という可能性にも目を向ける必要がある。行政指導を行う側と受ける側では違った受け止め方をする可能性があることに留意し、丁寧な制度説明が必要である。

有料老人ホーム制度が「届出」に基づくものになっているのは、民間の創意工夫を尊重し、高齢者の多様なニーズに応じた取組を進めやすくするためのものであるとともに、高齢者の福祉を損なうものであると認められるときには行政庁が介入する必要があるためである。仮に、届出を行いにくいような環境を現出させた場合、民間の創意工夫を阻害するだけでなく、結果として、届出が行われない物件が増えることとなり、そのような物件の把握や、届出を促すための指導に関する業務が拡大し、本来の福祉的な観点での指導等を行うことが困難になることも懸念されるため、二重の意味で制度の趣旨を損なうことになりかねない。

従って、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行いやすくなる環境を構築することは、地方公共団体における届出促進に関する業務を軽減し、結果的には、入居者の適切な処遇を確保するための施策に注力することが可能になると期待できることから、今回の標準指導指針の改正を機会に、各地方公共団体においては、指導指針の内容の見直しだけでなく、その運用の方法についても見直しを行い、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行うことを促すような取組を進めるよう、願う。

(3) 既存建築物や小規模建築物を活用する取組への対応

有料老人ホームにおける居住の質を確保するためには、指導指針への適合が一つの目安となるところである。その一方で、指導指針への適合を画一的に求めることは、事業者による有料老人ホームの届出意欲を削ぎ、結果として、都道府県等が把握できない有料老人ホームを増加させることにもつながりかねず、入居している高齢者に対する不適切な処遇や虐待などの発見が遅れる可能性も生じる。

特に、住宅の転用など既存建築物を活用する場合や小規模な建築物で運営を行う場合については、標準指導指針で示している設備基準への適合を求めることは困難であることも多いと考えられるため、民間の活力と創意工夫を取り入れた取組を行っている事業者自らの届出を促す観点から、入居者への十分な説明を前提に、

① 標準指導指針で示している規定の趣旨を満たすような代替の方法によること

② 将来的な改善に向けた計画を策定していること

などの方法により、標準指導指針上も差し支えないものとする旨を明記しているため、指導指針の策定や運用においても、個別具体的内容を吟味した上で、適切な指導を行うように留意されたい。

4 主要な改正点

(1) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

(2) 書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとした。

5 その他

(1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、令和3年7月1日から適用する。

ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うことと

し、その適用日についても、令和3年7月1日以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。

なお、今般、標準指導指針に新たに追加された計画の策定等について、指導等に当たっては、特定施設入居者生活介護の基準等においては、以下の一定の経過措置期間が設けられていること等に留意すること。

① 標準指導指針7(2)二に示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること。

② 標準指導指針8(5)に示す業務継続計画の策定、同指針8(7)に示す衛生管理等及び同指針9(6)ロからホに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること。

③ 標準指導指針12(8)四に示す事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、軽費老人ホーム等の基準においては、令和3年9月30日までは努力義務としていること。

(2) 経過措置

本標準指導指針の適用の際現に存する有料老人ホーム、既に着工している有料老人ホーム等については、構造設備に係る規定を満たさない場合、従前の規定によることとして差し支えない。

【有料老人ホーム設置運営標準指導指針】

○全体構成

- 1 用語の定義 2 基本的事項 3 設置者 4 立地条件 5 規模及び構造設備
6 既存建築物等の活用の場合等の特例 7 職員の配置、研修及び衛生管理 8 有料老人ホーム事業の運営 9 サービス等 10 事業収支計画 11 利用料等 12 契約内容等 13 情報開示
14 電磁的記録等

1 用語の定義

【ポイント】

◆住宅型ホームが独自に行う介護も「介護サービス」と呼称できる。従来は「介護」と称することができなかったため、「生活支援サービス」等とされてきたもの。

規 定

解説：○、自治体指導事例：－

この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項に規定する施設

二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のイからニまでのいずれかをする事業

イ 入浴、排せつ又は食事の介護

ロ 食事の提供

ハ 洗濯、掃除等の家事の供与

ニ 健康管理の供与

三 サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム

四 サービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービ

○サービス付き高齢者向け住宅は原則的に老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームであるが、届け出を適用除外されており、設置届は任意の取り扱いとなる。

ス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業 五 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。） 六 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない） 七 特定施設入居者生活介護等 次のイ、ロ及びハに掲げるサービス イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護 ロ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 ハ 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 ハ 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のイ及びロに掲げる有料老人ホーム イ 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム ロ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム	○住宅型ホームが雇用する介護職員が介護保険外で提供する介護サービスが含まれる。
---	--

2 基本的事項 【ポイント】 ◆医療サービスや介護サービスについて、設置者には入居者の自己選択権を守る義務があり、不当に特定の事業者とこれらの契約を強制してはならない。 ◆有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合、有料老人ホームの設置届は任意であり、また指導指針の一部を適用除外としている。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
有料老人ホームの事業を計画するに当たっては、次の事項に留意すること。 (1) 有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。 (2) 老人福祉法の帳簿の作成及び保存、情報の開示、権利金等の受領の禁止並びに前払金の保全措置及び返還に関する規定を遵守するとともに、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること。 (3) 本指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力する	－設置届提出前の事前協議で、指導指針の遵守を求めた。 －老人福祉法上の届出がされていなかったため、届出するよう指導した。

ことが期待されること。 (4) 特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）又は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）のうち当該施設に該当する基準を遵守すること。 (5) 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成 21 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の五の 4「高齢者居宅生活支援サービスの提供」を参考に、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約を締結することなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスを設置者が妨げてはならないこと。 (6) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町村及び都道府県と十分な事前協議を行うこと。 (7) 建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、都道府県知事（地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づく届出を行うこと。 (8) 都道府県知事への届出後（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、登録後）に入居募集を行うこと。 (9) 本指針に基づく指導を受けている場合は、本指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。 (10) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、3、4、5、6 及び 10 の規定は適用せず、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項に定める登録基準によること。	－事業計画を作成する段階で、建築部局、消防部局との協議を行うよう指導した。
---	--

3 設置者 【ポイント】 ◆事業の持続安定性の観点で、設置者に係る要件を規定している。特に、法人組織の健全性や介護経験者等の運営上の関与がポイントとなる。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 設置者は、老人福祉施設の場合と異なり、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されるものではないこと。 (2) 公益法人にあっては、有料老人ホーム事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ていること。 (3) 事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っているとともに、社会的	

信用の得られる経営主体であること。 (4) 個人経営でないこと。また少数の個人株主等による独断専行的な経営が行われる可能性のある体制でないこと。 (5) 他業を営んでいる場合には、その財務内容が適正であること。 (6) 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者等を参画させること。さらに、介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有する者を参画させるなど介護サービスが適切に提供される運営体制が確保されていること。	－設置届の段階で役員・施設長予定者の略歴書を徴求したところ、介護等の経験者が不在であったため、経験者を参画させるよう指導した。
--	--

4 立地条件 【ポイント】 ◆事業トレンドは、土地建物の自己所有から一棟借りへと変化しているが、借地や借家の場合でも、事業の継続性に資する観点で、個人地主の場合の相続リスクや譲渡リスクに対応する条項を契約書に置くよう求めている。 ◆事業用定期借地・借家契約に基づく入居契約の場合は、事業の終了日を消費者に説明する必要がある。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1)入居者が健康で安全な生活を維持できるよう、交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮して立地すること。特に、有料老人ホームは、入居者である高齢者が介護等のサービスを受けながら長期間にわたり生活する場であることから、住宅地から遠距離であったり、入居者が外出する際に不便が生じたりするような地域に立地することは好ましくないこと。 (2) 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物については、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないことが登記簿謄本及び必要に応じた現地調査等により確認できること。 (3) 借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たすこと。 一 借地の場合（土地の所有者と設置者による土地の賃貸借） イ 有料老人ホーム事業のための借地であること及び土地の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 ロ 建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具備すること。 ハ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、借地借家法（平成3年法律第90号）第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。 ニ 無断譲渡、無断転賃の禁止条項が契約に入っていること。 ホ 設置者による増改築の禁止特約がないこと、又は、増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を	－借地借家による設置だが、借家契約に自動更新条項や無断譲渡・転賃禁止条項等が明記されていないため、事業の継続性確保の観点で見直しを指導した。 －建物の賃借人から設置者が転借していたが、契約を締結していなかったため、書面で契約するよう指導した。

与える旨の条項が契約に入っていること。 ハ 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。 ト 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 チ 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 ニ 借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借） イ 有料老人ホーム事業のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 ロ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、当初契約の契約期間は 20 年以上であることとし、更新後の借家契約の期間（極端に短期間でないこと）を定めた自動更新条項が契約に入っていること。 ハ 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。 ニ 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。 ホ 相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 ヘ 建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 ト 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、建物の優先買取権が契約に定められていることが望ましいこと。 (4) 借地・借家等の契約関係が複数になる場合にあっては、土地信託方式、生命保険会社による新借地方式及び実質的には二者間の契約関係と同一視できる契約関係であって当該契約関係が事業の安定に資する等やむを得ないと認められるものに限られること。 (5) 定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。なお、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。	○終身利用契約の場合、通常の借地・借家契約が求められている。
---	---------------------------------------

5. 規模及び構造設備 【ポイント】 ◆介護居室の面積基準は、自治体によって異なる場合がある。 ◆基本的に、夫婦等の親族が入居する場合は、「個室」として取り扱う。 ◆一時介護室は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護では、居室で介護が可能な場合には設けないことができるため、これに沿った指導が行われている。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 建物は、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。 (2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすること。 (3) 建物には、建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に定める	○開設時に自立者のみ入居しても将来要介護者が一定数になれば、スプリンクラーの設置が義務付けられる場合が

避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。 (4) 建物の設計に当たっては、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）を踏まえて、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること。 (5) 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮されたものであること。 (6) 次の居室を設けること。 一 一般居室 二 介護居室 設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。 三 一時介護室 設置者が自ら一時的な介護サービスを提供するための居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室又は介護居室で一時的な介護サービスを提供することが可能である場合は一時介護室を設置しなくてもよいこと。 (7) 次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること。 一 浴室 二 洗面設備 三 便所 (8) 設置者が提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けること。 一 食堂 二 医務室又は健康管理室 三 看護・介護職員室 四 機能訓練室（専用室を確保する場合に限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。） 五 談話室又は応接室 六 洗濯室 七 汚物処理室 八 健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設） 九 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備 (9) (6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。	あることに留意が必要。 －スプリンクラーや消防署へ自動連動した火災報知設備が未設置のため指導した。 －避難口の前に障害物が置かれ、避難に支障を来す状況にあったため指導した。 －界壁により区分された居室でなく、共用施設の一部をカーテンで仕切った場所に入居させていたため、指導した。 ○一般居室で届出を行っても実際は要介護者を入居させるケースがあるため、自治体によって、「一般居室、介護居室」をいう定義をやめたり、「要介護者が入居する居室」との定義にすることがある。 －親族関係にないものを入居させていたため、相部屋とするよう指導した。 －2人で同室に入居する場合、入居者の一方が感染症に罹患するなどに備え、一時介護室を活用するよう指導した。 －相談室に遮へい物がなく相談内容の守秘について懸念されるため、指導した。
--	--

イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上とすること。 □ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとすること。 二 医務室を設置する場合には、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること。 三 要介護者等が使用する浴室は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 四 要介護者等が使用する便所は、居室内又は居室のある階ごとに居室に近接して設置することとし、緊急通報装置等を備えるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 五 介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次のイ又はロによること。 イ すべての介護居室が個室で、1室当たりの床面積が18平方メートル(面積の算定方法はバルコニーの面積を除き、壁芯(へきしん)方法による。)以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合、廊下の幅は1.4メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。 ロ 上記以外の場合、廊下の幅は1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。	
--	--

6 既存建築物等+の活用の場合等の特例 【ポイント】 ◆既存建築物を活用して開業する場合や、小規模なホームについて、建物や火災対応等の基準の一部を緩和する規定である。 ◆一部の地方自治体には、本規定に加え、職員配置等においても緩和規定を置くところがある。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1)既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。 一 次のイ、ロ及びハの基準を満たすもの イ すべての居室が個室であること。 ロ 5(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。 ハ 次の①又は②のいずれかに適合するものであること ① 代替の措置(入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど)を講ずること等により、5(9)の基準を満	－多床室の居室について、将来の改善計画を提出するよう指導した。

たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。 ② 将来において5(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。 二 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして都道府県知事が個別に認めたもの。 (2)都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、5(2)の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行（平成23年10月20日）の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。	
--	--

7 職員の配置、研修及び衛生管理 【ポイント】 ◆実施するサービスの内容に応じて職員を配置することとしているが、施設長、生活相談員については必置としている地方自治体が多い。 ◆住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対し、夜勤者の配置を義務付ける自治体がある。 ◆職員の衛生管理では特に、労働安全衛生法において、夜勤者には半年ごとの健康診断、厨房職員には検便の実施が義務付けられている。

規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 職員の配置 一 職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。 イ 管理者 ロ 生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員） ハ 栄養士 ニ 調理員 二 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。 イ 要介護者等を直接処遇する職員（介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。）については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。 ロ 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。ただし、看護職員として看護師の確保が困難な場合には、准看護師を充てることができる。 ハ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置すること。 ニ 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置すること。 三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。 (2)職員の研修 一 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特徴、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。 二 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。 (3)職員の衛生管理 一 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。 二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する	－管理者（施設長）を配置していなかったため指導した。 －住宅型ホームで、ホームとしての夜勤の介護職員を常時配置するよう指導した。 －職員研修計画が立てられず、または職員研修を実施していなかったため、計画的な実施を指導した。 －研修は実施しているが、記録を残していない、また参加できなかった人にも回覧し閲覧の記録を残すよう指導した。 －夜勤者に6か月ごとの健康診断を実施していなかったため指導した。 －住宅型有料老人ホームで、併設する通所介護事業所の介護職員と勤務時間を区分していなかった。また、重要事項説明書に通所介護の職員数をそのまま記載していたため、区分の明確化を指導した。

ため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。 また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。	
--	--

8 有料老人ホーム事業の運営 【ポイント】 ◆設置者と入居者が締結する入居契約に提供するサービスのすべてを規定すると、その後の変更等の際に契約書を変更しなければならないことから、詳細事項については契約書と別に管理規程を作成する。 ◆帳簿の保存期間は、法令では作成日から2年とされているが、地方自治体の条例等により5年等に延伸する場合などがある。 ◆協力医療機関については具体的な協力内容を示す必要がある。 ◆入居者には、医療施設や介護サービス事業所を自己選択する権利があるため、入居契約でこれらの利用契約を抱き合わせることは不適切である。また、例えば「医療機関が経済上の利益を受けること」とは、ホーム内でのテナント料金を近傍同種の家賃よりも安価に設定することなどが含まれる。 ◆運営懇談会は、ホームの運営内容を透明化する上で重要な機関となる。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1)管理規程の制定 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けること。 なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。 (2)名簿の整備 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。 (3)帳簿の整備 老人福祉法第 29 条第 4 項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。 イ 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 ロ 老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ハ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容 ① 入浴、排せつ又は食事の介護	－管理規程を作成していない、特に入居契約書で「別に定める」と規定しながら、内容が網羅されていないため指導した。 －管理規程に記載されている記録の保存年限を、条例に基づく5年間に訂正するよう指導した。 －費用の受領や支払い、サービス提供記録、苦情の記録等が作成されていないため指導した。 －個人情報記載された書類が、施錠できる場所に保管されていないため指導した。 －サービス提供に関する日常的な記録がなかったため指導した。

② 食事の提供 ③ 洗濯、掃除等の家事の供与 ④ 健康管理の供与 ⑤ 安否確認又は状況把握サービス ⑥ 生活相談サービス ニ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由ホ提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容 ホ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容 ヘ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容 ト 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況 チ 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項 (4) 個人情報の取り扱い (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」を遵守すること。 (5) 業務継続計画の策定等 イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (6) 非常災害対策 イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう	－身体拘束の同意書において、拘束実施期間が終了していたが、家族の同意を再度得ていなかったため指導した。 －研修未修了の介護職員が喀痰吸引等の業務を実施しているとの通報があり、調査し指導した。 －利用者の同意を得ずに利用者の個人情報をサービス担当者会議等で使用していたため、指導した。 －職員、利用者の避難計画、避難場所、避難方法など、災害種別ごとに具体的な対応を明確にした行動マニュアルを作成又は見直しするよう指導した。 －避難訓練が行われておらず、年 2 回の実施のうち 1 回は夜間を想定した訓練とするよう指導した。 －防火管理者が選任されていないため指導した。
--	---

連携に努めること。 (7) 衛生管理等 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (8) 緊急時の対応 (5)から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。 (9) 医療機関等との連携 イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。 ロ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。 ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。 ニ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。 ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。 ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。 (10) 介護サービス事業所との関係 イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。	－協力医療機関を定めていないため指導した。 －訪問診療契約や特定施設利用契約、訪問介護契約などを、入居契約と一体的に行っていたため指導した。 －運営懇談会に関する代替措置が認められる定員9名以下の施設で、代替措置が実施されていなかったため指導した。
--	---

□ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。 ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。 (1) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。 □ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。 ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 二 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。 また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 ① 入居者の状況 ② サービス提供の状況 ③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容	一月額利用料についての収支報告を行っていなかったため指導した。
---	--

◆資料 14 「協力医療機関との協定書作成例（全国有料老人ホーム協会）」 ※令和6年4月の介護報酬改定前

医療協力に関する協定書（作成例）		
	年	月 日
甲		
乙		
〇〇〇病院、（又は、〇〇〇歯科医療機関）（診療科目〇、△、□）（以下「甲」という。）は〇〇〇（設置者名）（以下「乙」という。）と、乙が設置・運営する有料老人ホーム「〇〇〇」の入居者の健康相談・健康診断・受診・治療その他医療全般に関し、次の通り協定する。 1. 甲は、ホームの入居者が高齢であり何らかの慢性疾患を持っているケースが多いこと、あるいは、老化から罹病しやすい状態や環境にあることに鑑み、甲の有する〇科及び△科において、入居者の受診・治療に協力する。		

2. 入居者が、甲の診断の結果、入院加療が必要とされる場合には、乙は、本人の同意を得て、原則として甲への入院を支援する。
3. 甲は、入居者に対し、年〇回の人間ドックを実施する。
4. 甲は、入居者に対し、年〇回〇科医師による健康診断を行う。
5. 甲は、乙のホームに、毎月〇日の健康相談日に〇科医を派遣し、乙の行う健康相談に協力する。
6. 本協定に定めのない事項・事態については、甲、乙双方は協議の上、誠意を持って対処するものとする。
7. 乙は甲に対し、甲の 費として毎年 円を支払うものとする。
8. 本協定の有効期間は1年とし、その後は期間満了の1か月前迄に双方からの特段の異議申し出の無い限り自動更新されるものとする。

<作成上のポイント>

- 1) 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容について協定書が必要です。医療機関、歯科医療機関の名称・診療科目の他・協力の診療科目及び協力の具体的な内容の記載、入居者が医療費等を負担する場合はその旨の記載が必要です。
- 2) 医療機関等の名称・所在地の他交通の便を管理規程又は重要事項説明書に表示してください。

◆資料 15 「運営懇談会規則作成例（全国有料老人ホーム協会）」

〇〇〇〇運営懇談会細則（作成例）

1. 目的

入居契約書第〇条及び管理規程第〇項に従って、ホームの健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について意見を交換する場として「〇〇〇〇運営懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を設置します。

2. 懇談会の構成

- (1) 懇談会はホームを代表する職員（管理者、△△△）及び入居者（※全員か代表者かを書き分け）により構成されます。
- (2) 入居者のうちの要介護者等については、その身元引受人等（成年後見制度に従って成年後見人等を含みます。）も、構成メンバーとします。
- (3) 法人の役員は必要に応じ出席し、ホーム全体に関する事項について説明します。
- (4) 入居者とホームの双方の合意が成立した場合には、第三者的立場にある学識経験者・民生委員などを構成メンバーとします。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を月1回開催します。但し、定例懇談会のほか、ホームと入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとします。
- (2) 懇談会は管理者の名において行います。
- (3) 懇談会の進行はホーム側にて行います。

4. 議題

- (1) ホームにおける入居者の入居期間分布状況、入居・退去者数の状況、要支援者・要介護者数の状況、各種サービス提供の状況
- (2) 各年度における介護保険収支、管理費・食費等サービス費用の収支状況、ホーム本体の各会計年度の決算内容、前払金返還債務の保全状況
- (3) 管理費・食費その他のサービス費用及び利用料の改定
- (4) 管理規程、細則等の諸規則の改定
- (5) 入居者の意向の確認や意見交換
- (6) 各年度の夜勤者を含む職員数、資格保有の状況、看護・介護職員の配置体制等の勤務状況の説明等
- (7) その他特に必要と認められた事項

5. 通知方法等

- (1) 懇談会開催通知は、書面配布・館内掲示等により行います。
- (2) 開催通知には、開催日・議事内容・報告事項を記載します。
- (3) 要支援者・要介護者の身元引受人等には、原則として、書面により連絡します。

6. 議事録の作成と開示の方法

懇談会の議事については、開催の都度、双方の発言の記録を作成し館内において閲覧に供するとともに、全入居者及び身元引受人等に配布します。議事録は2年間保存します。

7. 施行日

この細則は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施します。

9 サービス等 【ポイント】 ◆入居後の定期健康診断について、設置者はその機会を確保しなければならないが、受診するかどうかは入居者の判断であり、その費用は入居者負担となる。 ◆安否確認・状況把握は、近年の居室や浴室での死亡事例も踏まえつつ、入居者の意向やプライバシーに配慮して行う必要がある。 ◆金銭等の管理は入居者の心身状況に鑑みてやむを得ない場合に限られるものであり、小口現金の管理・報告方法を定めて行わなければならない。職員が居室内で通帳や現金に触れることのないよう管理する必要がある。 ◆介護保険居宅サービス事業所を併設する住宅型ホームやサービス付き高齢者向け住宅の場合、施設と介護保険事業所の職員の勤務時間を明確に区分しなければならない。重要事項説明書に記載する職員体制表も同様である。 ◆虐待防止、身体拘束等廃止への取り組みは、介護付ホーム以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅にも適用されることに注意が必要である。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。 一 食事サービス イ 高齢者に適した食事を提供すること。 ロ 栄養士による献立表を作成すること。 ハ 食堂において食事をすることが困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。 二 生活相談・助言等 イ 入居時には、心身の健康状況等について調査を行うこと。 ロ 入居後は入居者の各種の相談に応ずるとともに適切な助言等を行うこと。 三 健康管理と治療への協力 イ 入居時及び定期的に健康診断（歯科に係るものを含む。）の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとること。 ロ 入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。 ハ 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話をを行うこと。 二 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行うこと。 四 介護サービス イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム又はその提携有料老人ホーム（一定限度	－服薬介助の業務手順が定められていない、また、誤薬事故が発生しているが再発防止策が不十分であり、指導した。 －医師の指示とは違う方法で服薬介助をしていたため指導した。 ○医療に関する情報は、特にセンシティブな情報であることから、入手するには入居者の同意を得なければならない。 －喀痰吸引や胃ろうの管理、インスリン注射などを無資格者が実施していたので指導した。

以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。) において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれないものであること。 □ 契約内容に基づき、入居者を一般居室、一時介護室又は介護居室において入居者の自立を支援するという観点に立って処遇するとともに、常時介護に対応できる職員の勤務体制をとること。 ハ 介護記録を作成し、保管するとともに、主治医との連携を十分図ること。 五 安否確認又は状況把握 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。 安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。 六 機能訓練 介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施すること。 七 レクリエーション 入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。 八 身元引受人への連絡等 イ 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとること。 □ 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。 九 金銭等管理 イ 入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であつて、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。 □ 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受	－入居者の金銭管理をする場合、依頼又は承諾を書面で確認していなかったため指導した。 －入居者の金銭管理を行う場合に、管理方法・報告方法等を定めた金銭管理規程を作成しておらず、指導した。 －自己管理が可能な入居者にまで金銭管理を実施していたので指導した。
---	---

人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。 十 家族との交流・外出の機会の確保 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、入居者の外出の機会を確保するよう努めること。 (2) 設置者は、(1)各号に掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底すること。 (3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。 (4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。 イ 同法第 5 条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ヘ その他同法第 20 条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。 (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。 (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。 (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	－住宅型有料老人ホームへ介護保険課と合同で立入検査を行った際、併設する通所介護事業所とホームとで職員の勤務時間を区分しておらず、運営基準上の人員基準違反とした。 －虐待防止に関する職員研修を実施していないため、実施を指導した。 －身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していなかったため指導した。 －緊急の身体拘束を行う場合、3 要件への合致、及びホーム内の廃止委員会での検討や家族等への連絡など実施手続きが行われていなかったため指導した。
--	---

◆資料 16 「有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について（厚生労働省）」

令和元年5月31日
老高発0531第3号

都道府県
各 指定都市 福祉担当部長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図られたい。
なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

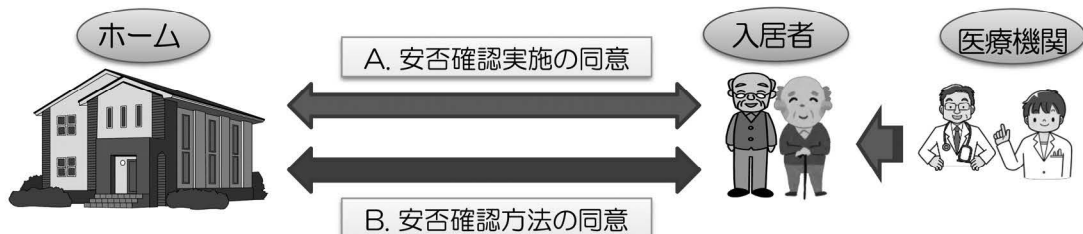
従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

有料老人ホームにおける入居者の安否確認について

有料老人ホームの大きな役割は、入居者の安心と安全を守る点にあります。そのために実施すべき安否確認の方法や、実施にあたっての注意点などを取りまとめましたので、ご参考にしてください。

令和元年6月4日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



A. 安否確認実施の同意

◆入居契約上の同意

必要に応じて入居者の安否確認を実施する旨の同意を取り付ける。ご家族の理解も重要。

- ホームは入居者のプライバシーに配慮しつつ、入居者の安心と安全を守るために、毎日1回以上安否確認を実施する。

【有老協／標準入居契約書】

「設置者は、次の事項を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活支援サービスを提供します。

- 一 入居者の安否確認又は状況把握の方法等
- (二 以下略) 」

B. 安否確認方法の同意

◆設備・サービス提供上の安否確認

①設備・機器による安否確認方法（例）

- 食事カードによる喫食確認
- 据置き型のナースコールを押したり、ペンダントを振るなどにより、事務所に報知されるサービス
- 無線通信機を内蔵した電気ポットで使用情報を定期的にEメールで通知。
- 電力の使用量から『生活リズム』を解析して、異常と判断すると指定の連絡先に自動通報する。
- ガス・水道が一定時間未使用の場合に報知する。
- 居室内に設置したセンサーが一定時間反応しない場合、自動的に報知する。
- パッシブセンサーにより、居室内での動きを感知、商品によっては身体の拍動や脈拍、体温を測定するものがある、等。

②サービス提供上の安否確認方法（例）

- 新聞受け、郵便物、下足入れの確認。
- 食事提供時の目視、食札確認。
- サービスを通した観察、声掛けと記録。
- フロア単位の担当職員による確認、居室訪問、電話。（「確認表」でのチェック）
- 夜間の巡回（自立者でも、拒否がない場合には同意により入室するケースがある）
- 確認が必要な入居者が毎日参加できる場の設置。
- 疾病等の把握による、医療関係者の支援を伴う健康管理の実施（常用薬を看護職員が預り、毎服用薬管理を行う）、等。

★これらは安否確認方法の例です。設備等による確認、職員による確認、またこれらを組み合わせた確認など、ホームの構造や職員体制、入居者の希望によって、適切な方法を選択する必要があります。
要介護者の場合はケアプラン第3表などに記載します。

10. 事業収支計画 【ポイント】 ◆設置計画時に策定した長期事業計画については、適正な資金残高の確保の観点から、一定の期間ごとに検証し必要に応じて見直す必要がある。 ◆介護保険制度では老計第8号により、各種介護保険サービス事業等ごとに会計区分することが義務付けられている。 ※「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（老計第8号／H12.3.10）	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1)市場調査等の実施 構想段階における地域特性、需要動向等の市場分析や、計画が具体化した段階における市場調査等により、相当数の者の入居が見込まれること。 (2)資金の確保等 初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用等を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しておくこと。 一 調査関係費 二 土地関係費 三 建築関係費 四 募集関係費 五 開業準備関係費 六 公共負担金 七 租税公課 八 期中金利 九 予備費 (3)資金収支計画及び損益計画 次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。 一 長期安定的な経営が可能な計画であること。 二 最低30年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直しを行うこと。 三 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっていること。 四 適切かつ実行可能な募集計画に基づいていること。 五 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案すること。 六 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいること。 七 前払金（入居時に老人福祉法第29条第7項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。	○ホームの事業計画策定における一つのモデルを有老協が策定しているので参考にされたい。 ○家賃の前払金の償却期間を定める際の検証には、有老協の試算プログラムを利用されたい。また介護サービスの前払金の算定根拠作成には、景品表示

八 常に適正な資金残高があること。 (4)経理・会計の独立 有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。	法指定告示にその記載がある。
--	----------------

◆資料 17 「長期事業収支計画・損益計画モデル（全国有料老人ホーム協会）」 ※試算結果のまとめ表のみ抜粋

【長期資金収支計画】（単位：千円）

			開業前	開設年次	2 年次	3 年次
入居金部門	収入	入居金一時金収入				
		月額家賃相当額収入				
		借入金収入				
		自己資金				
		受取利息				
		その他				
		小計	0	0	0	0
	支出	入居金一時金返還金				
		借入金返済（〇〇年）				
		借入利息（〇〇％）				
		土地取得費（または地代）				
		建築関係費（または家賃）				
		開発諸経費				
		開業前経費				
		什器・備品費				
		修繕・取替費				
		租税・保険料				
		募集経費				
		建設協力金				
		その他				
		本部経費				
		小計	0	0	0	0
入居金部門収支			0	0	0	0
管理	収入	管理費収益(共益費・安心サポート費等)				
		生活サービス費収入				
		その他				
		小計	0	0	0	0

部 門	支 出					
		管理人件費				
		運営諸経費				
		健康管理費				
		協力病院協力費				
		施設維持費				
		消耗品費				
		水道光熱費				
		その他				
	小計	0	0	0	0	
管理部門収支		0	0	0	0	
介 護 部 門	収 入					
		介護保険収入				
		保険外一時金収入				
		保険外月額利用料収入				
		その他				
	小計	0	0	0	0	
	支 出					
		介護人件費				
		運営諸経費				
		水道光熱費				
		その他				
		保険外一時金返還金				
	小計	0	0	0	0	
介護部門収支		0	0	0	0	
食 事 部 門	収 入					
		食事収入				
		その他				
	小計	0	0	0	0	
	支 出					
		食事人件費				
		食事外注費				
		材料費				
		水道光熱費				
		その他				
	小計	0	0	0	0	
食事部門収支		0	0	0	0	

	開業前	開設年次	2年次	3年次
当期総合収入	0	0	0	0

当期総合支出	0	0	0	0
当期総合収支	0	0	0	0
法人税等（〇〇％）	0	0	0	0
税引後当期収支	0	0	0	0

次期繰越収支	0	0	0	0
借入金残高				

【長期損益計画書】（単位：千円）

			開業前	開設年次	2年次	3年次
入 居 金 部 門	収 益	初期償却益				
		経年償却益				
		月額家賃相当額収益	0	0	0	0
		受取利息				
		その他				
		小計	0	0	0	0
	費 用	建物・建物附属設備減価償却				
		構築物減価償却				
		設備・機械・装置、その他減価償却				
		支払家賃（借地・借家の場合）				
		什器・備品費				
		修繕・取替費	0	0	0	0
		租税・保険料	0	0	0	0
		募集経費				
		借入利息（〇〇％）	0	0	0	0
		その他				
		本部経費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	入居金部門損益		0	0	0	0
管 理 部 門	収 益	管理費収益（共益費・安心サポート費等）	0	0	0	0
		生活サービス費収益	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	費 用	管理人件費	0	0	0	0
		運営諸経費	0	0	0	0
		健康管理費	0	0	0	0

		協力病院協力費	0	0	0	0
		施設維持費	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
管理部門損益			0	0	0	0
介護部門	収益	介護保険収益	0	0	0	0
		保険外一時金収益				
		保険外月額利用料収益	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	費用	介護人件費	0	0	0	0
		運営諸経費	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	介護部門損益		0	0	0	0
食事部門	収入	食事収入	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	費用	食事人件費	0	0	0	0
		食事外注費	0	0	0	0
		材料費	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	食事部門損益		0	0	0	0

	開業前	開設年次	2年次	3年次
当期総合収益	0	0	0	0
当期総合費用	0	0	0	0
当期総合損益	0	0	0	0
法人税等（〇〇％）				
税引後当期損益	0	0	0	0

次期繰越損益	0	0	0	0
--------	---	---	---	---

期末入居率(%) (満室〇〇室)	%	%	%	%
期末入居室数				
内、一時金利用				
内、月払い				
年間退去室数				
年間新規入居室数				

11. 利用料等

【ポイント】

◆家賃を設定する際は事業費や賃借料等を勘案するが、入居者の要介護度をもって家賃の額を変動させることは不適切であり、借地借家法の家賃設定の考え方に合わせる必要がある。

◆前払金の設定を行う場合は、その想定居住期間等の設定において、平成24年3月16日付厚生労働省事務連絡に従った計算を行う必要がある。(全国有料老人ホーム協会HPに設置者の設定を検証するための試算プログラムがあり、自治体での利用も可能)

◆前払金を受領する設置者は、厚生労働省告示に基づき保全措置を講じなければならない、その実効性も確認しなければならない。

規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合の取扱いについては、それぞれ次によること。 一 家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。） 当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこと。 二 敷金 敷金を受領する場合には、その額は6か月分を超えないこととし、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にすること。 三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価（以下「サービス費用」という。） イ 入居者に対するサービスに必要な費用の額（食費、介護費用その他の運営費等）を基礎とする適切な額とすること。 ロ 多額の前払金を払えば毎月の支払は一切なく生涯生活を保証するという終身保証契約は、その後において入居者の心身の状況や物価、生活費	－「〇〇費」を受領しているが、入居契約書等に規定がないため指導した。 －自治体に届け出た料金と異なる料金で契約していたため指導した。

等の経済情勢が著しく変化することがあり得るので、原則として好ましくないこと。 ハ 設置者が、サービスを提供した都度個々にそのサービス費用を受領する場合については、提供するサービスの内容に応じて人件費、材料費等を勘案した適切な額とすること。 ニ 介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成 12 年 3 月 30 日付け老企第 52 号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知）の規定によるものに限られていることに留意すること。 (2) 前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。 一 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。 二 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。 三 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。 ① 期間の定めがある契約の場合 $(1 \text{ ヶ月分の家賃又はサービス費用}) \times (\text{契約期間 (月数)})$ ② 終身にわたる契約の場合 $(1 \text{ ヶ月分の家賃又はサービス費用}) \times (\text{想定居住期間 (月数)}) + (\text{想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額})$ 四 サービス費用の前払金の額の算出については、想定居住期間、開設後の経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案した合理的な積算方法によるものとする。ただし、サービス費用のうち介護費用に相当する分について、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不適当であること。 五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。	ー前払金の保全について、保全機関との間で基本契約は行っていたが、個別入居者についての保全手続きを行っていなかったため指導した。
--	--

六 老人福祉法第 29 条第8項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。 七 入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。	－短期解約の場合に、老人福祉法施行規則の規定に反し、入居者が解約する場合に予告期間を設定したので指導した。
---	--

12. 契約内容等 【ポイント】 ◆入居契約に必要事項を規定した上で、高齢の消費者の取引であることから、十分に検討の時間を確保する必要がある。 ◆広告表示物の作成に関し、設置者に景品表示法指定告示の遵守を求める必要がある。 ◆居室の住み替えについて、入居契約が賃貸借契約の場合にはないが、利用契約の場合に実施する設置者があり、その場合でも設置者が恣意的に住み替えさせないよう、入居契約に双方合意の規定が置かれているかを確認する必要がある。 ◆指導指針の規定外事項であっても、消費者契約法に違反する場合には当然に指導の対象となる。 ◆重要事項説明書は、入居契約や管理規程の要旨を示すものであって、重要事項説明書だけに規定される事項はないことに注意が必要である。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 契約締結に関する手続等 一 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護等の指定を受けた設置者にあつては、入居契約時には特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。 二 前払金の内金は、前払金の 20%以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収すること。 三 入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還すること。 (2) 契約内容 一 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されているこ	○入居契約書の各規定の妥当性については、有老協の標準入居契約書を参照されたい。

と。 二 介護サービスを提供する場合にあっては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。 三 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。 四 入居契約書に定める設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。 また、入居者、設置者双方の契約解除条項を入居契約書上定めておくこと。 五 要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。 六 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。また、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。 イ 医師の意見を聴くこと。 ロ 本人又は身元引受人等の同意を得ること。 ハ 一定の観察期間を設けること。 七 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。 (3)消費者契約の留意点 消費者契約法（平成12年法律第61号）第二章第二節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。 (4)重要事項の説明等 老人福祉法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に	－利用料を改定する場合は、そのつど運営懇談会を開催してその内容を説明し、利用者等からの意見を聴くよう指導した。 －事前の説明や同意がなく、突然に費用を値上げしたため指導した。 －居室の住み替えルールが入居契約書に規定されていないため指導した。 ○改正民法施行後の入居契約で連帯保証契約を結ぶ場合、民法に従った契約を行う必要がある。 －契約締結時、重要事項説明書について十分な説明が行われず、また署名がされていなかったため指導した。 －重要事項説明書の職員体制表について記入漏れや追加訂正が必要な個所があり、また実態に即した内容を記入するよう指導した。
--	---

記載すること。なお、同様式の別添１「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添２「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。 二 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 5 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。 三 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。 イ 設置者の概要 ロ 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。） ハ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 ニ 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関係する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 ホ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 四 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。 (5) 体験入居 既に開設されている有料老人ホームにおいては、体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図ること。 (6) 入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないように、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。 (7) 苦情解決の方法 入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周	ー運営規程と異なる重要事項説明書により利用者には説明をしているため指導した。 ー苦情の窓口・高齢者虐待の通報窓口を、居住スペース内の見やすい場所に掲示するよう指導した。
--	--

知すること。 (8) 事故発生の防止の対応 有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (9) 事故発生時の対応 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。	－苦情処理責任者や処理体制が未整備で、苦情対応窓口の周知もないため指導した。 －事故の記録は作成されていたが、原因の分析、再発防止策に関する記載が不十分であったため指導した。
--	---

13 情報開示 【ポイント】 ◆ホームの運営情報については、内容によって閲覧や交付など取り扱いが異なる。 ◆入居契約書、重要事項説明書、パンフレット等において、料金の整合性が図られているかの確認が必要。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1)有料老人ホームの運営に関する情報 設置者は、老人福祉法第 29 条第 5 項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。 (2)有料老人ホームの経営状況に関する情報 次の事項に留意すること。 イ 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。 ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるととも	－パンフレット等に記載された金額が実態と異なっているため指導した。 ○法人の財務諸表を確認するための有老協の確認モデルについて、設置者の提出フォームを含め利用されたい。 ○財務諸表の交付については、前払方式だけでなく、月払い方式のホームを運営する法人にも義務付けられている

に、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。 (3)有料老人ホーム情報の報告 設置者は、老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。 (4)有料老人ホーム類型の表示 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおりに分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難いと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。 (5)介護の職員体制に関する情報 有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5：1以上」、「2：1以上」又は「2.5：1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあつては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。	ことに注意が必要。
---	------------------

◆資料18 「有老協・経営状況報告シート（抜粋）（全国有料老人ホーム協会）」

法人の決算内容の確認は、有料老人ホームの健全性を評価する上で、また倒産の兆候に気づいて入居者を保護する観点で重要な文書である。

そこで、決算書に代わる経営状況報告シート（1枚様式）を策定した上で、重要な決算数値を地方自治体が経年で確認できるようにし、さらに、一般企業の経営分析的な手法による評価・判断の解説を加えることとした。

この様式は自治体が決算内容を判断するだけでなく、設置者自身が決算状況を判断する効果も有することから、各自治体には本様式の導入を求めたい。

【経営状況報告シートのポイント】

□経営状況確認の必要性についての法的根拠

老人福祉法（第29条第11項）

設置者は、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。有料老人ホーム設置運営標準指導指針（厚生労働省）各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、老人福祉法の規定に基づき、設置者に対して有料老人ホーム情報を報告させること。

さらに、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導する。

□経営状況の何を確認するのか？

- ・ 入居者保護の観点から、適切に安定的かつ継続的なホーム運営が行われているかをチェックする。

（課題）

- ・ 事業者の種類により決算書の形式が異なり、決算書を一見しただけでは決算内容が分かりづらい。
 - ・ 財務分析等の専門的知識が無く、チェックすべきポイントが分からない。
- (対応策)
- [事業者]
- ・ 事業者が、統一フォームに「事業者概要」「赤字理由と改善策」「決算書の内容」を入力。
 - ・ 入力内容にもとづき、「経営状況報告シート」が自動作成される。
 - ・ 事業者は、同シートを自治体に提出する。
- [自治体]
- ・ 提出された「経営状況報告シート」を見て、事業者の経営状況を把握する。
 - ・ 特に、「赤字」「債務超過」がある場合は、決算書の提出を求め、それらの要因とその解消方法を確認したうえで、今後の指導・調査の要否、経過観察とするかなどの対応方針を検討する。

【経営状況報告シート作成のための入力手順】

1. 「①法人概要」シート入力

- 報告日・報告会計期・法人コード・法人名・代表者・問い合わせ責任者・所在地・株主構成・赤字/債務超過の理由と改善策を入力
- 赤字/債務超過の理由と改善策の「赤字」「債務超過」は、プルダウンリストで「あり/無し」を選択、いずれかが「あり」の場合は、その理由と改善策を入力（どちらも「無し」の場合は入力不要）

2. 「②貸借対照表」シート、「③損益計算書」シート、「④株主資本変動計算書」シートに決算書の内容を入力

- 入力する金額の単位は「千円」（千円未満は百円を四捨五入）
- 「②貸借対照表」シートは、47. 資産合計と 82. 負債・資本合計が一致していることを確認する（一致していなくても、83. 貸借チェックが±10 以内なら許容範囲内）
- 「③損益計算書」シートは、64. 営業利益・74. 経常利益・86. 税引前当期純利益・89. 当期純利益が決算書の金額と一致していることを確認する
（一致していない場合は、その他の収益費目・その他の費用費目で調整）
- 「④株主資本変動計算書」シートは、191. 当期変動額、192. 剰余金の配当、201. 当期変動額に決算書の金額を入力する
- どの費目に入力すればいいか分からない場合は、「費目読替え表」シートを見て入力する際の参考にしてください

3. 「経営状況報告シート」を出力

【経営状況報告シート】

※所定のExcelファイルに数値を入力することで本表に自動転記される。

1900/01 期 経営状況報告シート

1900年1月0日

法人名							法人コード			
代表者	(役職名)				(氏名)					
問合せ先責任者	(役職名)				(氏名)			(TEL)		
所在地										
株主構成	株主名	比率（％）	株主名	比率（％）	株主名	比率（％）	株主名	比率（％）	株主名	比率（％）

1. 経営成績

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益			
	千円	前期比	千円	前期比	千円	前期比	千円	前期比		
1900/01 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0		
3798/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0		
3797/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0		
3796/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0		
3795/12 期	0		0		0		0			

	総資産経常利益率	売上高営業利益率	売上高経常利益率		
	%	%	%		
1900/01 期	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
3798/12 期	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
3797/12 期	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
3796/12 期	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
3795/12 期	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		

2. 財政状態

	総資産		現預金		純資産		借入金		入居前受金・介護前受金	
	千円	前期比	千円	前期比	千円	前期比	千円	前期比	千円	前期比
1900/01 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0
3798/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0
3797/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0
3796/12 期	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0	0	+0
3795/12 期	0		0		0		0		0	

	流動資産	流動比率	自己資本比率	借入金対月商倍率	
	千円	%	%	カ月	
1900/01 期	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3798/12 期	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3797/12 期	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3796/12 期	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3795/12 期	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

3. キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	千円	千円	千円	千円
1900/01 期	0	0	0	0
3798/12 期	0	0	0	0
3797/12 期	0	0	0	0
3796/12 期	0	0	0	0

4. 赤字／債務超過の理由と改善策

赤字

債務超過

※以下、分析方法等 略

14 電磁的記録等 【ポイント】 ◆介護保険制度上の取り扱いと同様に、有料老人ホーム事業においても書面に代わりファイル等で作成や保存できる。	
規 定	解説：○、自治体指導事例：－
(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。	

（２）類型・表示事項

有料老人ホームの類型・表示事項は指導指針の【別表】とされており、多くの自治体では厚生労働省の標準に合わせて作成している。ただし東京都などでは、類型は修正せず表示事項の詳細部分について独自に規定している。

類型・表示事項は、事業者が広告表示を行う際、ホーム名を表示する場合に近接表示することが義務付けられている。

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム （一般型特定施設入居者生活介護）	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。（介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。）
介護付有料老人ホーム （外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。（有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。）
住宅型有料老人ホーム（注）	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム（注）	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

注） 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	利用権方式 建物賃貸借方式 終身建物賃貸借方式
利用料の支払い方式（注１・注２）	全額前払い方式 一部前払い・一部月払い方式 月払い方式 選択方式
入居時の要件（右のいずれかを表示）	入居時自立 入居時要介護 入居時要支援・要介護 入居時自立・要支援・要介護
介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県（市）指定介護保険特定施設（一般型特定施設） ※※県指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設） 在宅サービス利用可
居室区分（右のいずれかを表示。※には１～４の数値を表示）（注４）	全室個室 相部屋あり（※人部屋～※人部屋）
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制（右のいずれかを表示）（注６）	１．５：１以上 ２：１以上 ２．５：１以上 ３：１以上
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注７）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※※ 訪問看護 ※※※※※※ 通所介護 ※※※※※※
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可（※※※ホーム）

- 注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2) 「前払金方式（従来の一時金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在是要介護者が少なく1.5：1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5：1以上の表示を行うことになります。なお職員体制の算定方法については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5：1」、「2：1」又は「2.5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8) 提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

(3) 重要事項説明書

事業者はホームの入居契約書と管理規程等に基づき重要事項説明書を作成し、消費者の希望があれば交付しなければならない。また、その内容は景品表示法の有利誤認や優良誤認がないようにするほか、同法指定告示の遵守が義務付けられている。

また、現在の厚生労働省の標準様式は介護保険制度の「介護サービス情報公表システム」に取り込むため従来のword形式からexcel形式に変更されており、介護付ホームのほか住宅型ホームも公表対象とされている。ただし、各自治体の対応は、その取扱い方法がまちまちになっている。

※様式省略

第3章 指導監督業務について

(1) 設置届について

「届出」とは、「行政庁に対し、一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう（行政手続法第2条第7号）。有料老人ホームの場合も事業者の届出に対し自治体に諾否の判断を行う権限はなく、事業者が届出の通知をすれば手続としては完結する。

老人福祉法第29条第1項では、老人を入居させ、何らかのサービス提供を行う（または予定する）ものは有料老人ホームであり、有料老人ホームは行政へ届出をしなければならない、と定義づけている。しかし、一部の事業者には指導指針への不適合などを理由として、届出を行わないものが存在する。

厚生労働省が令和5年7月18日に公表した「第14回 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」結果では、全国626件（前年度656件）の未届有料老人ホームがあるとされており、入居者保護の観点でもこれらの届出推進が課題となっている。

各自治体においては、有料老人ホームの判断基準や未届有料老人ホームの届出について、設置者や関係機関に周知を行うなどして届出の促進を図る必要がある。

また、多くの自治体では、届出手続きの前に「事前協議」という準備手続きを置き、ここで提出書類の修正を求めるなどしているのが実態である。

さらに、自治体によっては届出の手続き等について、条例で「老人福祉法施行細則」を定めるなどしている。

届出事務に関連して、老人福祉法第31条の2では、全国有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力として、法第29条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第11項の規定による報告の徴収について、全国有料老人ホーム協会に協力させることができる、としており、事務手続き上で必要があれば、適宜活用されたい。

◆資料19 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（厚生労働省 令和3年4月1日）抄」

2 指導上の留意点

(1) 有料老人ホームの定義の周知

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、都道府県等において受理を拒否することの裁量の余地はない。

なお、有料老人ホームは、老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなのは有料老人ホームには当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居

できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととする。

以上の内容を事業者に対して周知し、必要に応じて届出を求めることをお願いしたい。

(2) 有料老人ホームに該当することの判断

老人福祉法第29条第1項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化しているところであるが、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行っている者を含むと解するものである。

従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。

老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、事業者に対して指導の徹底をお願いしたい。

◆資料 20 「老人福祉法施行規則上の届出書類」

(法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 二 事業開始の予定年月日
- 三 施設の管理者の氏名及び住所
- 四 施設において供与をされる介護等の内容
- 五 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
- 七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 八 施設の運営の方針
- 九 入居定員及び居室数
- 十 職員の配置の計画
- 十一 法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 十二 法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 十三 一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
- 十四 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十五 長期の収支計画
- 十六 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の

◆資料 21 「老人福祉法施行細則（横浜市 令和4年3月改正(抄)）」

（有料老人ホーム設置届出書等）

第 21 条 法第 29 条第 1 項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書(第 38 号様式)によらなければならない。

2 法第 29 条 2 項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書(第 39 号様式)によらなければならない。

3 法第 29 条第 3 項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届出書(第 40 号様式)によらなければならない。

（改善命令による有料老人ホーム措置結果報告書）

第 22 条 有料老人ホームの設置者は、法第 29 条第 15 項の規定により、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられたときは、これに基づいて採った措置について有料老人ホーム措置結果報告書(第 41 号様式)をその処分を受けた日から 30 日以内に市長に報告しなければならない。

◆資料 22 「老人福祉法施行細則（茨木市 令和3年8月改正(抄)）」

（有料老人ホームの設置の届出）

第 24 条 法第 29 条第 1 項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書(様式第 30 号)を市長に提出することにより行うものとする。

（有料老人ホーム事業の変更の届出）

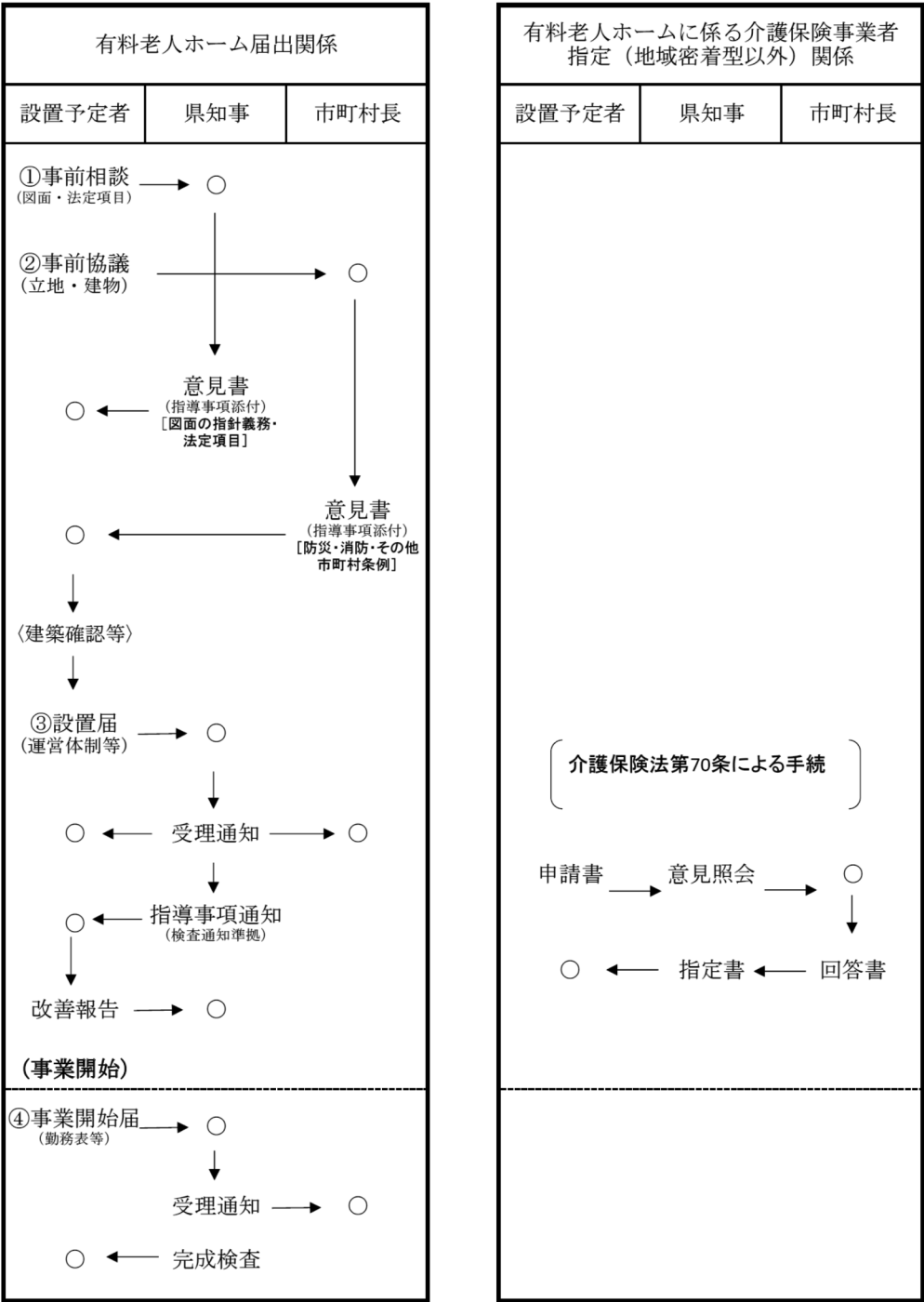
第 25 条 法第 29 条第 2 項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書(様式第 31 号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

（有料老人ホームの廃止又は休止の届出）

第 26 条 法第 29 条第 3 項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止等届出書(様式第 32 号)を市長に提出することにより行うものとする。

◆資料 23 「有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱による手続の流れ（神奈川県）」



◆資料 24 「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領（東京都(抄)）」

第1 目的 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項、第2項及び第3項並びに老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第8号。以下「省令」という。）第20条の5による有料老人ホームの届出に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。 第2 用語の定義 1 介護付有料老人ホーム この要領において、介護付有料老人ホームとは、介護保険法（平成9年法第123号）第8条第11項に定める特定

施設入居者生活介護事業者の指定を受けた施設をいう。

2 住宅型有料老人ホーム

この要領において、住宅型有料老人ホームとは、生活支援等のサービスを提供する施設であって、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けない施設をいう。

3 健康型有料老人ホーム

この要領において、健康型有料老人ホームとは、介護を必要としない高齢者に対し、食事等のサービスを提供する施設であって、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けていない施設をいう。

第3 設置届

1 有料老人ホームを設置しようとする者は、法第29条第1項各号及び省令第20条の5に定める事項（以下「届出事項」という。）について、あらかじめ、老人福祉法施行細則（平成5年東京都規則第30号。以下「規則」という。）第13条に定める有料老人ホーム設置届（別記第26号様式）に、別表1に掲げる書類を添付して知事に届け出ること。

2 介護付有料老人ホームを設置しようとする者は、届出に先立ち、特定施設入居者生活介護事業者の指定申請にかかる事前相談取扱要領（平成18年9月8日付18福保高在第316号。以下「事前相談取扱要領」という。）に定める手続を行うこと。ただし、都が別に定める場合には、これを省略又は簡略化することができる。

3 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームを設置しようとする者は、届出に先立ち、事前相談取扱要領に準じた手続を行うこと。ただし、都が認める場合には、この手続を省略することができる。

4 知事は、1の規定による届出を受理するに当たっては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（平成14年11月1日付14福高施第611号。以下、「指針」という。）により、必要に応じて指導を行うこと。

5 介護付有料老人ホームの設置の届出を行い、受理された者は、事業開始予定日前々月末までに介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項に基づき、指定申請を行うこと。

6 知事は、5の規定による申請を受けたときには、介護保険法第70条第6項に基づき、区市町村の意見を求めた上で、指定予定日の3日前までに現地調査を行い、適当と認めるときは、指定通知書を交付すること。ただし、法人主体の変更による新規指定の場合は、現地調査を省略することができる。

7 知事は、住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームの設置の届出を受理したときには、その開設日を目途に必要なに応じて現地調査を行うこと。

8 知事は、6及び7の規定による現地調査を行う場合には、現地において、工事等施設整備が完了していることを確認するとともに、当該施設に係る次の1号から4号までに掲げる書面を確認すること。また、介護付き有料老人ホームについては、5号に掲げる掲示を確認すること。

なお、ここで言う「工事等施設整備が完了している」とは、入居者の受入れに支障がない状況であると判断できることを指す。

(1) 建築基準法令に基づく検査済証

(2) 消防法令に基づく消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書

(3) 食品衛生法第52条に基づく飲食店営業許可書

(4) 指針に定める適合表

(5) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）第32条及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号）第30条に定める重要事項の掲示

第4 変更届

1 第3の1の規定による届出をした者は、法第29条第2項及び省令第20条の5の2に定める事項に変更が生じたとき、又は届出を行った施設の一部において入居者以外の者を対象とする事業を継続的に実施するときは、変更又は

当該事業開始の日から１か月以内に、規則第１３条第２項に定める有料老人ホーム変更届（別記第２７号様式）に、変更する事項に応じて別表２に掲げる書類を添付してその旨を知事に届け出ること。

２ 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号に係る変更を行う場合には、変更の前に、その内容について都に協議すること。

（１）事業所の建物の構造・専用区画

（２）前払金・利用料

（３）定員の減

３ １の規定に関わらず、介護付有料老人ホームが定員の増変更を行う場合には、変更の前に、事前相談取扱要領に定める手続を行った上で、有料老人ホーム変更届（別記第２７号様式）を添付して、変更を行う日の前々月末までに介護保険法第７０条の３に基づく申請を行うこと。

なお、変更を行う施設が住宅型有料老人ホーム又は健康型有料老人ホームであるときには、事前相談取扱要領に準じた手続を行うこと。ただし、都が認める場合には、この手続を省略することができる。

４ 知事は、２の規定による協議及び前項の規定による事前相談を行うに当たっては、指針に基づき、必要に応じて指導を行うこと。

５ １の規定に関わらず、変更が生じた施設が介護付有料老人ホームである場合は、第２の１の規定による届出をした者は、変更の日から１０日以内に、介護保険法第７５条に規定する届出とあわせて、１に定める届出を行うこと。

第５ 休止・廃止届

１ 第３の１の規定による届出をした者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときには、その休止又は廃止の日の１か月前までに、規則第１３条第２項に定める有料老人ホーム休止・廃止届（別記第２８号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付してその旨を知事に届け出ること。

（１）運営懇談会議事録

（２）休止・廃止時点の入居者名簿

（３）休止・廃止時点の入居者全員の同意書

（４）その他都が必要とする書類

※資料等 略

◆資料 25 「有料老人ホーム設置届受理通知書について（名古屋市）」

名古屋市内で有料老人ホームを運営する場合、運営事業者は老人福祉法第２９条に基づき、名古屋市に対して設置届を提出しなければなりません。（届出の義務）

名古屋市では、有料老人ホームの設置届を受理した事業者に対して、平成２８年１０月より「有料老人ホーム設置届受理通知書（以下「通知書」と言う。）」を発行しております。（それ以前に設置届を受理した事業者に対しては「受理済通知書」を発行しています。）この通知書は、昨今問題視されております未届の有料老人ホームと区別できるように発行されるもので、原則として有料老人ホーム内にて掲示、保管するようになっております。必要に応じて、各有料老人ホームにお問合せください。また、NAGOYA かいごネットには設置届受理済の有料老人ホーム一覧が掲載されていますので、合わせてご活用ください。

（通知例）

28 健介保第〇〇－〇〇号

平成 28 年〇〇月〇〇日

株式会社 A B C D E

代表取締役 A A B B 様

名古屋市長 河村 たかし

有料老人ホーム設置届受理通知書

平成 28 年〇〇月〇〇日に提出された老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 10 項の規定に基づく有料老人ホームの設置届については、下記のとおり受理しましたので通知します。

1 施設の名称

E D C B A

2 施設の設置所在地

名古屋市緑区〇〇町〇〇番地

3 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

氏名（名称） 株式会社 A B C D E 代表取締役 A A B B

住所（所在地） 名古屋市中区〇〇町〇〇番地

4 事業開始予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（２）未届有料老人ホームについて

届出を拒否する事業者の中には、「法人は居住契約のみを締結する者であって、サービス提供は入居者の選択に基づき外部の事業者が行うものであり、届出を行う義務がない。」、とするケースがある。

これに対し厚生労働省通知では、入居契約を行う者とサービス提供を行う者が異なる場合でも、事業者間の斡旋や紹介等を含み、入居者にとってこれらが一体的に行われていると認められるものは届出が必要としているので、事業の実態を把握したうえで判断を行う必要がある、としている。

また、自治体によっては有料老人ホームの該当判断基準や施設状況確認票などが策定・運用されているので、未実施の自治体は参考にされたい。

指導指針は一義的に、地方自治体の指導監督上の基準である。しかしながら、事業者の中には「指導指針に適合しない部分があるため届出できない（しない。）」、また「届出を行わなければ指導対象とならない。」と考えるものが存在する。さらに自治体職員の中にも、「届出の強制力がない。」との誤認が見られるが、これらはいずれも認識不足であり、たとえ指導指針に適合していないホームであっても、老人福祉法第 29 条第 1 項に該当する事業はすべて有料老人ホームとして、届出をさせ、諸種の指導監督を継続的に行わなければならない。

また、複数の法人により一体的な協同運営が行われており、どちらを主たる契約当事者と判断することができない場合でも、そのどちらも設置者として届出させることが可能である。

さらに、再三の指導にも係わらず届出を行わない設置者は、老人福祉法第 40 条第一号に基づき処分の対象となる。

①未届ホームの把握

未届有料老人ホームの把握については、各自治体において日常的な努力が行われている。

例えば、地域包括支援センター等に情報提供を求める、介護保険担当課や建築部局、消防部局、生活保護部局から情報を得る、など以下のような能動的な取り組みも進んでいる。特に生活保護部局では社会福祉各法に基づかない施設・事業所の一覧を作成している場合があり、ここから情報を得ることもできる。

- 地域包括支援センターや生活保護担当課など、広く照会・連携し、その把握に努めている。
- 毎年、生活保護担当課のほか、各地域包括支援センターから未届有料老人ホームの情報収集をしている。
- 建築部局、消防部局から情報提供を随時受け付けている。
- 政令市及び事務権限委譲市との連絡会開催により、情報共有を図っている。
- 消防局(防火対象物の用途区分)・福祉局保護課(貧困ビジネス規制条例)・特定施設公募不選定施設その他随時情報提供からホームに該当すると思われる施設の情報提供を受ける。
- 介護保険事業所の指定申請において、高齢者住宅等と同一建物であることが把握できた場合は聞き取りを行い、必要に応じて届出の指導を行っている。また、ケアプラン点検等で同一所在地の利用者が複数いる場合においても聞き取りにおいて確認している。
- 生活保護のケースワーカーが未届有料老人ホームを紹介してしまうため、ケースワーカーに有料老人ホームの定義を教える。そうするとケースワーカーからの情報提供もある。
- 介護保険事業所の指定申請において、同一建物であることが把握できた場合は聞き取りを行っている。また、ケアプラン点検等で同一所在地の利用者が複数いる場合においても聞き取りにおいて確認している。

◆資料 26 「未届有料老人ホームに対する届出指導要領（愛媛県）」

1 趣 旨

この要領は、老人福祉法の規定により有料老人ホームに該当する施設であって、有料老人ホームを設置する届出を行っていない者に対する各地方局地域福祉課の届出指導について定めるものである。

2 定 義

この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当するが、同項の届出を行っていない施設とする。

3 届出までの手順

- (1) 市町、居宅介護支援事業者及び住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報を入手した場合、別紙 1「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。
- (2) (1) の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。
- (3) 施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙 2「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。
- (4) (1) の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。
- (5) 届出は届出指導を行ったときから、概ね 3 月以内に行うよう指導する。
- (6) 市町は要介護認定調査及び特定高齢者等の認定過程又は地域包括支援センターに集められる情報等で有料老人ホームと思われる施設の情報の把握に努め、県は各市町の介護保険担当課と有料老人ホームの情報提供に関して密接な連携を図る。

4 未届有料老人ホームにおける愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針の基準の取扱い

- (1) 未届有料老人ホームのうち、愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の基準に適合しない施設（以下「基準適合外施設」という。）の設置者に対しても、速やかに届出を行うよう指導すること。

なお、届出の指導を行った時点において、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時まで

に改善が可能な部分については、改善するよう指導すること。この場所において、届出時点において改善がなされなかったときであっても、届出を受理することとする。

(2) 届出を行った基準適合外施設に対しては、指針の基準に適合していない部分に応じて、次の措置を速やかにとるよう指導すること。その際、必要に応じて期限を定めて改善状況を報告させることができる。

(ア) 施設基準のうち居室面積が指針の基準を満たしていない場合においては、サービスの提供に際して、必要な広さが確保されていること。

(イ) 建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備を十分に設け、入居者の安全を確保すること。

(ウ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、必要な設備が設けられていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。

(エ) 居室が相部屋（夫婦部屋を除く。）であり、既に居室に入居者が存在する等の理由により個室とすることが困難と認められる場合は、入居者のプライバシーに配慮した上で入所者ごとにサービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。

また、入居者の退居が発生した場合は、居室定員を順次減少させる措置をとること。

(オ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、適切な数の職員が配置されていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。

(カ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容及び書類整備については、速やかに指針の基準を満たすこと。

(キ) 基準適合外施設の設置者に対しては、指針の基準に適合していない部分における改善計画を策定するとともに、是正可能な部分からは是正を行うよう指導すること。

(ク) 施設の建替え又は大規模改修時の際は、指針の基準に適合できるよう、事前に所管の地方局地域福祉課と十分な協議を行うこと。

5 基準適合外施設の取扱い

(1) 基準適合外施設についての情報をホームページ等により県民等へ公開する際には、県民等が施設を選択する場合における判断の目安となるよう、重要事項説明書を用いるなど当該施設において基準に適合していない部分を明瞭に把握できる方法で行うこと。

なお、ホームページへの公開に係る事務は、長寿介護課で行う。

(2) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対して当該施設において基準に適合していない部分があることを明確に伝えとともに、重要事項説明書等により、基準に適合していない部分、指針の基準との差異の程度、今後の改善計画等を十分に説明するよう指導すること。

6 届出後の指導

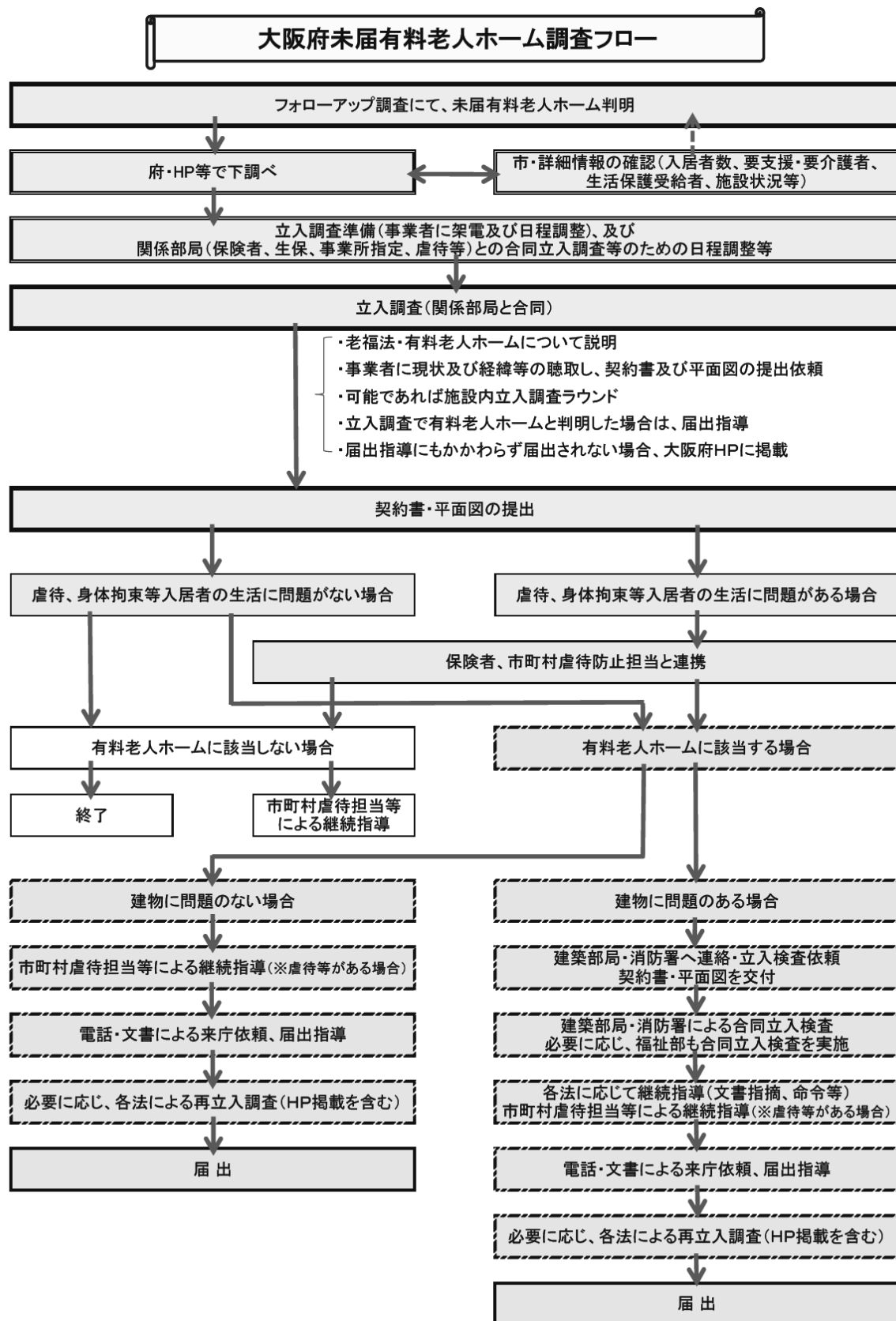
届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

7 その他

(1) 有料老人ホーム未届施設が届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第 40 条第 1 号の罰則規定に基づく処置を行う。

(2) 有料老人ホーム未届施設に対しても、老人福祉法第 29 条第 11 項の立入検査、第 13 項の改善命令及び第 14 項の業務停止命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適切な利用料徴収等が生じないよう入居者の処遇の質を確保するための適切な指導を行う。

◆資料 27 「未届有料老人ホーム調査フロー（大阪府）」



②届出指導

未届の施設が有料老人ホームに該当することが判明した場合、設置者に対して届出を行うよう指導を実施することとなる。このためには設置者に理解を求め、場合によって事務手続きを簡素化するなどしつつ、未届有料老人ホームが法令違反であることを認識させる必要がある。

自治体によって、届出に向けた様々な取り組みが行われている。

◎届出指導の事例

- 設置者に対して速やかに届出するよう指導。これより一定期間届出がなく催告にも応じない場合、立入検査対象とする。
- 未届有料老人ホームについては事前協議不要としている。
- 建築住宅及び消防担当部局と連携し、情報が入り次第調査し、届出を促している。
- 未届有料老人ホームの疑いのある住宅等に関する情報提供があった場合は、設置者に対し調査票の提出を求める。その結果、有料老人ホームに該当すると確認できた場合は、現地調査を実施するとともに、建設局、消防局の関係する部局（以下関係機関という）あてに情報提供を行う。その際、関係機関に対し、不適合事項について、必要な指導を依頼する。不適合事項については、関係機関と協力体制を構築し、継続的な指導を行う。入居契約書、管理規程及び重要事項説明書について、標準の様式をホームページに掲載し、それらを修正することで速やかな設置届の手続きが行えるようにする。
- 県の関係機関や市町村に情報提供を依頼し、未届有料老人ホームを把握次第、電話や面談により届出指導を行うとともに、把握済みの未届有料老人ホームには、「有料老人ホーム該当通知」を送付し、設置届の手続を行うよう指導している。
- 事前協議に当たり契約書、管理規程、事前協議書における提出書類のひな型をいくつかセットにして県のホームページに掲載した。誰もが事前協議書類を作れる状態にした上で、必要に応じて、実際に立入をして、一緒に書類を書いたりして提出を依頼している。
- 不適切な運営が疑われる未届有料老人ホームに対しては、現地確認を行ったうえで、直接届出の指導を行っている。
- 設置届、提出書類のリスト、重説の書き方を丁寧に説明し、決算書、法人の定款など現場で用意してもらえる書類はその場でもらう。設置届も押印してもらうだけにしてその場で印鑑をもらう。
- 「未届ホーム相談週間」を開催した。
 - ・平成 28 年度末、平成 29 年度末に開催
 - ・起案時点で県において未届有料老人ホームと認識している施設（設置者）へ届出等について説明
 - ・説明内容
- ①老人福祉法における届出義務
- ②県による指導が目指すもの（老人福祉の向上）
- ③県指針・住所地特例制度等概要
- ④届出必要書類一覧、等を説明。
 - ・施設設置者に来庁を依頼するほか、必要に応じ先方事務所へ訪問
 - ・年中対応はしているものの、「相談週間」として特別感を出し、施設側の抵抗感を軽減した。
 - ・相談週間の結果、複数施設から届出を得た。
- 文書による届出指導を半年ごとを目途に実施し、電話・現地での届出指導を年 1 回を目途に実施することとしている。
- 未届事業者・施設のホームページでの公表、集団指導、一定期間経過後の届出催促文書の送付、実

地検査を行い届出についても指導する。

- 消防、建築、生保、介護認定調査等の担当部局に情報提供を呼びかけるとともに、情報提供があった施設には随時連絡・調査を行い、有料老人ホームに該当すると判断された場合は、届出を促している。

- 年1回程度訪問し、届出を勧奨している。

- 「未届有料老人ホーム届出指導要領」を策定し、これに基づき指導している。有料老人ホームに該当すると認められた場合、設置者に対して速やかに届出するよう指導。これより一定期間届出がなく催告にも応じない場合、立入検査対象とする。

- 「届出勧奨通知」を送付している。

- 「未届有料老人ホームの届出促進に係る取扱方針」に基づき、以下のとおり対応している。

- －未届有料老人ホームの疑いのある住宅等に関する情報提供があった場合は、設置者に対し調査票の提出を求める。

- －その結果有料老人ホームに該当すると確認できた場合は、現地調査を実施するとともに、建設局、消防局の関係する部局（以下関係機関という）あてに情報提供を行う。その際、関係機関に対し、不適合事項について、必要な指導を依頼する。

- －不適合事項については、関係機関と協力体制を構築し、継続的な指導を行う。

- －添付する入居契約書、管理規程及び重要事項説明書（住宅用）について、標準の様式をホームページに掲載し、それらを修正等することで速やかな設置届の手続きが行えるようにする。

- 届出を促進するため、把握した未届有料老人ホームの施設名、所在地、連絡先等について、福祉保健局のホームページで毎月公表

- 現地訪問し事業者の意見を傾聴するなど信頼関係の構築に取り組むとともに、届出に係る事業者の事務負担を軽減するため必要書類の説明や記載の仕方について具体的にアドバイスし、届出の促進を図っている。”

- 「有料老人ホーム該当通知」を送付し、設置届の手続を行うよう指導している。

- 年1回の有料老人ホーム講習会（集団指導）の開催通知を送付し、届出勧奨通知も同封している。

未届有料老人ホームの届出に際して、法令に基づく届出書類の簡素化を求める自治体の意見もあるが、通常の届出を行う設置者との公平性を確保しなければ、むしろ未届有料老人ホームを助長する懸念がある。未届かどうかにかかわらずすべての設置者が設置届を行う際の必要書類を全般的に見直すかどうかは課題である。

また、指導権限を行使する上での課題として、以下のような自治体の意見がある。

◎届出指導上の課題

- 消防基準を満たしていないホームであっても、経済的な事情等から他に行き場の無い入所者を受け入れているホーム等の場合。

- 建築基準法や消防法上の重大違反が見つかった場合の対応。

届出に向けた指導上でこうした法令違反が発見された場合は、担当部局と連携を図り関係法令での指導や処分の検討を行いつつ、状況に応じて老人福祉法上の改善命令や事業停止命令も検討すべきである。いずれにせよ、法令を遵守しない設置者によって、入居者の安心・安全が損なわれる重大な事態が起こらないよう、自治体には迅速な対応が求められる。

③有料老人ホームの該当性判断

有料老人ホームの判定について、厚生労働省は以下の考え方を示している。ここでは、高齢者を入居させて何らかの役務を提供するものは有料老人ホームであり、有料老人ホームは届出をしなければならぬため、仮に指導指針に不適合の状態だとしても、自治体はその届出を拒否できない、としている。

また、老人福祉法第 29 条第 1 項の「老人を入居させ」の解釈として、高齢者以外の者も当然に入居できるものは有料老人ホームには当たらないが、

◇入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について

◇共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら高齢者を入居要件とするものについては当該高齢者が利用している部分について、それぞれ、入居する高齢者の人数に関わらず、有料老人ホームとして取り扱う、とされていることに注意が必要である。

他方で、有料老人ホームかどうかの判定においては、以下のように判断に迷うケースも見られる。

◎有料老人ホームの判定の事例

- 併設する介護保険居宅サービス事業所との間でサービスの提供主体があいまいになっている。（ホームのサービスか居宅サービス事業所のサービスか）あるいは実際にはホームのサービスなのに居宅サービス事業所のサービスだと抗弁される場合があり対応に苦慮している。
- 未届有料老人ホームが介護保険事業所を併設しているが、そこが訪問介護で入っているところ有料老人ホームのようで、市町村に情報提供依頼しそれをもって、高齢者の施設状況確認表を送り、有料老人ホームの要件、見守り、食事など提供しています、という自己記入表を書いてもらって有料老人ホームかを判断する。
- 食事の提供が一体かどうかでもめたケースがあり。契約書上、入居者はその会社を使って食事の提供をしてもらい、費用はいったんホームに支払うという形だったので、これは一体のサービスとの判断を行った。

ホームに介護保険居宅サービス事業所が併設される場合、介護保険制度による介護給付とホームが独自で提供するサービスが区分され、その費用を受領しているのか、といった点がポイントになる。そのためにはまず居宅サービス事業所のケアプランとサービス提供記録とを突合し、ホーム独自のサービスの実施や費用について検証することも有効と考えられる。その際は、介護保険課との連携も必要となる。

また、食事の提供は外部事業者が行うとしても、入居契約上で食事を提供することとしているか、設置者と給食事業者との契約関係はあるか、等の確認を行い、さらに食堂を設置していれば営業許可等の主体は誰か、等を確認する必要がある。

自治体の中には、有料老人ホームに該当するかどうかの判定基準を持つところがあり、さらに判定のための状況調査票を作成しているところがあるので、参考にされたい。

◆資料 28 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（抄）」

2 指導上の留意点

有料老人ホームに該当する可能性のある施設を的確に把握することが必要である。このため、特に都道府県においては市町村と必要な情報を共有するなど、密に連携してその把握に努めることが重要である。

その結果、未届の有料老人ホームを把握した場合にあっては、都道府県等において、その施設が有料老人ホームに

該当する旨を設置者に対して通知するなどの方法により、有料老人ホームであることを特定した上で、指導を行うことも有効である。届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、老人福祉法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

また、介護保険法の住所地特例の規定など、他の法律においても、有料老人ホームであることを前提とした制度があることから、これらの業務の明確化を図る上でも、適切に有料老人ホームの特定を行うことが必要である。

◆資料 29 「有料老人ホーム該当・非該当判断基準（大阪府）」

有料老人ホーム 該当・非該当判断基準



《参考》

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途（H23.10.7 国説明会配布資料）

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、下表の考え方をもとに、個々の建物の利用状況等を踏まえて、特定行政庁が総合的に判断する。

①	各専用部分内の設備の有無 （浴室の有無は問わない）	便所・洗面所・ 台所が揃っているもの	便所・洗面所はあるが、台所がないもの	
②	老人福祉法上の有料老人ホームの該当	（該当・非該当に関わらず）	該当	非該当
建築基準法上の用途		共同住宅	老人ホーム	寄宿舍

◆資料 30 「有料老人ホームの判断基準について（川崎市）」

有料老人ホームとは、

（１）【入居サービス】老人を「入居」させ、

（２）【介護等サービス】「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」（介護等）のいずれかのサービスを提供する「事業」を行う施設

（老人福祉法第２９条第１項）

※同法の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取扱う。

１ 入居対象について

入居対象を老人としている。

○ 老人以外も当然に入居できる施設は有料老人ホームには当たらないが、下記の場合は、有料老人ホームとして取扱う。

①入居要件では老人以外も入居できるとしていても、意図的に老人を集めて入居させている場合

②共同住宅や寄宿舍等、老人とそれ以外の者が混在しているものであっても施設の一部については、老人のみを入居対象としている場合。老人を対象としている部分については、有料老人ホームとして取扱う。

○ 分譲型で、入居者自身が所有者であるものは除く。

○ 短期間の宿泊など、利用者の生活の拠点となっていないとはいえない形態のものは除く。

２ 入居対象の「老人」の考え方について

老人福祉法上の明確な定義がないため、概ね「60 歳以上の者」又は「介護保険法に基づく要介護認定若しくは要支援認定を受けている者」を基本とする。

３ サービスの態様について

入居に付随するサービスであること。

○ 入居サービス提供者が、介護等サービスを一体的に提供していることが認められること。

○ 入居サービス提供者が、外部の事業者へ委託して介護等サービスを提供する場合を含む。

○ 介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、実質的にサービスの提供を行なっている者を含む（すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解します）。

○ 入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者が、もう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる場合を含む。

４ 除外となる施設について

○ 老人福祉施設

○ 認知症高齢者グループホーム

○ 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合（いわゆる、お泊まりデイサービス）として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているもの

④関係部局との連携

未届有料老人ホームの届出を促進する取り組みの中には、「関係部局との連携」がある。有料老人ホーム所管部局だけでなく、他法令に基づく指導権限を有する部局との連携は、届出を求める上で効果的となる場合がある。

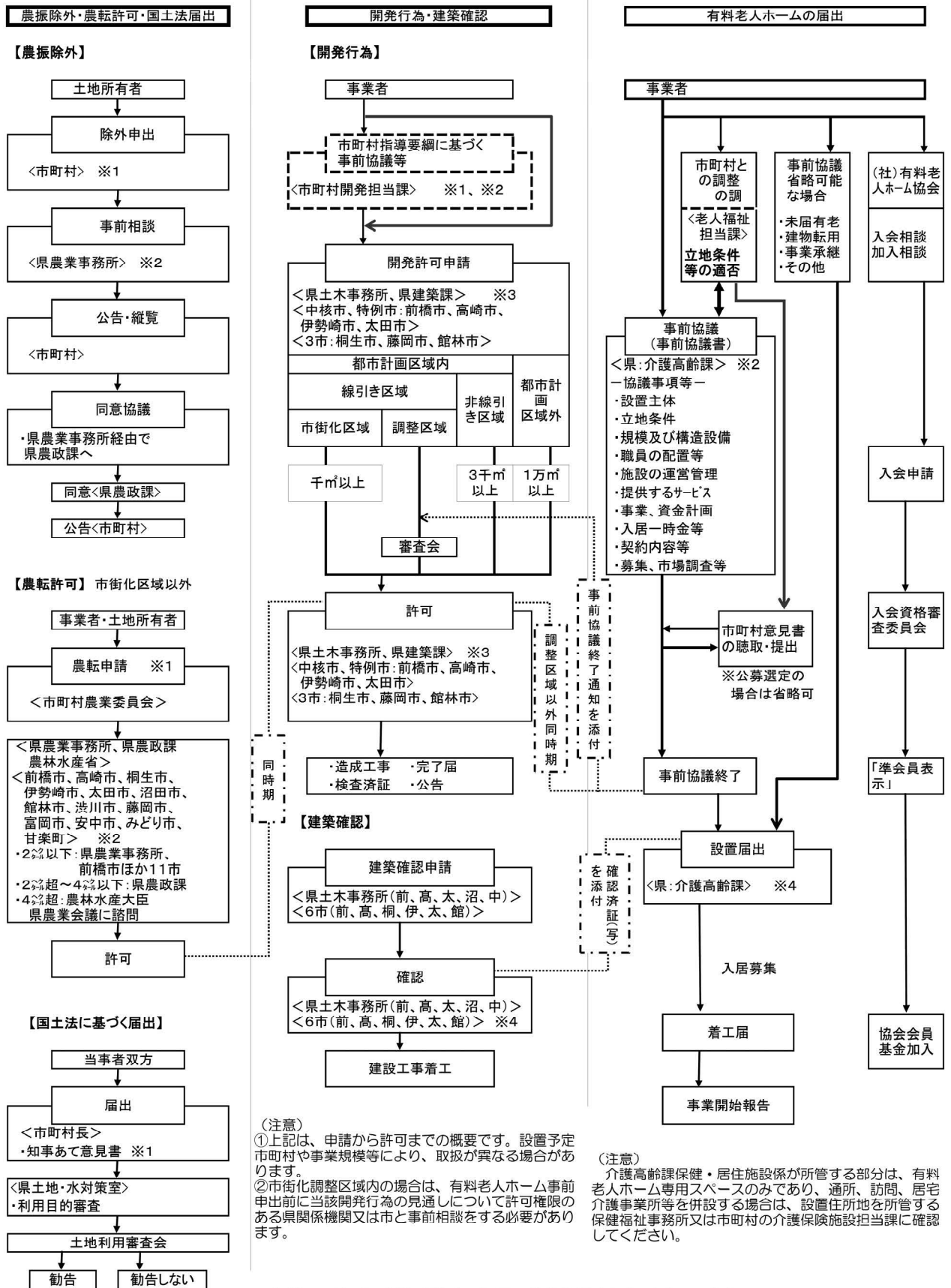
具体的には、次のような取り組みが進められており、参考にされたい。

◎関係部局との連携の事例

- サービス付き高齢者向け住宅所管課と必要に応じて情報共有している。
- 疑問点については、関係部局に、その考え方、意見等を聴きながら進めている。また、年度当初には、指導担当課と施設所管課が合同で、連携のあり方、法令の改正状況に関する情報等についての打合せ会を行っている。
- 住宅部局とは、日頃からサ高住における苦情等の情報共有を図るとともに、事業開始後6か月並びに3年経過した施設への立入検査を合同で実施している。また、消防部局とは、施設内の消火設備や緊急時の対応について再度確認する旨を記載したリーフレットを配布し、引き続き安全性の確保に努めるよう連携を図っている。
- 定期的な担当者会議の開催等。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録窓口である住宅政策課と情報共有を行い、立入検査を同時に実施している。
- 福祉関連施設等における防災対策連絡会議を行い、消防局・福祉部局・建設部局間で連携した情報共有を行っている。

◆資料 31 「有料老人ホームの設置届に係る関係部局等との連携について（群馬県）」

【参考】 有料老人ホームの設置届出にかかる関係部局等との連携について（令和6年2月現在）



■各欄の※印は、当該手続時に相互の連絡調整を行うことを示します。

⑤届出指導の困難事例

未届有料老人ホームに対して届出を求める上で、「未届有料老人ホームへの指導に強制力がない。」などと誤認する自治体がある。

◇届出指導上の課題

- 入居者の実態把握、運営実態の把握が困難である。
- 施設の運営状況を知るための書類提出依頼の根拠となる法令がないため、書面での依頼が困難である。
- 設置届という届出制であるため、事業者が強固に有料老人ホームではないと主張した場合（食事や介護のサービスを一体で行っていないなどの主張）、県として未届有料老人ホームとして整理するのか、有料老人ホームではないと整理するのか判断が難しい。

有料老人ホームに該当することが確定していない段階では、老人福祉法の立入調査権限は及ばない。

しかしながら消防部局や建築部局との連携等を通じてサービス提供などの実態を探知・把握し、有料老人ホームに該当すると判断した場合には、未届有料老人ホームであっても、老人福祉法に基づき立入検査を行う権限が自治体にあることを設置者に理解させ、法令違反の解消に向けて必要な指導を行う必要がある。

未届有料老人ホームへの対応に関する指導ルールを策定している自治体は複数あるが、中には、未届有料老人ホームの届出指導要領を定め、再三の指導に関わらず届け出を行わない場合は老人福祉法違反として罰則規定の適用を行うことを明記しているものがあり、参考にされたい。

ただし、届出の促進を図る上では、なお自治体から次のような課題が挙げられている。

◇事業形態上の課題

- 設置者が、「契約上宿泊サービスであり、利用者が自宅に何か月かに1回の頻度で帰宅する。」と主張する場合等。入居サービスの提供と判断するのか困難な事例があるが、利用者数や利用日数等を勘案し、状況に応じて判断している。
- 無料低額宿泊所等の類似施設との判別が難しい場合がある。

未届有料老人ホームの中には、「宿泊サービスであり有料老人ホームに該当しない。」と主張する事業者がいるが、宿泊業で対価を得る場合には旅館業法上の許可が必要となる。

- 老人を集めて入居させていることが、「意図的」であるかどうかを判定する際の具体的基準。
- 既存の有料老人ホームにおいても、65歳未満の入居者を受け入れている場合があり、有料老人ホームとして取り扱うことが妥当であるかの判断に困る場合がある。
- 若年者層が入居している場合の対応。
- 有料老人ホームの要件である役務提供について、系列の別法人が利用者と個別に契約しているとしてホームに該当しないとする事業者が多い。契約書内容や系列法人のサービスをあっせんするなどの実態が把握できないと、ホームであると断定できない。
- 有料老人ホームの判断基準が明確化されているが、それでも尚、判断の難しい事例が存在していると考えられる。市や担当者レベルで判断が異なる可能性もあるため、他市において疑義が生じた事例を共有し、全国的な意思統一を図りたい。

提供されるサービスが設置者とは別の法人により提供されている場合は、契約内容とを確認し、当該別法人を設置者として届出させることも考えられる。

◆資料 32 「未届有料老人ホームに対する届出指導要領（愛媛県）」

未届有料老人ホームに対する届出指導要領

1 趣 旨

この要領は、老人福祉法の規定により有料老人ホームに該当する施設であって、有料老人ホームを設置する届出を行っていない者に対する各地方局地域福祉課の届出指導について定めるものである。

2 定 義

この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するが、同項の届出を行っていない施設とする。

3 届出までの手順

（１）市町、居宅介護支援事業者及び住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報を入手した場合、別紙１「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。

（２）（１）の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。

（３）施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙２「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。

（４）（１）の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第29条第1項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。

（５）届出は届出指導を行ったときから、概ね3月以内に行うよう指導する。

（６）市町は要介護認定調査及び特定高齢者等の認定過程又は地域包括支援センターに集められる情報等で有料老人ホームと思われる施設の情報の把握に努め、県は各市町の介護保険担当課と有料老人ホームの情報提供に関して密接な連携を図る。

4 未届有料老人ホームにおける愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針の基準の取扱い

（１）未届有料老人ホームのうち、愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の基準に適合しない施設（以下「基準適合外施設」という。）の設置者に対しても、速やかに届出を行うよう指導すること。

なお、届出の指導を行った時点において、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時までに改善が可能な部分については、改善するよう指導すること。この場所において、届出時点において改善がなされなかったときであっても、届出を受理することとする。

（２）届出を行った基準適合外施設に対しては、指針の基準に適合していない部分に応じて、次の措置を速やかに行うよう指導すること。その際、必要に応じて期限を定めて改善状況を報告させることができる。

（ア）施設基準のうち居室面積が指針の基準を満たしていない場合においては、サービスの提供に際して、必要な広さが確保されていること。

（イ）建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備を十分に設け、入居者の安全を確保すること。

（ウ）施設が提供するサービスの内容に応じた、必要な設備が設けられていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。

（エ）居室が相部屋（夫婦部屋を除く。）であり、既に居室に入居者が存在する等の理由により個室とすることが困難と認められる場合は、入居者のプライバシーに配慮した上で入所者ごとにサービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。

また、入居者の退居が発生した場合は、居室定員を順次減少させる措置をとること。

（オ）施設が提供するサービスの内容に応じた、適切な数の職員が配置されていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。

(カ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容及び書類整備については、速やかに指針の基準を満たすこと。

(キ) 基準適合外施設の設置者に対しては、指針の基準に適合していない部分における改善計画を策定するとともに、是正可能な部分から是正を行うよう指導すること。

(ク) 施設の建替え又は大規模改修時の際は、指針の基準に適合できるよう、事前に所管の地方局地域福祉課と十分な協議を行うこと。

5 基準適合外施設の取扱い

(1) 基準適合外施設についての情報をホームページ等により県民等へ公開する際には、県民等が施設を選択する場合における判断の目安となるよう、別紙3「有料老人ホーム情報開示等一覧表」を用いるなど当該施設において基準に適合していない部分を明瞭に把握できる方法で行うこと。

なお、ホームページへの公開に係る事務は、長寿介護課で行う。

(2) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対して当該施設において基準に適合していない部分があることを明確に伝えるとともに、重要事項説明書等により、基準に適合していない部分、指針の基準との差異の程度、今後の改善計画等を十分に説明するよう指導すること。

6 届出後の指導

届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

7 その他

(1) 有料老人ホーム未届施設が届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第40条第2号の罰則規定に基づく処置を行う。

(2) 有料老人ホーム未届施設に対しても、老人福祉法第29条第9項の立入検査及び第11項の改善命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適切な利用料徴収等が生じないよう入居者の処遇の質を確保するための適切な指導を行う。――

(3) ホームに対する指導監督方法

①立入検査

有料老人ホームに対する立入検査権限については老人福祉法において都道府県等に付与されており、その実施においては外部へ一部業務委託を行っているところもある。

○老人福祉法

第 29 条

13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

また、標準指導指針の通知では、立入検査の実施について次のように規定している。法令の「立入検査」と本指導指針の「立入調査」は同義である。

2. 指導上の留意点

(7) 有料老人ホームに対する指導

① 立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。

立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。また、合理的な理由がなく、再三の指導に従わない場合は、老人福祉法に基づく改善命令等必要な対応を行うこと。特に、立入調査において、入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

また、立入調査に限らず、老人福祉法に基づく定期の報告徴収の際を活用するなどにより、状況の把握に努めること。

②集団指導

有料老人ホームに対する指導として、個別の有料老人ホームへの立入調査のほか、必要に応じて、複数の事業者を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を適宜実施されたい。

集団指導に当たっては、講習の内容に応じて事業者を選定し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により事業者へ通知した上で、指導指針の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。その際、多くの事業者が参加できるよう、必要に応じてオンラインでの開催なども検討すること。また、届出を行っていない有料老人ホームに対しても集団指導に参加するよう働きかけること。さらに、集団指導に欠席した事業者に対しては、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

立入検査の頻度は、一般的には3年に1回定期検査を実施し、さらに事件や事故、関係者からの通報等に応じて臨時に実施する方法が多いが、所管地域のホーム数の多さから通常の立入検査を全く実施できない自治体もある。

立入検査に関する特徴的な取り組みの中には、開設3か月後、1年後に実施するケースや、初回の検査を開設3年後に行いその後は5年ごとに実施するケース、等が見られる。

自治体によって、届出ホーム数が多い反面、少ない担当者で業務を回すために、様々な工夫が行われている。立入検査の実施方法、検査先選定の考え方を例示する。

◎立入検査の実施方針の例

- 新規で開設した施設、前回検査から6年経過する施設、通報等があり臨時で検査が必要と判断したホームを対象とする。
- 3年に1回全施設に対し、立入検査を実施する。また、設置者が訪問介護事業所や通所介護事業所を運営している場合、その実地指導に併せて立入検査を実施。
- 入居者、入居者の家族等、施設長等からの通報。事故報告(重大事故・事故対応に問題がある場合など)。集団指導への不参加ホーム。
- 入居者・家族からの通報等があった場合には施設を訪問し、設備や処遇などについて現地確認するようにしているが、それだけでは指導監督の実効性が担保できないと判断するときは、法律に基づく立入検査を行うこととしている。
- ①開所時検査(施設開所3か月後に行うもの)、②定期検査(3年ごとに行うもの)、③随時検査(入居者処遇等に関する通報や苦情において、老人福祉法に違反する恐れがある又は入居者の処遇に関する不当な行為、利益を害する行為に該当する恐れがあるときに行うもの)
- 原則として、3年に1回実施することを規定。(定期立入検査)。随時立入検査は、①通報・苦情・相談等、②事故報告書、③定期立入検査、④高齢者虐待などの市町村からの報告、より検査を実施する必要があると判断した場合
- 立入検査実施要項に基づき、3年に1回実施することとしている。また、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合で、入居者のために必要があるときは、随時に実施する。
- 「市有料老人ホーム立入検査要領」に定めている定期立入検査。開設から一年以内に立ち入る実地検査。そのほかに運営及びサービスが著しく適正を欠くため、入居者の利益に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる理由があると判断される場合。利用者や利用者の家族又は施設職員などからの情報共有による。

なお、集団指導については新型コロナウイルス感染症の流行が始まった時期から開催方法が事前録画した動画の配信やウェビナー開催に変化した。全国有料老人ホーム協会でも、様々なテーマに応じて講師対応を行っている。

◆資料 33 「有料老人ホーム立入検査実施要領(郡山市)」

郡山市有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する届出をした施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定する登録を受けた施設のうち、入居者に対して老人福祉法第29条第1項に規定するサービスを提供する施設(以下「施設」とい

う。)の管理運営、サービス、入居者処遇等の状況について、法及び郡山市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成25年9月11日施行)等の規定に照らし改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導、命令を行うことにより、施設の適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的として、法第29条第9項及び郡山市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成25年9月11日施行)第13条の規定に基づき、市が実施する施設に対する立入検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(形態)

第2条 立入検査の形態は、定期検査及び随時検査とする。

2 定期検査は、毎年度当初に定める実施方針及び実施計画により行うものとし、同一施設に対する立入検査は、原則として3年に1回実施するものとする。

3 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が法第29条第4項から第8項までの規定に反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関して不当な行為に該当し、若しくはその運営に関して入居者の利害を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施するものとする。

(実施方法)

第3条 市は、定期検査を行う場合は、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対し、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書(様式第1号)を送付し、検査日時及び検査職員の職氏名を文書により通知するものとする。

2 前項の規定により送付を受けた当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者は、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書を作成し、市の指定する日までに市へ提出するものとする。

3 随時検査を行う場合には、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者に対し、検査日時及び検査職員の職氏名を文書により通知するものとする。

ただし、急を要する等必要と認めるときは、事前に通知することなく立入検査を行うことができるものとする。

4 立入検査は、当該施設又は当該介護等受託者の事務所若しくは事業所において、原則として当該施設の責任者の立会のもとに行うものとする。

5 立入検査は、職員2名以上で行うものとする。

(検査事項)

第4条 立入検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 設置届等に関すること(施設のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたもの(以下「サ高住」という。)を除く)。

(2) 変更届に関すること(サ高住を除く)。

(3) 事故届に関すること。

(4) 設置主体に関すること(サ高住を除く)。

(5) 立地条件に関すること(サ高住を除く)。

(6) 規模及び構造設備に関すること(サ高住を除く)。

(7) 職員の配置等に関すること。

(8) 施設の管理運営に関すること。

(9) サービスに関すること(サ高住は該当するサービスを提供している場合に限る)。

(10) 事業収支計画に関すること(サ高住を除く)。

(11) 利用料等に関すること。

(12) 契約内容等に関すること。

(13) 情報開示に関すること。

- (14) 広告の基準に関すること。
- (15) その他必要と認められる事項に関すること。
- (16) 前回検査時の指摘事項に対する改善状況に関すること。

(検査結果)

第5条 検査職員は、検査後速やかに検査結果を市長に復命するものとする。

2 市は、立入検査の結果、改善を要すると認められる事項等があるときは、当該施設に対し、当該改善を要する事項等を様式第2号により通知するとともに、その改善結果等について改善結果及び検討結果報告書（様式第2号）により報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣する等により改善結果を確認するものとする。

(検査結果の保管)

第6条 市は、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、施設から回答された様式第2号を施設ごとに累年で保管しておくものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、施設に対する立入検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 11 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

◆資料 34 「有料老人ホーム指導及び監査実施要綱（東京都）」

東京都有料老人ホーム指導及び監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに対して都が実施する指導検査について、必要な事項を定める。

第2 指導 検査の目的

指導検査は、法、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）及び別に定める指導検査に係る基準その他福祉諸法（以下「指導検査基準等」という。）に対する実施状況について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

第3 指導 検査の基本方針

指導検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について周知徹底させるとともに、指導指針及び指導検査基準等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

第4 指導 検査の対象

この要綱に基づく指導検査の対象は、法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）を対象とする。

第5 指導検査の形態

指導検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般指導検査

一般指導検査は、原則として検査対象となる事業者の事業所等における実地検査とする。

2 特別指導検査

特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の検査事項を定め、重点的に行う実地検査とする。なお、必

要に応じ関係行政機関等と合同で検査を実施することができる。

(1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 度重なる一般指導検査の指導によっても改善の措置が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

3 集団指導

集団指導は、指導対象となる事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

第6 実地指導の実施計画

実地指導の実施に当たっては、老人福祉行政の動向を踏まえ効率的かつ効果的に行えるよう、指導の重点項目、実地指導の実施時期、検査班の編成及び規模等の実施計画を含む実施方針を別に作成するものとする。ただし、問題の発生等により必要があると認められる場合は、実施計画に関わらず適宜実地指導を実施する。

第7 実地指導の実施方法

実地指導の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般指導検査

(1) 検査通知

検査対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者へ通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査開始時に文書を交付することによって行う。

(2) 検査実施方法

検査は、指導検査基準等に基づき、施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式により行う。

なお、検査は2名以上の検査班を編成して実施する。

(3) 検査結果の通知

検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した検査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求める。

なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知書発送日の30日以内とする。

2 特別指導検査

(1) 検査通知

検査通知は、一般指導検査に準じて、あらかじめ文書により通知する。ただし、検査の目的と効果を勘案し、検査の開始時に文書を交付することにより行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、実地指導は2名以上の検査班を編成して実施する。

また、必要に応じ運営指導所管部課職員、関係行政機関職員及び専門職員等による検査班を編成し、実施することができる。

(3) 検査結果の通知

特別指導検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求める。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日の30日以内とする。

3 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該事業者に通ずる。

(2) 指導方法

指導は講習等の方式で行う。当日使用した資料等については情報提供に努めるものとする。

第8 改善命令

法第 29 条第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居者処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第9 改善命令の公示

第8に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

第10 調査書等の提出

実地指導の実施にあたっては、第6で定める実施計画を踏まえ、検査に必要な期限までに、関係資料の提出を求めることができる。

第11 指導検査基準

指導検査項目、検査の着眼点及び関係法令等を集約した指導検査基準を別に定める。

第12 実地指導結果の活用

実地指導結果は以下により活用する。

1 関係部課への情報提供

実地指導の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営指導所管部課等に提供する。

2 福祉局ホームページへの掲載

一般指導検査及び特別指導検査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、福祉局ホームページに掲載し、都民へ広く情報提供する。

第13 指導指針等との整合の確保

実地指導の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等と調整又は協議を行い、指導指針、指導検査基準及び実施方針との整合を図るものとする。

第14 情報の公開

実地指導等に関する情報は、個人情報など法令及び東京都条例により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

◆資料 35 「有料老人ホーム立入検査実施要領（沖縄県）」

沖縄県有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成11年12月1日施行）第13条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 立入検査は、老人福祉法（以下「法」という。）及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成16年3月1日施行）等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

(検査事項)

第3条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 設置者に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 既存建築物等の活用の場合の特例に関する事項
- (6) 職員の配置、研修及び衛生管理に関する事項
- (7) 有料老人ホーム事業の運営に関する事項
- (8) サービス等に関する事項
- (9) 事業収支計画に関する事項
- (10) 利用料等に関する事項
- (11) 契約内容等に関する事項
- (12) 情報開示に関する事項
- (13) 届け出に関する事項
- (14) 前回の立入検査に基づく是正・改善状況
- (15) その他必要と認められる事項

(立入検査の形態)

第4条 立入検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は、毎年度定める実施計画（様式第1号）により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。

2 随時検査

随時検査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 入居者処遇に関する通報、苦情等又は定期報告書類の確認結果等で、入居者の保護のため必要があると認められるとき。

(立入検査体制)

第5条 検査は、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課が実施するものとし、課員2名以上の体制で実施する。

2 検査職員は、立入検査を行うにあたっては、老人福祉法施行規則第5条の2に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入検査の実施方法)

第6条 検査の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般検査

(1) 検査通知

実施計画に基づき、検査対象となる有料老人ホームの設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対して、

検査の根拠規定、実施日時、場所、検査対象者、準備すべき書類等を文書（様式第2号）により、立入検査当日の10日から20日前までに通知する。

(2) 検査実施方法

検査は、「有料老人ホーム状況報告」及び「沖縄県有料老人ホーム立入検査事前調書」に基づき、実地により施設・設備の状況及び関係書類を確認し、関係者に面談する方式で行う。

なお、検査は、入居者のサービス水準の確保等のために必要と認められる範囲内で、第3条の検査事項を絞る等、より効率的、効果的に行うことができるものとする。

2 随時検査

(1) 検査通知

検査通知は、一般検査に準じて、あらかじめ文書（様式第3号）により行う。ただし、急を要する等、検査の目的と効果を勘案し検査の開始時に現場において、文書を交付するなどの方法により行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、必要に応じ関係行政職員等による検査班を編制し、実施することができるものとする。

（検査の留意点）

第7条 検査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助の態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 検査の課程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないように留意するものとする。

3 事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にし、特に上司の指示を要する事項については、その指示を持って行うものとする。

（講評）

第8条 検査職員は、検査終了後、有料老人ホームの設置者等及び関係職員の出席を求め、その結果について、是正又は改善を要する事項を指摘するのみならず、改善方法を示す等、より効果的な指導及び助言を行うため、講評を行うものとする。

（検査結果の復命）

第9条 検査職員は、帰庁後速やかに結果を整理し、所属長に対して復命（様式第4号）を行うものとする。

（検査結果の検討及び通知）

第10条 検査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、是正又は改善を要する事項については、検査終了後1ヶ月以内に文書（様式第5号）をもって通知する。

2 検査結果は、必要に応じ関係機関にも送付するものとする。

（是正改善状況報告）

第11条 是正又は改善を要する事項の是正改善措置状況については、検査結果通知文書発送日から1ヶ月以内に文書（様式第6号）により報告を求めるものとする。

2 重要な事項については、必要に応じてその改善状況等を実地により確認するものとする。

3 短期間に解決を図ることが困難な事項については、改善計画を立てさせ、継続的に指導し、定期的に改善状況を確認する。

（改善命令等）

第12条 県は、有料老人ホームの設置者が法第29条第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又は、その運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

2 県は、有料老人ホームの設置者が、法その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

（改善命令等の公示）

第 13 条 前条の規定に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示するものとする。

（市町村への通知）

第 14 条 設置者に対して第 12 条第 2 項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、関係市町村長に通知するものとする。

（入居者への支援）

第 15 条 第 12 条第 2 項の規定による命令をし、その入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（管理台帳）

第 16 条 県は、効果的な検査を行うために、有料老人ホーム立入検査管理台帳（様式第 7 号）を作成し、検査の終了後必要事項を記入し、整備するものとする。

（補則）

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附則 この要領は、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

② 自主点検表の活用

立入検査を効率的に進める上で、あらかじめ立入検査の対象となる事業者には「自主点検表」の作成・提出を求め、検査すべきポイントを事前に絞り込んでおく自治体がある。平成 30 年調査では、事業者における自主点検表の作成に取り組む自治体は全体の 54%あるが、そのうち作成を義務付けているものが 62.3%、報告を義務付けているものは 31.9%となった。

指導監督の効率化の観点で、自主点検表の作成・報告を求めることは有用であり、未対応の自治体は積極的に取り組まれない。以下に具体的な活用事例を示す。

◎自主点検表活用の事例

●事前に自主点検表を提出してもらい、事業者の現状を把握した上で立入検査を実施し、業務の効率化を図っている。

●指導上必要な項目をチェックし業務を効率化している。また、事業者の指導指針の解釈に誤りが無いか確認するための参考としている。

●立入時、確認公務として業務を効率化している。

●自主点検表を立入検査の際に活用し、指導の効率化を図っている。ただし、通報等に基づく緊急立入検査を行う際には自主点検表によらず、通報内容の確認を重点的に行っている。

◆資料 36 「有料老人ホーム自己点検表（福岡市）」

有料老人ホーム点検チェック表

R5.9.27改正

施設名（法人名）																									
点検日	令和	年	月	日	担当職員																				
入居者の状況	入居定員 名																								
	入居者数 名（うち男性 名，女性 名）																								
	<table border="1"> <tr> <td><介護度別></td> <td>自立</td> <td>支援1</td> <td>支援2</td> <td>介護1</td> <td>介護2</td> <td>介護3</td> <td>介護4</td> <td>介護5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								<介護度別>	自立	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5								
<介護度別>	自立	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5																	

（１）設備関係 ※消防設備を除き、サ高住は対象外。	
施設全体	☐ 廊下幅は確保されているか（片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上） ※居室内にトイレ及び洗面設備がある場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上で可 ☐ 入居者が車いすで円滑に移動することが可能な空間を確保しているか（食堂、廊下、EV等） ☐ 入居者が主に利用する主要箇所（居室、トイレ、浴室等）に緊急通報装置（ナースコール）が設置されているか ☐ 必要に応じ、手すり等が設置されているか ☐ 事業で利用しない部屋・設備等がある場合は、鍵を設置する等、入居者が間違っに入らないような措置が取られているか ☐ 入居者がつまづくような段差がないか、床はすべりやすすくないか ☐ 重要事項説明書の記載と相違はないか
居室	☐ 居室面積は内法13㎡（トイレ、洗面・収納設備、バルコニーを除く）以上確保されているか ☐ 居室の定員は、1人（個室）となっているか（ただし、必要と認められる場合は2人も可） ☐ 入居者の閉じ込め防止策はとられているか ☐ 防災カーテンを使用しているか ☐ 2階以上に居室を設置する場合、入居者が窓等から転落しないような措置をとっているか
トイレ	☐ 清潔・不潔の区別がなされているか ☐ トイレの出入り口は扉になっているか（カーテンやアコーディオンカーテンは不可）
洗面設備	☐ 感染症防止のため、タオルの使い回しをしないようにしているか。 ☐ 石けん等消毒用品が設置されているか ☐ 誤飲事故防止のため、洗剤等の危険物を安全な場所に保管しているか
汚物処理室	☐ 入居者が間違っって洗面台等として使用しないよう配慮しているか（施設がベスト） ☐ 壁まで区画し、臭気等が流れ出ないようにしているか
洗濯室	☐ 洗濯室がある場合、汚物用と清潔用の洗濯機を別に設置しているか
浴室	☐ 脱衣室の温度管理が適切になされているか（ヒートショック対策のため） ☐ 浴槽は入居者の身体機能の低下に配慮しているか ☐ 浴槽は2方向以上からの介助が可能か
食堂	☐ 食事提供の動線と汚物関係の動線が重なっていないか ☐ 食事の提供の際に、その提供に支障がない広さを確保しているか
調理室	☐ 1度に50食以上又は1日100食以上提供する場合、保健所からの検査を受けているか
非常災害対策 （消防設備）	☐ 避難経路が確保されているか（避難経路に荷物を置いていないか） ☐ 火災等の事故や災害に対応するための設備を十分に設置しているか
※サ高住は当該項目のみ	☐ 六項（ロ）→スプリンクラー、火災通報装置（自動火災報知設備と連動が必要） ☐ 六項（ハ）→自動火災報知設備（自立・要支援者のみの有（消防法施行令第1表第一））
事務室	☐ 個人情報とは適切な場所に保管されているか ☐ 医薬品等の保管場所は鍵がかけられるか

研修	☐ 計画的に研修を実施しているか ☐ 採用時研修を実施しているか ☐ 外部の研修機関等が実施する研修等に職員を積極的に参加させているか ☐ 介護に直接携わる職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じているか	・研修予定表 ・研修記録	設置運営指導指針7(2) 設置運営指導指針8(5)② 設置運営指導指針8(7)③
衛生管理	☐ 採用時・採用後において定期的に健康診断を行っているか ☐ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じているか ☐ 入居者やその家族等からの著しい迷惑行為の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、対策を講じているか	・健康診断の記録 ・職員への周知文書等	設置運営指導指針7(3)
守秘義務	☐ 職員等が業務上知り得た入居者の情報について、守秘義務を課しているか	・誓約書等	設置運営指導指針8(4)
(3) 事業運営等		確認資料等	根拠法令及び指針
管理規程等	☐ 定員、利用料、サービス内容とその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応等を明示した管理規程を設けているか（これらの内容を含み入居者への説明事項を適切に提示している資料であればその呼称に関わらず管理規程として扱ってもよい） ☐ 利用料等の改定ルールを契約書又は管理規程等で定めているか ☐ 居室変更時の手続きを管理規程等で定めているか（家賃の差額処理方法等）	・管理規程	設置運営指導指針8(1) 設置運営指導指針12(2)③⑥
名簿の整備	☐ 入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しているか	・入居者名簿	設置運営指導指針8(2)
帳簿の整備	☐ 下記の帳簿を作成し、その完結の日から2年間保存しているか ☐ 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 ☐ 前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領記録 ☐ 提供サービス記録 ☐ 身体拘束実施に係る記録 ☐ 提供サービスに係る苦情記録 ☐ 事故発生時の対応記録 ☐ 委託に係る契約事項及び業務の実施状況 ☐ 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項	・各種記録	老人福祉法第29条第6項 施行規則第20条の6 設置運営指導指針8(3)
個人情報の取扱い	☐ 個人情報の取り扱いに関する同意をとっているか	・個人情報に関する同意書等	設置運営指導指針8(4)
業務継続計画	☐ 感染症や非常災害の発生において、入居者に対する処遇を継続的に行うため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しているか ☐ 職員へ業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実行しているか	・業務継続計画書 ・訓練、研修記録	設置運営指導指針8(5) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
非常災害対策	☐ 防火管理者及び消防計画を定め、消防署に届け出ているか ☐ 消火訓練・避難訓練を年2回以上実施しているか ☐ うち1回は夜間を想定した避難訓練にしているか ☐ できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めているか ☐ 消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐ等により実効性のあるものになっているか ☐ 災害発生時のマニュアルを作成しているか ☐ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常時の関係機関への通報連携体制の整備は図られているか ☐ 非常時の緊急連絡網は確保されているか ☐ 具体的計画を立てる際は、想定される非常災害の種類及び規模に応じたものを立てているか ☐ 要配慮者利用施設の対象となっている施設は災害に対応する非常災害計画を市に提出するとともに、年1回の訓練とその報告を市に行っているか	・消防訓練等の記録 ・防災マニュアル ・非常災害に関する具体的計画書	消防法第8条、消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条第10項 設置運営指導指針8(6) 福岡市地域防災計画（資料編） 厚労省通知、国交省通知
協力医療機関等	☐ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか ☐ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか	・契約書	設置運営指導指針8(9)
運営懇談会	☐ 運営懇談会は開催されているか（代替措置としている場合、どのような体制か）	・運営懇談会の記録	設置運営指導指針8(11)

(4) サービス等		確認資料等	根拠法令及び指針
サービス提供	☐ 契約内容に基づき、適切なサービスを提供しているか（食事・生活相談・健康管理・治療への協力・安否確認・身元引受人への連絡等）	・サービス提供記録	設置運営指導指針9(1)
金銭管理等	☐ 施設の預り金規定を定めているか（原則として本人の管理） ☐ 入居者（又は代理人）から同意書を得ているか ☐ 出納簿を作成しているか	・預り金規定 ・同意書 ・出納簿	設置運営指導指針9(1)⑩
高齢者虐待防止等	☐ 虐待を防止するための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底するように図っているか ☐ 虐待防止のための指針を整備しているか ☐ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施しているか	・研修記録等 ・委員会の資料等 ・虐待防止のための指針 ・研修予定表 ・研修記録	設置運営指導指針9(4)
身体的拘束等の禁止	☐ 緊急やむを得ない場合（①切迫性、②非代替性、③一時性）を除き、身体的拘束を行っていないか ☐ 身体拘束等を行うにあたっては、下記に掲げる措置を講じているか ☐ 緊急やむを得ない場合の判断結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか ☐ 当該身体拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入居者又はその家族に対して説明した上で、文書により同意を得ているか ☐ 当該身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、終了予定日が定められているか ☐ 身体拘束等を行っている場合にあっては、上記①～③のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しているか ☐ 身体拘束廃止委員会で、上記①～③に該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体拘束等を廃止しているか ☐ 身体的拘束等の適正化を図るため、下記に掲げる措置を講じているか ☐ 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか ☐ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか ☐ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施しているか	・身体拘束等を行う場合のルールを定めた書類 ・本人、家族の同意書 ・身体拘束に関する記録 ・身体拘束見直しの検討記録	老人福祉法第29条第6項 施行規則第20条の6第1項3号 設置運営指導指針8(3)④ 設置運営指導指針9(5)
(5) 利用料等		確認資料等	根拠法令及び指針
敷金	☐ 家賃の6か月分を超えていないか（退去時に居室の原状回復費用を除いて全額返還しているか）	・契約書 ・重要事項説明書 ・管理規程 ・退去者の清算書	設置運営指導指針11(1)②
サービス費用	☐ 介護その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価は、入居者に対するサービスに必要な費用の額（食費、介護費用その他の運営費等）を基礎とする適切な額となっているか		設置運営指導指針11(1)③
前払い方式	☐ 権利金等の受領を行っていないか ☐ 前払金の算定根拠を書面で明示するとともに適切な保全措置を講じているか（必要額を返還しているか）		老人福祉法第29条第8、9、10項 施行規則第20条の9、10、21条 設置運営指導指針11(2)
(6) 契約内容等		確認資料等	根拠法令及び指針
利用契約等	☐ 契約書を交わしているか ☐ 契約時に契約内容の説明を十分に行っているか ☐ 契約書に下記の内容が記載されているか ☐ 施設の類型 ☐ 利用料等の費用負担の額、提供されるサービスの内容 ☐ 入居開始可能日 ☐ 身元引受人の権利・義務 ☐ 契約当事者の追加 ☐ 双方からの契約解除の条件およびその場合の対応 ☐ 前払金の返還金の有無、返還金の算定方法及び支払時期等 ☐ 利用料改定の際にその根拠を入居者に明確に説明しているか ☐ 特定の事業者によるサービスを利用させるような契約になっていないか ☐ 重要事項説明書を交付しているか	・契約書 ・重要事項説明書 ・管理規程	老人福祉法第29条第7項 施行規則第20条の5第1項16号 設置運営指導指針12(1),(2),(4)
電磁的記録等	☐ 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、電磁的方法により行う場合、事前に入所者及びその家族の承諾を得ているか。 ☐ 入居者又は入居しようとする者やその家族に対してパンフレット、重要事項説明書、入居契約書、管理規定等を公開するものとし、求めに応じて交付しているか。	・事前に承諾を得たことがわかる記録等	設置運営指導指針14(2)
苦情処理	☐ 苦情対応のマニュアルは作成されているか ☐ 苦情事例について適切に処理され、職員にフィードバックされているか ☐ 外部の苦情処理機関について入居者に周知しているか	・苦情処理マニュアル ・契約書等 ・苦情記録	設置運営指導指針12(7)

事故発生の防止	☐ 事故対応のマニュアルは作成されているか ☐ 事故事例について適切に処理され、職員にフィードバックされているか ☐ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか	・事故対応マニュアル ・事故の記録 ・事故報告	設置運営指導指針12(8)
事故発生時の対応	☐ 速やかに福岡市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか		設置運営指導指針12(9)
その他	☐ 指針に適合しない事項について、重要事項説明書に記載を行っているか ☐ 変更事由（管理者・定員等）が生じた場合に変更届を提出しているか ☐ 毎年現況報告を行っているか ☐ 入居募集にあたって誇大広告等を行っていないか	・重要事項説明書 ・パンフレット等	老人福祉法第29条第2項 設置運営指導指針12(6)、13(3)

◆資料 37 「住宅型有料老人ホーム自主点検表（鹿児島県）」

令和 5 年 度		
有料老人ホーム自主点検表（住宅型用）		

施 設 名 等	名 称	
	所 在 地	
	設置者名	
点 検 状 況	点検年月日	令和 年 月 日（ ）
	点 検 者	職 名 氏 名
		職 名 氏 名

立入検査年月日	令和 年 月 日
有 料 老 人 ホ ム 立 会 者	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名

立 入 検 査 班	班 長 所 属 ・ 職 名 氏 名
	班 員 所 属 ・ 職 名 氏 名

	班員 所属・職名	氏名
--	----------	----

【記入要領】

- 1 本表は、各事項の自主点検を行い、その結果について、「評価」欄の該当項目に○印を付ける方法で作成するものであること。
- 2 該当しない事項、又は前年度事例がない場合は、「該当なし」と記入すること。
- 3 自己評価の際、判断が困難な場合は、理由を整理し、立入検査時若しくは事前に問い合わせること
- 4 点検事項中、「介護サービスを提供する」とは、設置者が介護保険法第 40 条に規定する介護給付又は同法第 52 条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス（個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担））を提供することであり、該当する有料老人ホームは、自主点検を行った結果について、上記 1 及び 2 に基づき記入すること。

目 次

1	届出等・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	設置者・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	立地条件等・・・・・・・・・・・・・	
4	規模及び構造設備・・・・・・・・・・	
5	職員の配置等・・・・・・・・・・・・・	
6	事業の運営・・・・・・・・・・・・・	
7	サービス・・・・・・・・・・・・・	
8	事業収支計画・・・・・・・・・・・・・	
9	利用料等・・・・・・・・・・・・・	
10	契約内容等・・・・・・・・・・・・・	39
11	情報開示・・・・・・・・・・・・・	

主 眼 事 項	着 眼 点	評 価
1 届出等	(1) 老人福祉法第 29 条第 1 項に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から 1 月以内に届出（有料老人ホーム事業変更届）を行っているか。	いる・いない

2 設置者	(1) 公益法人である場合、主務官庁の承認を得ているか。 (2) 個人経営となっていないか。 (3) 他業（有料老人ホーム以外の事業）を営んでいる場合には、その財務内容が適正であるか。 (4) 役員等の中に、有料老人ホーム運営についての知識、経験を有する者が含まれているか。 また、介護サービスを提供する有料老人ホームについては、役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有する者を参画させるなど介護サービスが適切に提供される運営体制が確保されているか。	<u>いる・いない</u> <u>いない・いる</u> <u>ある・ない</u> <u>いる・いない</u> <u>いる・いない</u>
3 立地条件等	(1) 交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮した立地となっているか。 (2) 事業の用に供する土地及び建物について、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存していないか。 (3) 借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、契約関係について次の要件を満たしているか。 ア 共通事項 (ア) 借地・借家等の契約関係が複数になる場合、土地信託方式、生命保険会社による新借地方式及び実質的には２者間の契約関係と同一視できる契約関係であって当該契約関係が事業の安定に資する等やむを得ないと認められるものに限られているか。 (イ) 定期借地・借家契約の場合、入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明しているか。 (ウ) 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約としているか。	<u>いる・いない</u> <u>いない・いる</u> <u>いる・いない</u> <u>いる・いない</u> <u>いる・いない</u>

※ 以下、略

③高齢者虐待の防止・不当な身体的拘束等の事案への対応

1 設置運営標準指導指針における規定

高齢者虐待や不当な身体的拘束等への対応について、設置運営標準指導指針では次のように規定している。

身体拘束廃止については、平成 30 年度の同指導指針改正によって、設置者の取り組みが介護付ホーム以外のホームにも拡大され、立入検査項目の対象になった。また、令和 3 年の基準省令改正により、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置）が新設され、立入検査項目の対象になっている。

○有料老人ホーム設置運営標準指導指針

9. サービス等

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 同法第 5 条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロから二までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ヘ その他同法第 20 条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

2 高齢者虐待対応の流れ

高齢者に対する虐待は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づいて自治体に対応することとなっている。基本的な養介護施設従事者による虐待対応の流れとしては、虐待が疑われた施設の所在地の市町村が虐待の通報を受付け、都道府県と協働して事実確認を行い、虐待の有無の判断や緊急性の有無の判断、対応方針などを決定し、虐待の再発防止と必要な措置を行い、モニタリング・評価を行った上で終結を判断することとなる。

なお、養介護施設従事者等による虐待対応の詳細については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局、令和 5 年 3 月）を参照されたい。

1) 相談・通報・届出への対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村（当該施設所在地）へ通報するよう通報義務等を規定している（高齢者虐待防止法第 21 条）。

通報を受理した市町村は、都道府県に報告した上（同法第 22 条）で、事実確認の内容や方法等の協議

を行うこととなる。

事実確認においては、誰が通報を行ったかわからないように対応がなされ（同法第 23 条）、要介護施設従事者等は、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇やその他不利益な取扱いを受けないこととしている（同法第 21 条第 7 項）。したがって、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いがなされた場合は、訴訟において、当該解雇について無効と判断されたり、不利益な取扱いが不法行為に該当するものとして損害賠償責任を負う可能性がある。

2) 事実確認

相談・通報・届出を受け、都道府県が有料老人ホームに対して行う虐待の事実確認に関する調査権限の行使としては、老人福祉法第 29 条第 13 項に基づく有料老人ホームないし介護等受託者の事務所若しくは事業所への立入検査による事実確認の実施が基本となる。都道府県と協働で市町村が事実確認を行う場合は、市町村は、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 1 号・第 2 号に基づき事実確認を行うこととなる。その際、市町村には老人福祉法第 29 条第 13 項に基づく調査権限はないことに留意されたい。

都道府県が行う老人福祉法第 29 条第 13 項の立入検査による事実確認においては、必ずしも事前に施設に立入検査の日時等を連絡する必要はないが、施設の任意の協力を前提に行われる行政調査であることに留意が必要である。なお、有料老人ホームの設置者等が老人福祉法第 29 条第 13 項の立入検査を拒み、妨げ、忌避するなどした場合には、老人福祉法第 40 条第 2 号の罰則の適用対象となる。

3) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、課題の整理、対応方針の決定

高齢者虐待の有無の判断、緊急性の判断、課題の整理、対応方針の決定にあたっては、都道府県及び市町村の、高齢者虐待防止法、老人福祉法担当部署職員及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行う。高齢者の安全・安心な生活が確保できない等の場合は、やむを得ない事由による措置等によって早急に高齢者を保護したり、医療機関への入院につなげる必要がある。

なお、国マニュアルでは、「不適切ケア」という言葉を用いず「虐待が疑われる事実」としていることに留意すること。

4) 虐待の再発防止と必要な措置

都道府県が、老人福祉法第 29 条第 13 項の規定に基づき事実確認を行った結果、高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項第 1 号イないしホに規定される「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の事実が認められた場合には、当該虐待の事実は老人福祉法第 29 条第 15 項に規定する「入居者の処遇に関し不当な行為」や「運営に関し入居者の利益を害する行為」に該当すると解され、老人福祉法第 29 条第 15 項の改善命令及び同条第 16 条の事業の制限ないし停止命令の対象となる。

加えて、有料老人ホームの設置者等が、高齢者虐待防止法第 20 条規定の虐待防止措置義務に違反した場合や、高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項規定の通報義務に違反した場合は、老人福祉法第 29 条第 16 項「有料老人ホームの設置者が…その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの…に違反した場合」に該当し（老人福祉法施行令第 12 条第 14 項）、その上で「入居者の保護のため特に必要があると認めるとき」は、事業の制限ないし停止命令の対象となり得る。

なお、地方自治体が事業者に行行政処分を行う時の手続は、行政手続法に則って行う必要があり、改善命令・事業の制限ないし停止命令は不利益処分に該当するため、行政手続法第 3 章「不利益処分」に規定される所定の手続並びに行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定される不服申立て及び取消訴訟等の提起に関する事項の教示（行政不服審査法第 82 条、行政事件訴訟法第 47 条）等の手続を踏む必要があることに留意されたい。特に、不利益処分に向けた意見陳述の手続（行政手続法第 13 条）や不利益処分の理由の提示（行政手続法第 14 条）を欠く場合や不足がある場合には、当該処分が違法であると

して取り消される可能性も十分あるため注意が必要である。

また、事実確認の結果、虐待が認められなかったとしても、設置運営標準指導指針に規定がある高齢者虐待防止措置や身体的拘束等の適正化に係る措置が講じられていないこと等に対する都道府県による行政指導や、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項に基づく市町村による改善指導（改善計画の提出や評価等の実施）を行うことも可能である。

5) モニタリング・評価

改善指導等を行った市町村や都道府県は、施設における改善取組の実施状況や効果について、施設からの報告に留まらず、改善への取組開始から一定期間後に施設を訪問することにより、高齢者の生活状況や虐待防止委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、終結まで責任を持って行う必要がある。

6) 終結

虐待対応の終結は、下記の二つの要件を確認した時点となる。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること② 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができたことを確認できること |
|--|

具体的には、以下に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている・ 評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない・ 個々の改善目標が計画どおり達成された・ 改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取組みを含む）・ 虐待予防・防止のための取組みが継続して行われている・ 虐待が生じた場合の対応策が講じられている |
|--|

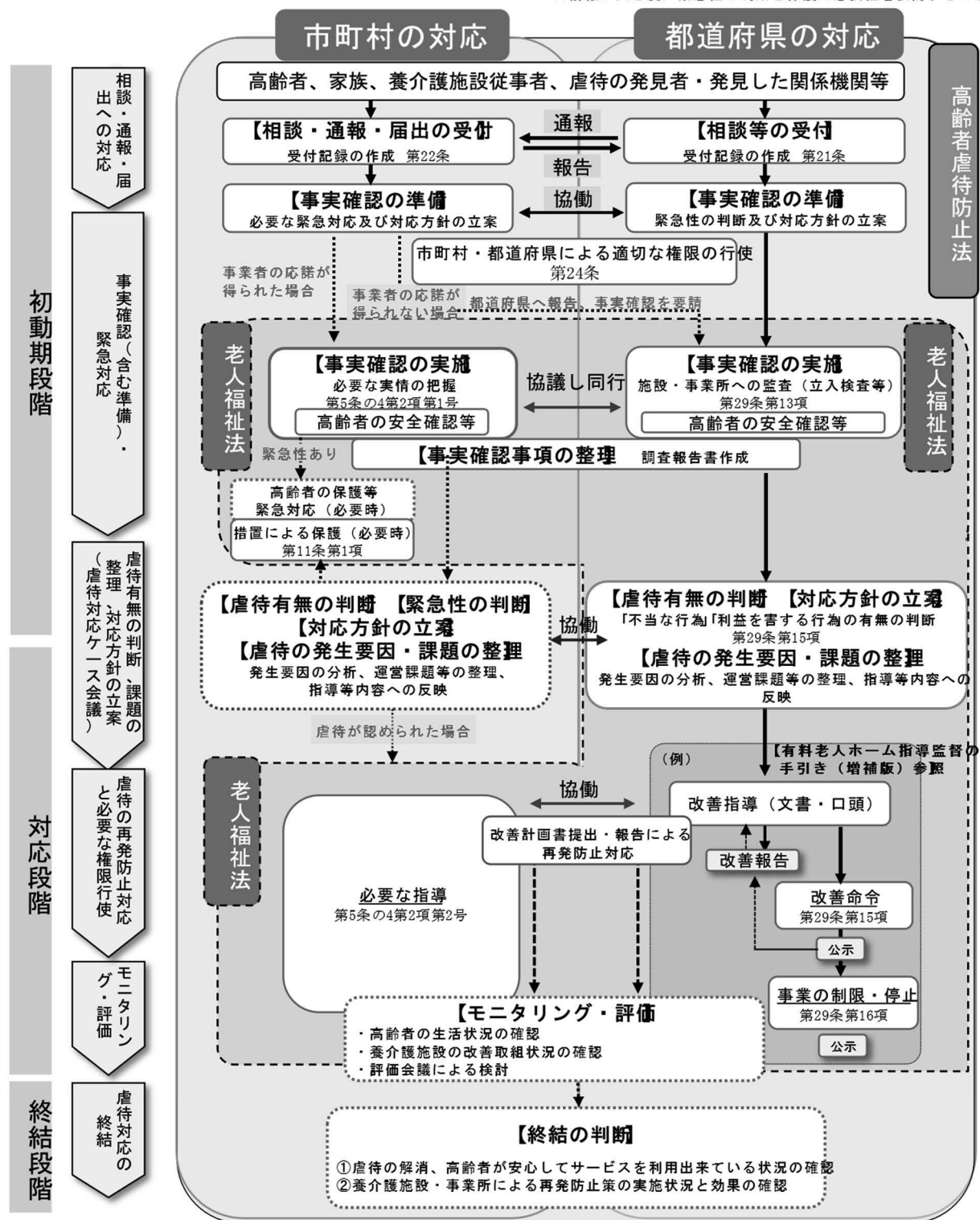
なお、終結の判断は、市町村と都道府県が協議して行うことが基本となる。

◆資料 38 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）」

有料老人ホーム（未届施設等）の場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



対象

有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

サービス付き
高齢者向け住宅

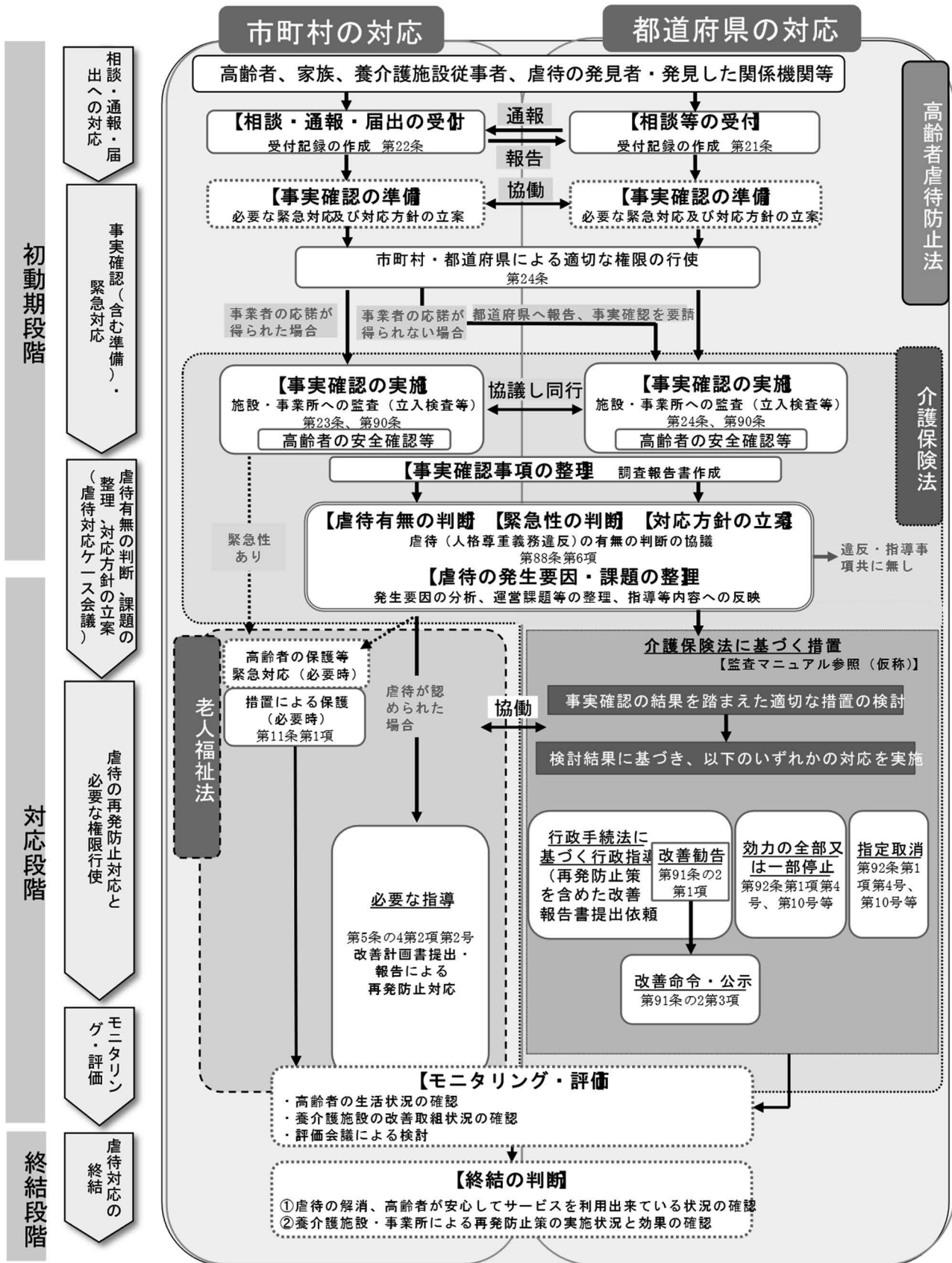
※上記フロー図は、介護保険制度特定施設入居者生活介護の指定を
けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養
による高齢者虐待として対応。

都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注) 条文は特別養護老人ホームの場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

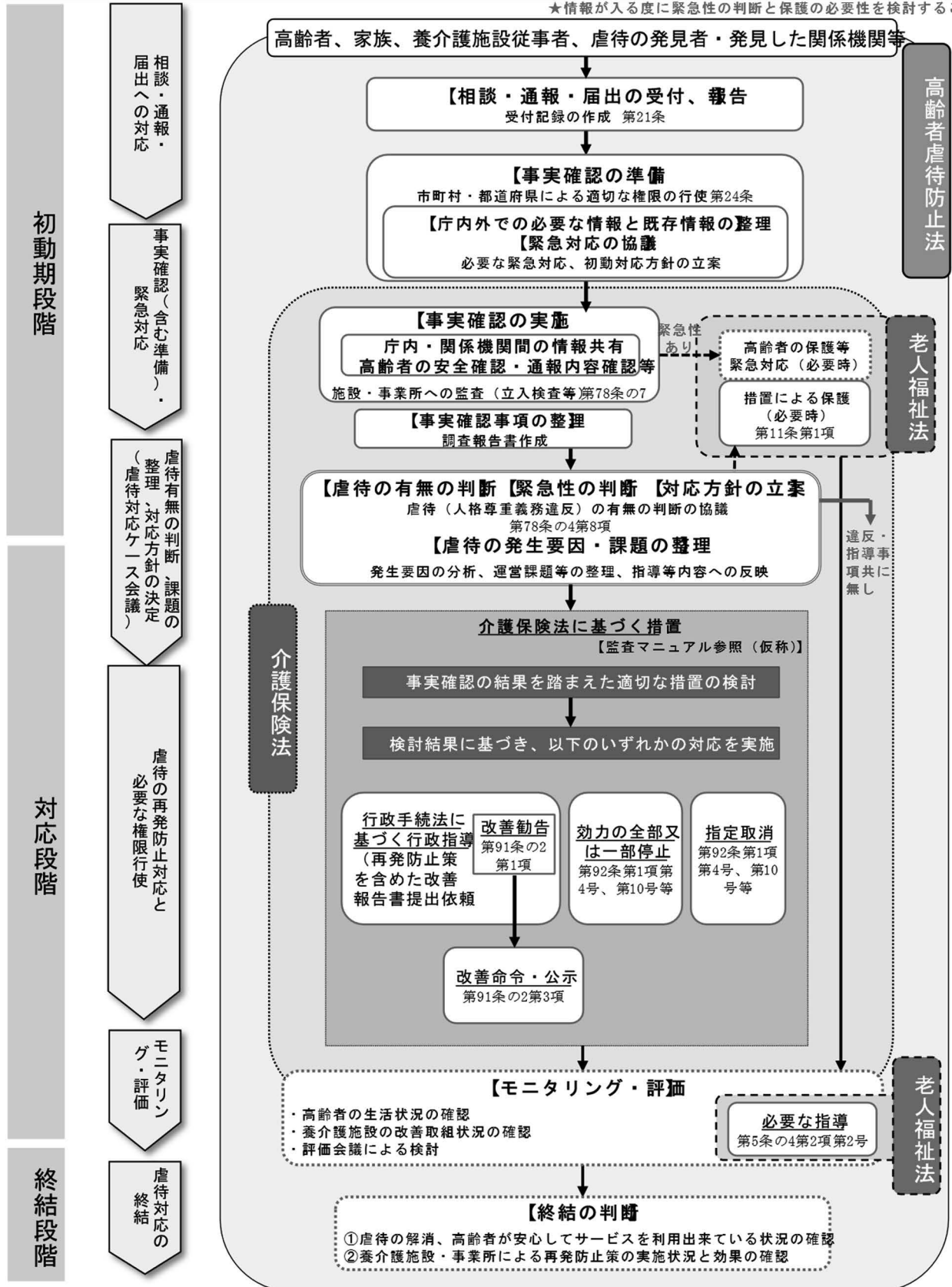
★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



3 令和元年度の調査結果による虐待対応の実際と課題

令和元年度の自治体調査で、虐待事案への自治体の対応スキームがあるかを聞いたところ、「ある」が 49.3%、「ない」が 50.7%となった。ただし、厚生労働省が策定した対応マニュアルを準用している自治体の多くに、「独自のスキームはない」と回答した事例が多い。

また、令和元年度の自治体調査では、虐待事案の発生に伴う設置者からの報告様式がある、と回答した自治体は、25.4%に留まっている。複数の事例を示すので参考にされたい。

虐待が発生したホームに対する改善指導の具体的な方法については、自治体によって様々である。改善報告書のモニタリングや、事後の現地訪問、定期報告を求める、などの取り組みがある。

- ホームから提出された改善報告書により確認する。
- 文書指導への改善状況報告書の提出、及び翌年度の実地検査において確認している。
- 改善策の1つとして職員へ虐待研修を行う場合は、改善の報告書とともに、研修を実施したことがわかる資料等の提出を求めている。
- 改善事項について、定期的に（例として1か月・3か月・半年等）報告を求めるとともに必要があれば実地確認を行う。
- 改善報告を聴取する場を設けたり、無通告で施設を訪問し状況を確認したりするとともに、他事業での訪問機会の際には状況確認を行っている。

また、虐待対応を図る上で自治体が抱える課題には、次のようなものがある。

- 設置者の、虐待行為に対する認識不足。
- 原則、虐待が発生した施設への指導は市町が行うが、経験・人員不足等、自治体によって指導方法等に偏りがある。
- 施設職員の発言だけでは、認定が難しいケースが多々ある。（入居者の証言が取れない等）
- 通報があった際の虐待の調査について、聞き取りを行っても平行線をたどる事案が多く、対応に困難を感じることもある。
- 施設での虐待は密室で行われることが多く、立証が難しい。また、小規模な事業所が多く、虐待した職員を解雇するだけで、体制の見直しまで行う余裕が無い場合が多い。
- 身体拘束による匿名通報の場合、訪問による任意調査の場合がほとんどの為、当日訪問時に、時間をかせがれてしまい、その間に柵を外すなどの隠蔽も考えられるので、調査手法には限界がある。
- 捜査権がある訳ではないので、虐待の事実認定の困難さを感じる。
- 虐待者として疑われている従業者が虐待行為を完全否定した場合、警察でもない自治体には調査の限界があると感じる。
- 被虐待者の多くは認知症等により意思疎通が困難であるため、十分な事実確認をすることができない。
- 改善計画を、事業所主体で考え、提出いただくが、事案発生の背景の振り返り、問題点・課題の抽出、課題解決のための具体策の立案、実行を、いかに実態に即した内容のあるものに導くか、が課題。

例えば札幌市では、虐待については調査結果を課長、係長、係員に加え、養護者の虐待を担当している保健師にも意見を聴き、虐待について判断している。また、まれに「札幌市高齢者虐待対応ネットワーク運営委員会」の構成員である弁護士に専門的な意見を求めるなど、法律家の関与を求めている。

自治体の中には、「捜査権限もなく、虐待の判定が困難」、「警察との連携が困難」等の意見があるが、平成 18 年、警察庁は、虐待の通報対応上で警察署と自治体が連携を図る上での事務連絡を発出（令和 4 年改正）し、この中で、市町村長から警察署長への「対応援助依頼書」の様式も作成しているので、必要に応じ連携を図られたい。

◆資料 39 「長野市権利擁護センター相談受付票（長野市権利擁護センター）」

長野市権利擁護センター 相談受付票 基本情報
【長野市成年後見支援センター・日常生活自立支援事業 共通様式】

※相談受付票は3ページありますのでご記入をお願いします。

受付日	令和 年 月 日	受付者	
相談形態	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ 訪問 ☐ その他（ ）		
対象者区分	☐ 認知症高齢者 ☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者 ☐ その他（ ）		
フリガナ 対象者氏名		男 女	住 所 〒
電話番号		生年月日	大 昭 平 年 月 日（満 歳）
相談者区分	☐ 本人 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 配偶者 ☐ 兄弟・姉妹 ☐ 親類 ☐ 隣人・知人 ☐ ヘルパー ☐ 民生委員 ☐ 介護支援専門員 ☐ 在宅介護支援センター ☐ 福祉施設 ☐ 行政（福祉事務所等） ☐ 医療機関 ☐ 市町村社会福祉協議会 ☐ その他（ ）		
相談者	氏名又は名称	連絡先（電話番号）	対象者との関係
相談区分	☐ 制度全般 ☐ 申立手続き ☐ 財産管理 ☐ 日常的な金銭管理 ☐ 遺言・相続 ☐ 権利侵害 ☐ その他（ ）		
相談内容	・対象者はどんな方（障害、就労、居住、経済状態） ・現在どのような支援を受け生活しているか（生活状況） ・対象者に本制度の必要性を感じた理由 など 記入欄		
生活歴等	※出身・職歴等		
本人の意思	☐ 利用意思がある ☐ 必要性は認めているが利用の意思は不安定 ☐ 必要性は認めているが利用の意思は低い ☐ 利用について拒否傾向		
本人の 思い・希望			
判断能力	☐ 十分ある ☐ 説明すれば理解はできる ☐ 説明しても理解が難しい時がある ☐ 説明しても理解ができない		

生活状況等

世帯状況		☐ 独居 ☐ 日中独居 ☐ 高齢者のみ ☐ 障害者のみ ☐ その他（ ）		
住居状況		☐ 本人持家 ☐ 家族持家 ☐ 本人借家 ☐ 家族借家 ☐ その他（ ）		
		☐ 一戸建て ☐ 公営住宅 ☐ アパート ☐ その他（ ）		
家族状況及び関係者状況	同居	氏 名	年齢	続 柄
				☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父母 ☐ 甥姪 ☐ いとこ ☐ その他（ ）
				☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父母 ☐ 甥姪 ☐ いとこ ☐ その他（ ）
				☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父母 ☐ 甥姪 ☐ いとこ ☐ その他（ ）
				☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父母 ☐ 甥姪 ☐ いとこ ☐ その他（ ）
				☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父母 ☐ 甥姪 ☐ いとこ ☐ その他（ ）
家族関係図（ジェノグラム）			主な関係者 ・親族（ ） ・民生委員（ ） ・隣人、知人（ ） ・行政（ ） ・その他	
連絡先	氏名：		続柄：	TEL：
	住所：〒			
	氏名：		続柄：	TEL：
	住所：〒			
	氏名：		続柄：	TEL：
	住所：〒			
生活保護		☐ 受給中 ☐ 対象外	CW：	TEL：
虐待		☐ なし ☐ あり ☐ 身体的（ ） ☐ ネグレクト（ ） ☐ 経済的（ ） ☐ その他（ ）		
詐欺被害		☐ なし ☐ あり ・手口等（ ） ・被害総額（ 約 円）		
資産状況	内 容		金 額	その他
	年金（ ）		約 円/月	<不動産> ☐ なし ☐ あり（ ）
	年金（ ）		約 円/月	
	給与（ ）		約 円/月	<借金> ☐ なし ☐ あり（ ）
	その他（ ）		約 円/月	
	（ ）		約 円/月	
	合 計		約 円	<その他資産>
預貯金等		約 円		

◆資料 40 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）（警察庁 令和4年12月改正）」

高齢者虐待事案への適切な対応については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」（平成18年3月16日付け警察庁丙生企発第27号ほか。以

下「旧通達」という。)により示しているところであるが、この度、高齢者虐待事案通報票等に係る公印の押印の省略について厚生労働省との協議が整ったことに伴い、令和5年2月1日から下記のとおり実施することとした。

各都道府県警察にあっては、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が制定されたことを踏まえ、引き続き、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

本通達は、厚生労働省と協議済みである。

なお、旧通達は、令和5年1月31日をもって廃止する。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。

したがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報をすること。

なお、法第17条第1項の規定により、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受けた地域包括支援センターにおいて、通報受理業務を行うことがあり得るため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ決めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるので、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性があるとは判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場

合であっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が高齢者の配偶者から行われた場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から市町村に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として、別添1の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添2を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための

措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

※添付資料 略

厚生労働省では高齢者虐待防止についての特設ページを設置している。ここには令和5年度に改正した「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について（国マニュアル）」をはじめ各種資料が掲出されているので参考にされたい。

【高齢者虐待防止に関する関係法令（抄）】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健

師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（以下、略）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介

護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 養介護施設等の名称、所在地及び種別

二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況

三 虐待の種別、内容及び発生要因

四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
（指定都市及び中核市の例外）

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 虐待があった養介護施設等の種別

二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

老人福祉法

（福祉の措置の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（居宅における介護等）

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二～六 略

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

（老人短期入所施設）

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第四章の二 有料老人ホーム

（届出等）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び設置予定地

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

2～12 略

13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14 略

15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

17～19 略

第五章 雑則

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2～10 略

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第二百二十三条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益

を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～4 略

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 略

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

④事故への対応

ア. 設置者からの事故報告について

有料老人ホーム設置運営標準指導指針では、設置者に対して事故予防と発生時の対応を規定している、

12 契約内容等

(8) 事故発生の防止の対応

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

令和元年度に実施した自治体調査（125 か所）で、事故報告要領（様式）があるか聞いたところ、「ある」と回答した自治体が 91.1%あった。自治体に報告を求める事故様式については、「具体的な事故内容」を定める自治体と、「受傷の程度」で定める自治体等に分かれているが、事故の種類を集計・分析する上では事故内容（例えば、転倒・転落・誤嚥・・・）を項目化することが望ましい。

各自治体が定める事故報告様式は、一般的なものの他に、「事故の種類ごとに区分した様式」、「事故の重大性により区分した様式」、「報告すべき時点により区分した様式」、等がある。

また、近年では事故報告要領を定める自治体も増加している。設置者から見て、どの程度の事故が報告対象となるのか、また、報告すべき時点を明確化するためにも、こうした要領の作成が望ましい。

なお、厚生労働省は事故報告の様式を示しており、これを積極的に活用されたい。

【事故報告取扱要領】

◆資料 41 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（北海道）」

1 目的

この要領は、生活保護法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、社会福祉法、売春防止法及び介護保険法の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、法人役・職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各施設等の事業者から道への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所

別紙１「対象施設・事業所一覧表」の施設・事業所のとおり。

注）道が指導監督権限を有するものに限る。

３ 報告の範囲等

次の事故等が発生した場合、【報告様式２－１】により、別紙１の総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）の担当課に報告すること。

なお、利用者が施設等にいる間に発生した事故等に限り報告対象とし、事業者の過失の有無を問わない。ただし、送迎・通院等の間に事故等が発生した場合は、利用者の同乗の有無にかかわらず、報告対象とする。

（１）重大な事故等【直ちに報告すること】

ア 入所者等の死亡事故

イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）

ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）

エ 入所者等の不法行為

オ 入所者等の失踪・行方不明（搜索願を出したもの）

カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）

キ 児童厚生施設（児童館、児童センターに限る。）及び地域子育て支援拠点事業にあっては、治療に要する期間が３０日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明を含む）

ク その他ア～キ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

注）入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。ただし、検死の結果、病死であることが確認された場合は、報告不要であること。

（２）上記（１）以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）３０日以内に報告すること】

ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの

イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬

ウ 無断外出（見つかった場合）

エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

注）保育所（認可外含む）、児童厚生施設（児童館、児童センターに限る）、幼保連携型認定こども園、一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業は、（２）のアについて、報告の範囲から除く。

４ 報告の様式

事故等発生状況報告書（報告様式２－１）

５ 報告手順及び期限

（１）各事業者は、３の（１）の重大事故が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、総合振興局等の担当課に連絡すること。

（２）各事業者は、（１）の速報を行った後、「事故等発生状況報告書」（報告様式２－１）を速やかに作成し、報告日から７日以内に、総合振興局等の担当課に、原則、メールにより提出すること。

また、参考資料として次の書類を添付すること。

ア 利用者のケアプラン、支援計画、アセスメント表

イ 事故発生時の現場見取り図

ウ 法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録

エ 食事に関する事故等については被害者の栄養計画

（３）各事業者は、３の（２）の事故が発生した場合は、「事故等発生状況報告書」（報告様式２－１）を作成し、事故発生後（又は事故発覚後）３０日以内に、総合振興局等の担当課に、原則、メールにより提出すること。

６ その他留意事項

(1) 5による「事故等発生状況報告書」(報告様式2-1)の提出後においても、総合振興局等の担当課から内容を確認することがあるので、事故の対応等について、法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録等の関係書類を整理しておくこと。

(2) 別紙2「事故報告フロー図」により、全体の流れを確認すること。

(3) 本庁が所管している施設等については、本庁へ直接報告すること。

(4) 各事業者は、各法令・通知等に基づき別途、道、市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

附 則 (抄)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(中略)

令和5年6月1日一部改正

◆資料 42 「有料老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル(香川県)」

(平成24年 5月25日制定)

(平成25年10月24日改正)

香川県健康福祉部長寿社会対策課

有料老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル

1 目的

有料老人ホームは、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応状況を県または中核市に報告することにより、その報告を受けた県または中核市が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、指導及び助言を実施することにより、有料老人ホームと県または中核市が連携して、サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 有料老人ホームが事故報告を行う範囲

有料老人ホームは、次の事由に該当する場合に利用者の家族等への連絡を行うとともに、県または中核市に対して速やかに報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、有料老人ホーム敷地内・居室内での事故も含む。ただし、特定施設入居者生活介護のサービス、指定居宅サービス提供中に発生した事故については、「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」に基づいて、サービス提供事業者が市町に報告すること。

(注2) けが等とは、発生の原因に関わらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする(原因不明のものも含む)。

(注3) 有料老人ホーム側の過失の有無は問わない。

(注4) 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

(注5) 入居者の処遇に関連するものに限る。(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

(1) 事故後、有料老人ホームは第一報を、3日以内に県または中核市へ様式1により報告する。

(注1) 次の①～④の事由による、重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後報告様式1を提出する。

①事故により利用者が死亡したもの

②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの

③重大な設置運営基準違反があると思われるもの

④職員の不祥事

(2)事故発生後の処理等が終了後、様式2により原則2週間以内に報告する。報告が遅れる場合は、その旨を県または中核市に連絡すること。

(注2) 事故報告書は、報告様式1、2を標準とするが、報告様式1、2の報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えない。

4 中核市から県への報告について

(1)中核市は、有料老人ホームから受けた事故報告の内容が、死亡事故の場合は、有料老人ホームからの報告書の写しを5日以内に県に提出するものとする。

(2)中核市は、有料老人ホームから受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌4月末日までにメールにて、県に報告するものとする。((1)の報告を含む。)

5 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は有料老人ホームの事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

(附則)

このマニュアルは、平成25年10月24日から施行し、平成25年11月1日以降に発生した事故から適用する。

【一般的な事故報告書】

◆資料 43 「事故報告様式（沖縄県）」

(標準様式)

沖縄県有料老人ホーム事故報告書

沖縄県知事宛		報告年月日		西暦	年	月	日 ()
1 施設 の 概 要	事業主体名(法人名)			施設名			
	施設長名			記載者職氏名 職名[]			
	施設所在地 [〒]			TEL: FAX:			
2 事 故 の 対 象 者	ふりがな 氏名、性別		男・女	※事故報告書をFAXする際は、個人情報保護の為、氏名は塗りつぶしてFAXするようにして下さい。			
	生年月日 年齢	年 月 日(歳)	要介護認定	自立 / 要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5			
	入居日	年 月 日	認知症高齢者日常生活自立度	I IIa IIb IIIa IIIb IV M			
	対象者の 心身の状況						
3 事 故 の 概 要	発生・発見日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃	発見・発生		
	発生場所	居室(個室) 居室(多床室) 食堂 リビング等 浴室(脱衣所・洗面所) 便所 階段 廊下 機能訓練室 その他施設内() 施設外()					
	事故の種別	転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 食中毒 感染症(インフルエンザ等) 交通事故 徘徊 自傷・他害行為 職員の違法行為・不祥事 その他()					
	受診医療機関の 名称、受診日時 等	[受診 月 日 時頃]		受診方法	受診(外来・往診) 救急搬送 その他()		
				診断名			
	事故の結果	死亡 骨折 打撲 捻挫 脱臼 切傷 擦過傷 火傷 異常なし その他() [入院日 月 日、退院予定 月 日]					
	事故発生状況、 対応、事故後の 対象者の心身の 状況等						
事故の原因	職員の直接行為によるもの 処遇・介護中の不注意によるもの 職員の見守り不十分によるもの 福祉用具・施設設備不良 その他()						
4 事 後 の 対 応	家族への説明 ※必ず記載	ア [いつ 月 日 時頃] [誰]が[誰]続柄()に [方法]により説明済み イ 未実施[理由] ウ 連絡不要(身寄りのない方等)					
	関係機関への 連絡	ア 警察への連絡 [不要・要] イ 保健所への連絡 [不要・要] ウ その他[関係機関: 月 日 時頃]へ連絡					
	再発の可能性	☐ 非常に高い ☐ 高い ☐ 可能性がある ☐ 可能性が低い ☐ 無い					
	再発防止のため の方策						
5 そ の 他	損害賠償等の 状況	損害賠償保険を利用 賠償等について検討・交渉中 賠償なし [理由]					
	特記事項						
[沖縄県使用欄]							

【事故の種類ごとに区分した様式】

◆資料 44 「事故報告様式（仙台市）」

様式作成例

第一報報告日： 年 月 日

※事故報告書は、第一報報告後、10 日以内に仙台市に提出すること

事故報告書

報告書提出日： 年 月 日

法人名					
事業所名	(事業所種別：)				
事業所番号					
利用者氏名		年齢	歳	性別	男・女
入所年月日	年 月 日	要介護度			
認知症高齢者の日常生活自立度	I ・ IIa ・ IIb ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M				
事故発生(発見)日時	年 月 日 () AM・PM :				
発生場所					
事故の種別	☐ 転倒 ☐ 転落 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 異食 ☐ 誤薬・与薬漏れ ☐ 離脱 ☐ 溺水 ☐ 医療処置関連(チューブ抜去等) ☐ 死亡 ☐ 不明 ☐ その他()				
事故の内容 (詳細に記載)					
発生時の対処 (受診方法・受診した医療機関も含めて記載すること)					
受傷程度	☐ 骨折(部位：) ☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ その他()				
家族への連絡 対応等	日時	実施職員名 (職名)	応対家族	説明内容等	
	/ : /	()			
	/ : /	()			

(2) 重大事故以外の事故（1週間以内に報告を要する事故）

① 医療上の治療を受けた場合（施設内の医師が治療した場合を含む）

※ 利用者自身の転倒による怪我も含む。

※ 送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。

※ 軽微な擦り傷・打撲は原則除くが、利用者やその家族から苦情が寄せられた場合は報告を要する。

※ 薬剤等の誤飲等（利用者の体調に何らかの変化があった場合）。

② 死亡等につながる恐れがある場合

※ 物品等（飲食物以外）の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた場合。

※ 飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した場合。

※ 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた場合。

③ 自然災害以外による建物損傷（第三者による建物損傷）

④ 盗難（職員によるもの、利用者又は利用者家族によるもの、第三者によるもの）

⑤ 利用者の離脱（行方不明者届を提出せず発見した場合）

⑥ 訪問系サービスにおける利用者宅での物損事故等（利用者やその家族から苦情が寄せられた場合に限る）

(3) 事故報告が不要な事故

① 単なる病気による死亡や重篤状態

② 医療上の治療を受けなかった怪我

（様式1）

※ 報告する総合支庁に☑チェックし、FAX送信後、FAX送信の旨電話連絡をお願いします。

☐ 村山総合支庁 福祉担当課 （FAX 023-622-0191 TEL 023-627-1146）

☐ 最上総合支庁 福祉担当課 （FAX 0233-23-7635 TEL 0233-29-1276）

☐ 置賜総合支庁 福祉担当課 （FAX 0238-24-8155 TEL 0238-26-6029）

☐ 庄内総合支庁 福祉担当課 （FAX 0235-66-4053 TEL 0235-66-5460）

下記のとおり、事故が発生したので、報告します。

報告（作成）日時 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

①	サービス名	
	事業所名	
②	報告担当者名	役職（ ） 氏名（ ）
	連絡先電話番号	

③	事故発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 (頃)
	事故発生場所	
④	事故の概要	利用者等の氏名 () 性別 (男 ・ 女) 年齢 (才) 要介護 () 又 は要支援 () 《事故の概要》
	※従業員・第三者の怪我等の場合は、利用者等の氏名欄にその旨分かるように記載してください。 (従業員 ○○等) ※ 特定の利用者がいない場合は、氏名欄等の記載は不要です。	
⑤	事故原因特定事項 (商品名や型番) ※飲食物や物品等が原因である事故に限る。	
⑥	被害の状況 ※被害が生じた場合に限る。	

※第一報後、数日内に速やかに「事故報告書」を所管の総合支庁に送付してください。
 ※上記①～⑥の内容が含まれていれば、この様式以外のFAX送信票を使用しても構いません。

【事故発生から再発防止策までをまとめる様式】

◆資料 46 「事故報告様式 (高知市)」

事故報告書 (事業者→高知市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること (両面印刷可)
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること
 ※記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください
 ※第1報が最終報告である場合は、最終報告のみにチェックしてください

☐ 第1報 (後日、最終報告送付予定) ☐ 第 報 ☐ 最終報告

提出日：令和 年 月 日

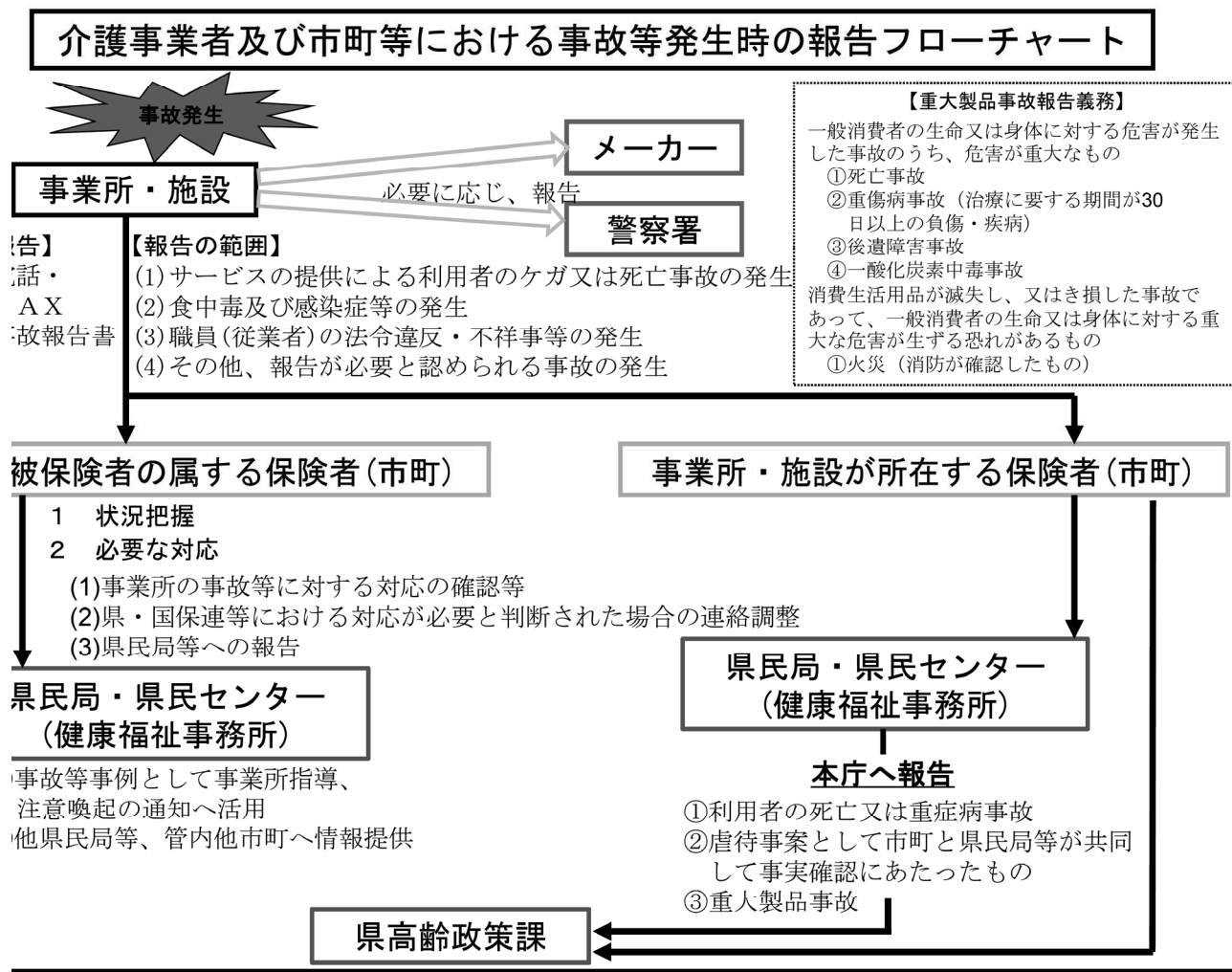
1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()							
	死亡に至った場合 死亡年月日	令和		年		月		日	
2事 業 所 の 概 要	法人名								
	事業所(施設)名							事業所番号	
	サービス種別								
	所在地								
	記載者氏名							連絡先	

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）								
		報告年月日	令和		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(具体的に記載すること)									
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(具体的に記載すること)									
9 その他 特記すべき事項											
10 提出前チェックリスト (提出前に確認を行い、レ点を入れてください)		☐ 記載内容に誤字や記入ミス等がないかチェックした ☐ 原因分析、再発防止策について振り返り、検討を行った ☐ 【誤薬・与薬もれ等の場合】医師への報告のタイミングと指示内容が分かるように記載している ☐ 報告部署に間違いはない ・介護保険法による指定介護事業所→高知市介護保険課事業係 ※高知市外に住所がある利用者・事業所は、高知市及び当該利用者の住所・事業所の所在する市町村、 それぞれへの報告が必要です。 ・有料老人ホーム（介護保険法による介護サービスを利用していない）→高知市高齢者支援課									

イ. 自治体の事故対応スキームについて

令和元年度の自治体調査で、自治体としての対応スキーム(行政処分までの手続きの流れ)があるか聞いたところ、「ある」と回答した自治体が16.1%、「ない」と回答した自治体が83.9%に上った。

◆資料 47 「事故等発生時の報告フローチャート（兵庫県）」



また、事故対応事務上の課題について、調査では以下のような意見が寄せられた。

- 事故報告書の提出件数が非常に多くなっており、報告すべき案件の基準を整理する必要があると感じている。
- 事故報告書の県への提出が徹底されていない。施設の事故対応、家族への説明が不十分なため家族から県へ苦情相談が多い。
- 施設等従事者が行政機関等に報告が必要な事故及び手順等の周知・徹底
- 施設によって報告のレベルが異なる。
- 事故から一週間以内に事故報告書の提出を求めているが、提出が遅れる事業者が多いこと。
- 県や市町村が独自に様式を定めていると、事業所がその様式に合わせてそれぞれに作成しなければならないので負担が大きい。かといって、県に市町村の様式を提出されると県で統計処理を行ううえで必要なデータが完備されていないことがあるため、市町村の様式でも可とは言い難い。
- 事業者から自治体によって取り扱いが異なると言われて困る。

こうした課題への対応としては事故報告要領・様式等を策定し、設置者、自治体双方が報告すべき事故内容や提出時期等を共通理解とすることが考えられる。事故報告様式は、厚生労働省が様式を策定している。

- 入居者が自分で転倒した場合の対策には限界がある、と設置者から言われることが多い。
- 住宅型有料老人ホームの報告提出範囲（ホーム職員がいないとき、居住者自らが起こした事故の取扱いについて等）が明確ではない。（介護付きの場合については全て提出することとしている。）
- 共有スペース、例えば食堂で起こった事故は報告するが、自室で起こった事故は、家で起こった事故で施設長の管理外だから報告しなくてもよいだろう、と言われた事がある。
- 事故発生の原因分析や再発防止策の検討が十分でない施設に対する効果的な指導
- 再発防止のための原因分析の必要性に対する事業所の認識不足。
- 施設からの事故報告の提出が遅く、後に虐待の疑いでの通報など大きな事案になる可能性がある。
- 再発防止策等の指導方法。

職員が介在しない場面で入居者が自分で転倒した場合について、事故報告の対象とする自治体と報告不要とする自治体に分かれている。しかしながら、近年ではホーム側の安全配慮義務の責任範囲がこうした事故にも適用され、損害賠償の対象となるケースがあるため、設置者への注意喚起が必要である。

また、近年の裁判例では、入居者が居室内で一人で転倒した場合でも、設置者の過失責任が認容され、損害賠償の対象となるケースが増えてきていることに注意が必要である。

全国有料老人ホーム協会では、「ケアリスクマネジメントモデル（CRM）」を策定し、会員事業者における効果的な事故分析、及び再発防止策の実践をサポートしている

また、設置者からの事故報告に基づいて指導監督を行ったことのある自治体は半数を超えており、適切な報告が指導監督につながったケース（入居者への虐待、事故対応の PDCA 構築、等）があることから、事故対応については積極的な取り組みを図っていただきたい。

なお、令和4年度の全国担当課長会議（厚生労働省）では、事故報告様式を活用するよう各自治体に依頼されているので注意されたい。

（会議資料抜粋）

有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（再周知）

有料老人ホーム等における事故に関しては、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成24年5月25日付事務連絡）において、設置者に対する事故原因の調査及び再発防止策の策定に係る指導の徹底並びに再発防止策の実施状況の確認をお願いするとともに、設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかな高齢者支援課への情報提供をお願いしているところである。これまでも累次にわたってお願いしてきているところであるが、引き続きご協力いただくよう改めてお願いする。

また、事故報告の際に事業者が使用する様式については、令和3年度介護報酬改定の議論を踏まえ、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付老健局高齢者支援課長他通知）において、事故報告様式をお示ししており、有料老人ホーム等において事故が発生した場合においても、この様式を積極的に活用いただきたい。

介護保険施設等における事故の報告様式等について

介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いする。

記

1. 目的

○介護事故の報告は、事業所から市町村に対してなされるものであるが、報告された介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えられる。

○分析等を行うためには、事故報告の標準化が必要であることから、今般、標準となる報告様式を作成し、周知するもの。

2. 報告対象について

○下記の事故については、原則として全て報告すること。①死亡に至った事故 ②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

○その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとする。

3. 報告内容（様式）について

○介護保険施設等において市町村に事故報告を行う場合は、可能な限り別紙様式を使用すること。※市町村への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。

○これまで市町村等で用いられている様式の使用及び別紙様式を改変しての使用を妨げるものではないが、その場合であっても、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めること。

4. 報告期限について

○第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

○その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

5. 対象サービスについて

○別紙様式は、介護保険施設における事故が発生した場合の報告を対象とし作成したものであるが、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故が発生した場合にも積極的

に活用いただきたい。また、その他の居宅等の介護サービスにおける事故報告においても可能な限り活用いただきたい。

(様式)

事故報告書 (事業者一〇〇市(町村))

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第 報 ☐ 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()												
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日						
2事 業 所 の 概 要	法人名													
	事業所(施設)名									事業所番号				
	サービス種別	サービス付き高齢者向け住宅												
	所在地													
3対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢				性別：	☐ 男性 ☐ 女性			
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者					
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他 ()												
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立											
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M											
4事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)		
	発生場所	☐ 居室(個室) ☐ 居室(多床室) ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()												
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連(チューブ抜去等)											
			発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項													
	5事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応												
受診方法		☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他 ()												
受診先		医療機関名						連絡先(電話番号)						
診断名														
診断内容		☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位：) ☐ その他 ()												
		検査、処置等の概要												

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)									
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)									
9 その他 特記すべき事項											

⑤都道府県と基礎自治体との情報共有

令和元年10月28日に開催された社会保障審議会介護保険部会では、都道府県と基礎自治体との情報共有について、以下の指摘がなされた。

- ・現在、有料老人ホームについては、都道府県に届出を行い、また、サービス付き高齢者向け住宅は都道府県に登録を行っており、指導監督等も都道府県から受ける仕組みとなっている。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅については、都道府県に登録があった場合、その旨が市町村に通知される一方、有料老人ホームでは、届出された情報について、少なくとも法令上は市町村に通知する規定は存在しない。また、市町村と情報共有している場合であっても、文書による通知をしていない自治体も約4割存在している。
- ・このように、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、都道府県中心にその登録・届出や指導監督がなされており、市町村からの関与が薄い。

(論点)

○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政、特に、保険者である市町村の正しい現状把握と関与の強化が考えられるが、どのような方策が考えられるか。例えば、都道府県に届け出られた住宅型有料老人ホームに係る情報について市町村に通知し、市町村がこれらを把握できるようにすることや、把握した情報を介護保険事業計画に記載しておくこと、在宅サービスを指定する際に都道府県知事に市町村長が意見を申し出ることを促すこと、在宅サービスの利用状況の確認を促すこと、介護保険事業計画に把握可能な特定施設に誘導していくことなどが考えられるが、どうか。

令和元年度に実施した自治体調査で、都道府県に対し基礎自治体との連携について聞いたところ、「ある」が78.3%、「ない」が21.7%であった。主な連携方法は次のとおりである（重複回答）。

情報共有	91.7%
合同会議の開催	44.4%
集団指導の共催	22.2%
監査への同行	11.1%
その他	19.4%

また、具体的な連携内容の例は以下のとおりである。

- 入居者に対する虐待に関する情報提供があった際には、施設所在地市町村と情報共有を図りつつ、必要に応じて、高齢者虐待防止法に係る虐待判断権限を有する市町村同行の上、監査を実施している。
- 監査等を実施する際に、必要に応じて事業所所在地市町村の職員の同行を依頼している。
- 介護保険などと連携し情報共有を行っている。
- 県の実地検査結果は区市町村へ、区市町村の実地検査結果は県へ情報提供し情報共有を図っている。
- 立入検査結果の提供
- 指導方針、届出状況、未届施設、事故報告、苦情相談、立入検査等適宜情報を共有している。
- 「県内市町村有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導方針に関する連絡調整会議」（年2、3回）
- 権限移譲市町村及び介護保険の保険者と適宜合同立入検査を実施。未移譲市町村とは適宜同行

立入検査の実施。

- 集団指導の案内、未届有料老人ホーム調査
- 虐待等の通報があった場合は、基礎自治体と情報共有を行い、対応を検討している。
- 介護保険サービス事業所等に併設している有料老人ホームについて、指導監査への同行を依頼しているほか、各市町から提供される有料老人ホームの設置に関する情報を踏まえ未届の有料老人ホームを把握している。

具体的な連携方法について、令和元年度の自治体調査（都道府県回答分）では、虐待発生時の基礎自治体からの連絡や対応ルールを定めているか聞いたところ、「定めている」が70.7%、「定めていない」が29.3%であった。

- 高齢者虐待防止法に規定されるとおり、現地確認等は基本的に市町村が行い、県に報告する。市町村だけで対応が難しく、老人福祉法の行使が必要であると認める時等は、県が協力して確認を行う。
- 虐待が疑われる案件が発覚した時点で、市町村から県に内容について連絡を行う。
- 高齢者虐待の通報を受けた市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、施設の立入調査、利用者への聴き取り等により事実確認を行い、県にその結果を報告する。高齢者虐待が確認された場合、県は老人福祉法に基づき施設の立入検査を行い、事業者に改善を指導する。虐待の状況によっては行政処分を行う。
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月厚生労働省老健局）に基づき、適宜の連絡及び虐待認定された場合は文書による報告をするよう求めている。
- 自治体において、虐待の事実が確認できた日の属する月を基準月とし、翌月5日までに担当地方局（地域福祉課）へ報告する（悪質なケース等、県の迅速な対応を要するものは除く。）。地方局は毎月10日までに前月分の報告内容を集計し、報告書を作成の上、県へ提出する。
- 県所管の有料老人ホーム等であった場合は、状況に応じて同行するため、市町村に通報があった際に、県にも相談するように伝えている。

また、一部の中核市において、都道府県との連携フローを定めているところがある。

都道府県と基礎自治体との連携・情報共有については、設置者の指導監督権限が都道府県にあっても、虐待事案への対応を含め、日常的に基礎自治体に関わる場合に、ホームの基本的な情報がない中で対応を行うことは極めて困難であることから、都道府県においては「届出情報」や「指導監督情報」の基礎自治体への共有等を積極的に図る必要がある。

なお、令和3年度の介護保険法等改正によって、以下の見直しが行われた。

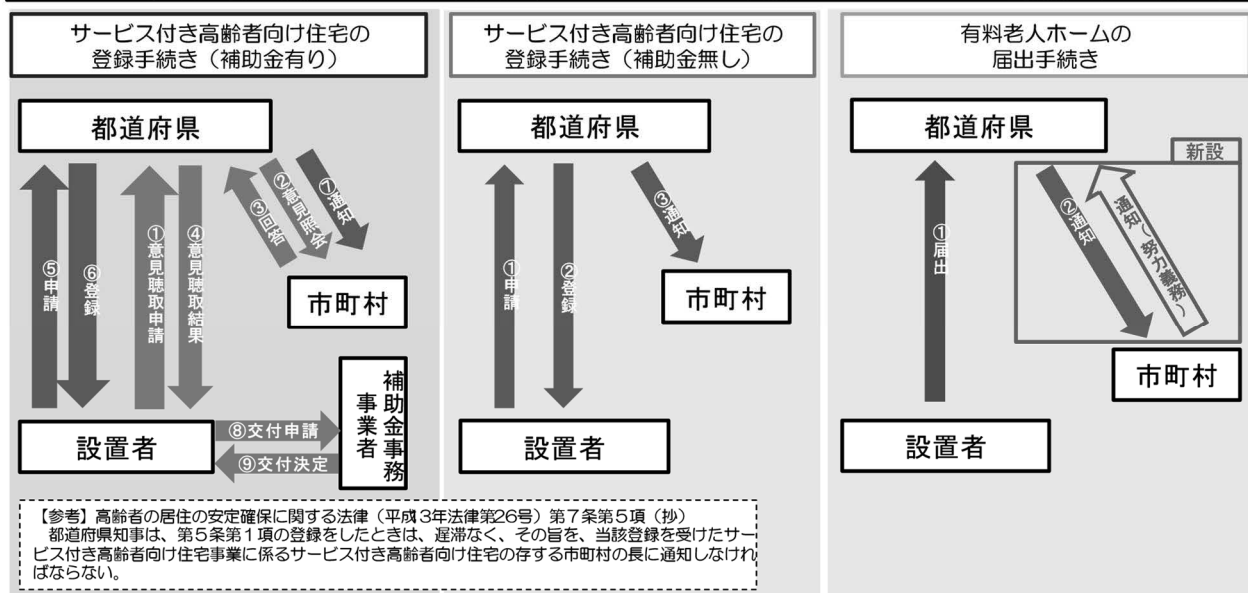
- 介護保険事業（支援）計画の作成にあたって、将来の介護保険施設等の必要定員総数等を見込む際の参考とするよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数について記載するよう努めることとする。（介護保険法）
- 上記に伴い、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村でより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととする。（老人福祉法）

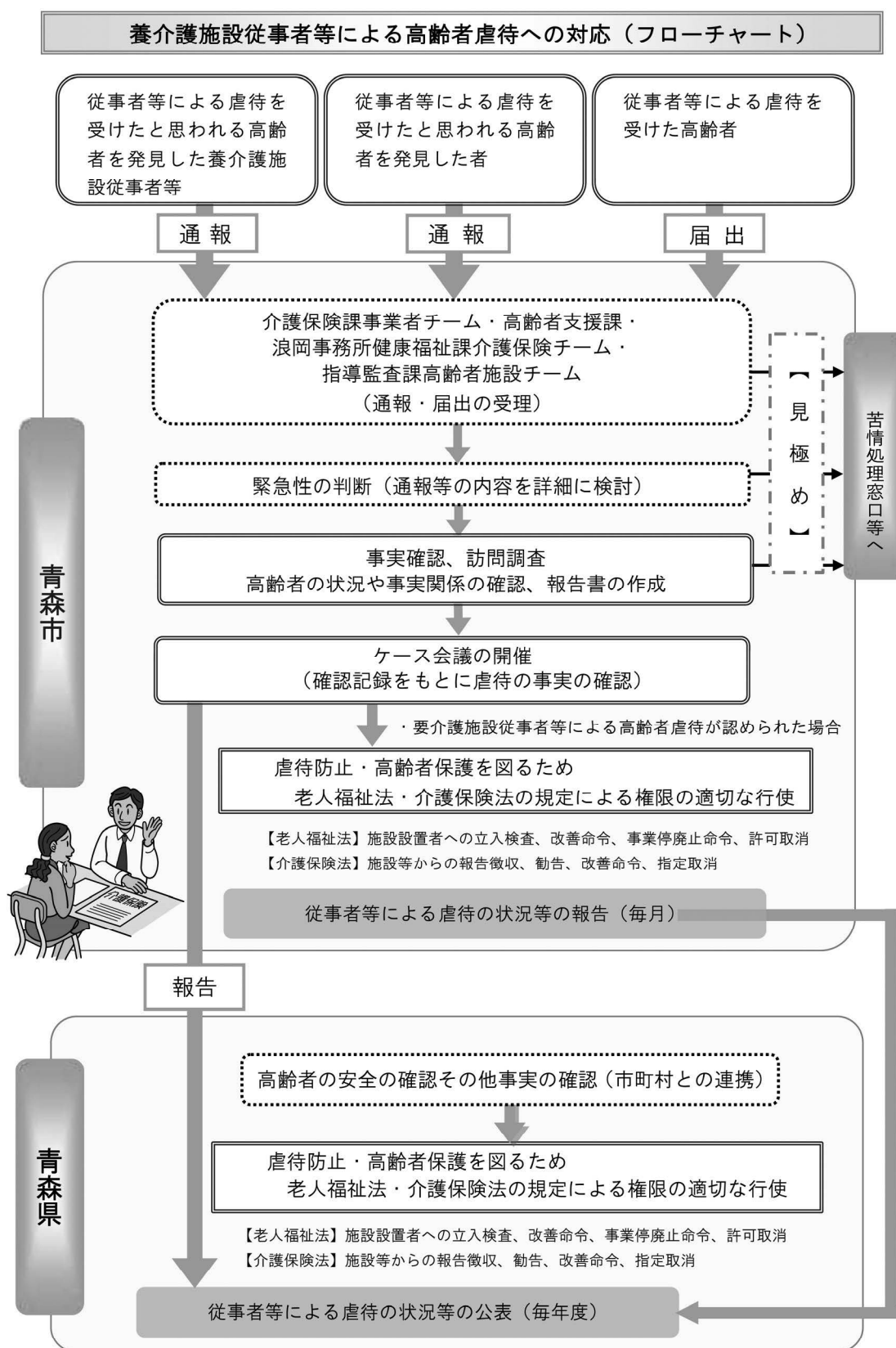
○市町村は未届けの有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとする。（老人福祉法）

このため、都道府県と市町村において引き続き密に情報共有を行い、有料老人ホーム等の設置状況を適切に把握し、次期計画に反映させるとともに、未届の有料老人ホーム等、老人福祉法等の規定に違反する施設の早期発見及び適切な指導の実施を徹底していただきたい。

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの登録・届出手続き（令和３年度改正内容）

- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）及び有料老人ホームの登録又は届出手続きは、いずれも都道府県（又は政令市・中核市）が行うこととなっている。
 - サ高住については、都道府県が登録した場合には、そのサ高住が存する市町村に通知しなければならないこととなっており、これにより市町村もサ高住の登録について把握可能となっている。
 - 一方、有料老人ホームにおいては上記のような規定は無く、市町村は届出のあった施設について把握が困難となっている。
- ⇒ 有料老人ホームの適切な整備の推進のため、都道府県・市町村間の情報連携強化に向けた以下の規定を整備（老人福祉法第29条）。
- ・ 市町村が有料老人ホームの設置状況を把握できるよう、都道府県は届出を受けた情報を市町村へ通知
 - ・ 未届の疑いのある有料老人ホームを発見した市町村は、都道府県へ通知（努力義務）
- ※ 特定施設入居者生活介護については、都道府県知事が指定をしようとするときは、市町村に通知することとされている（介護保険法第70条第6項）。





◆資料 49 「県との情報共有シート（和歌山市）」

情報共有シート

記載者：_____

相 談 日	平成 年 月 日
相 談 の 経 緯	

高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	_____								
	生 年 月 日	_____年 _____月 _____日生 (_____ 歳)								
	住 所	〒 _____								
	電 話	(_____) _____								
	居 宅 事 業 所	(連絡先 _____ , 担当ケアマネージャー _____)								
	要 介 護 度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	障 害 ラ ン ク	自立	・ J1	・ J2	・ A1	・ A2	・ B1	・ B2	・ C1	・ C2
	認知症ランク	自立	・ I	・ IIa	・ IIb	・ IIIa	・ IIIb	・ IV	・ M	
	問題行動有無	無・有 (_____)								
経 済 状 況	国民年金 ・ 厚生年金 ・ 障害年金 ・ 生活保護 (_____ 円/月)									

養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	_____	
	生 年 月 日	_____年 _____月 _____日生 (_____ 歳)	
	住 所	☐ 高齢者と同じ ☐ その他 (〒 _____)	
	電 話	(_____) _____	
	職 業 等	_____	
	高 齢 者 と の 係 関	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族 (_____) ☐ その他 (_____)	その他 アルコール依存 (_____), 精神障害 (_____) 経 済 状 況 (_____), 生 活 歴 (_____)

家族構成	続柄	氏 名	年齢	特記事項（性格行動なども）
□ ○				

虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 経済的虐待 ☐ 心理的虐待
	虐 待 の 内 容 (頻 度) (きっかけ)	
参 考 事 項		

面 接 結 果	不適切 ・ 虐待 (対応: _____)
関 係 機 関	機関名 (連絡先 _____)
	機関名 (連絡先 _____)
	機関名 (連絡先 _____)
	機関名 (連絡先 _____)

〈ポイント〉以下のポイントに注意して記載してください。

- ・いつ
- ・どこで
- ・誰が
- ・どれぐらいの頻度で
- ・どんなふうに

[illegible]

第4章 行政処分・罰則について

(1) 有料老人ホームの行政処分

老人福祉法に規定する行政処分には、改善命令と事業停止命令がある。

このうち改善命令は、何らかの方法で指導監督が行われ、再三の指導に関わらず事業者が改善がみられない場合に行われる行政処分である。また、改善命令を行っても是正されず、そのことが入居者の安心や安全を脅かすものであるとき、地方自治体は事業停止命令を行うことができる。

事業停止命令を行った場合、事業者は生活支援、食事、介護等何らかのサービス提供を行うことが禁止される。このため、入居者の生活が結果的に立ちいかなくなる事になりうるため、法令上で地方自治体は入居者の住み替え先を紹介するなどに努めなければならない。

全国の自治体において令和3～4年度に行われた事業停止（制限）命令は1件しかなく、また改善命令の多くは、入居者への虐待事件に伴うものである。

行政処分の権限を有しながらこれまでに処分の実績が少ない理由について調査したところ、多くの自治体からは「判断基準がないから」「告発を伴うため慎重にならざるを得ない」、等の意見が寄せられた。

他方で、令和3～4年度の調査では、「文書指導」を行った件数は158件であり、内容では虐待案件が最も多く、職員の窃盗事件に関するものもあった。

○令和3～4年度に実施した処分等の件数（129団体中、107団体が回答）

	都道府県	政令市	中核市	計
文書指導	65	41	52	158
改善命令	4	0	1	5
事業停止命令	1	0	0	1

※事業停止命令⇒「事業制限命令」

○行政処分を行う上での課題

	件数	割合
課題がある	43	44.3%
課題はない	54	55.7%

「行政処分を行う上での課題」として寄せられた意見には、次のような内容がある。

●行政処分の実施やその程度を検討するにあたり、厚生労働省から指針等が示されていないため苦慮している。

－現に入居している利用者・従業員の処遇も検討しなくてはならない。例：事業所の営業停止の場合、入居者の一時入院や施設入所等の対処を行う必要があるため。

●虐待に際して指導を行った際、市町村の求めに応じて処分を行うかの判断が課題となっている。（都道府県の指導には応じるが市町村と施設の関係が悪く、応じない場合がある。）

●指導指針に沿った運営がなされていない場合、指導は可能であると思われるが、指針に反するだけでは処分を行う根拠としては弱いと感じている。

●改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の具体的な手順及び留意点がない。

●行政処分は、老人福祉法第29条第15項に基づき行うこととなるが、全国的に見ても事例が少

なく、処分の判断をするのが困難。

●事業所に対し指導を行うにあたり、指導指針を根拠としてきたことから、指導指針の枠を超えて行政処分を行う場合の基準が表などで視覚化されていると目安となるのではないかと考えます。

●順守すべき基準ではなく指針のため、行政処分相当と断定する判断根拠を持つことが難しい。老人福祉法や高齢者虐待防止法の規定の範囲内での行政処分に限られる。仮に事業停止等の処分を行った場合、現入居者の代替となる住まいの確保等が必要となり業務停止等の処分は現実的ではないと捉えている。介護保険事業所のように介護報酬を 70/100 に制限等の対応を住宅型有料老人ホームには行えないため、有料老人ホームに対して適切な行政処分の検討が立たない。

●処分手続き中に廃止届を出された場合、介護保険サービスと異なり、立入検査（処分）に係る「聴聞決定予定通知」等の仕組みがないため、処分逃れのための廃止届の提出が公然と行われる危険性がある。それだけならともかく、廃止の届出をした上で、未届ホームとして事業継続された場合、以後の行政による接触を拒否される危険性があるだけでなく、有老該当性の判断のための調査を要することになるのではないかと、疑義がある。

●ホーム廃止後に事業継続した場合、従前の問題行為・不適切ケアを処分理由にできるのか不明瞭。そのほか、仮に処分を受けた事業者が廃止届を提出して、命令内容が無視して未届ホームとして運営を継続した場合、老人福祉法第38条及び第39条の罰則規定は及ぶのか、疑義がある。

地方自治体が事業者に行行政処分を行う場合の根拠法は老人福祉法であり、手続きは行政手続法に基づくものである。有料老人ホームの処分について自治体の意見には「設置運営指導指針」の処分根拠としての「脆弱性」が指摘されるが、他方で行政手続法では行政処分における「処分基準」の作成が求められるものである。

○行政手続法（抄）

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

ただし、行政処分の手続きや内容によっては当該処分が取り消される場合がある。過去の判例を参考までに示すが、処分に当たっては弁護士等の助言も得ながら慎重に対応する必要がある。

◆資料 50 「行政訴訟事例」

事例 1.

■【事件名】老人福祉法に基づく改善措置命令処分等取消請求事件

出典：『D1-Law.com 判例体系』（第一法規）を一部

改変

本件は、高齢者介護施設を運営する原告が、島根県知事が平成25年7月18日付けでした老人福祉法29条11項（処分当時のもの。以下同様。）に基づく改善措置命令（以下「本件処分1」という。）、及び、被告が同日付けでした介護保険法78条の10第6号に基づく新規利用者の受入れ停止及び介護報酬請求額制限の処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と合わせて「本件各処分」という。）は、事実誤認及び瑕疵ある手続に基づく違法なものであるとして、被告県に対して、本件処分1の取消しを求めるとともに、被告に対して、国家賠償法1条1項に基づき、本件処分2によって生じた前記第1の2記載の損害賠償金（附帯請求はその請求をした準備書面の送達の日を起算日とする民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の支払を求める事案である。

【主文】

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告は、本件各処分の取消しを求め、平成25年7月24日、本件訴えを提起した。その後、原告は、本件処分2に係る6か月の期間が経過したことから、本件処分2の取消しを求める訴えを前記第1の2摘示の損害賠償請求の訴えに変更した。

2 主たる争点

- (1) 本件各処分の原因となった事実の有無
- (2) 本件各処分の手続が適法であったか
- (3) 原告に生じた損害額（被告組合に対して）

3 主たる争点に関する当事者の主張

（被告らの主張）

以下のとおり、本件通報を機に実施された本件監査の結果から、理由〈1〉～〈8〉の事実があったことは明らかである。

ア 理由〈1〉（4点柵ベッドでの身体的拘束）について

介護記録上、ベッドを4点柵にして様子見をした旨の記載が複数あること、本件施設の介護次長であるa i（以下「a i」という。）やその他本件施設関係者が、利用者への説明や同意なく4点柵ベッドを使用していた旨認めたこと、本件施設で使用されているベッド（以下「本件ベッド」という。）を4点柵にすると、利用者の出入りが困難になることなどがある。

イ 理由〈2〉（Sによる暴言や侮辱等）について

介護記録上、よれた掛け布団を直すよう求めた利用者に対し、文句があるなら掛け布団を取り上げるとした、利用者が死ぬと述べた時は、そう簡単には死なないと対応するようにとの指示があったなどの記載が複数あること、本件施設の職員（10名）や利用者に取り組みをした結果、Sが、「税金泥棒」、「首つりがいいか」と述べたり、排泄に失敗した利用者に、他者がいる前で「この人おしっこを漏らした」と述べたりするなど、暴言を吐き、侮辱する言動を繰り返しているとの回答が複数得られたこと、介護相談員が、Sの暴言等を確認したことなどがある。

ウ 理由〈3〉（犬による嫌がらせ）について

介護相談員の記録や、本件施設の職員からの聞き取りによれば、Sが、犬が嫌いな利用者に対し、飼っている犬や、犬のぬいぐるみを顔や首に付けたりするなどしていると確認できたことなどがある。

エ 理由〈4〉（不適切な温度管理）について

介護記録上、利用者から寒いとの申出が複数あり、布団を出すなら毛布はしまおうとか、服を重ね着するなら毛布はしまおうといったやり取りがされている記載があること、介護相談員が、寒いという利用者の声を確認したこと、聞き取りをした本件施設の職員（10名）のうち9名がエアコンや毛布の使用に制限があり、温度管理に問題がある旨回答したことなどがある。

オ 理由〈5〉（不適切な食事制限）について

介護記録上、利用者から空腹を訴える申出があったことが複数記載されていること、本件施設の職員（10名）のうち8名が食事量は少ないと感じている旨回答したこと、本件施設に入所したところ、2年間で58kgあった体重が37kgにまで大幅に減少した利用者がいたことなどがある。

カ 理由〈6〉（医療機関への受診をさせないこと）について

介護記録や本件施設の職員への聞き取りによれば、職員が、利用者の体調悪化を心配してSへ連絡をしても、受診の指示がされず、その後、容体の悪化を招いた例があったことが確認され、また、本件施設の利用者

が、痛みを訴えてもすぐに病院へ連れて行ってもらえない旨述べていたことなどがある。

キ 理由〈7〉（介護の放棄）について（被告組合関係）

介護記録やa iからの聞き取りによれば、職員会議の結果、夜間、午前3時までにはトイレの誘導をしないとされていたことが確認され、また、職員が、自力でトイレに行った利用者がトイレ前で転倒しているのを確認しながら、これを放置していたことが確認できたことなどがある。

ク 理由〈8〉（傾眠状態での食事介助）について（被告組合関係）

介護記録や本件施設の職員からの聞き取りによれば、複数の利用者に対し、本人の意思に反して食事を強要し、傾眠状態でも食事をさせていたことが確認できたことなどがある。

（原告の主張）

理由〈1〉～〈8〉の事実はなかった。被告らは、Sや関係者らから詳細な聴取をせず、本件通報と記録上の断片的な記載等を根拠にその事実を認定したが、以下のとおり、その認定は不当で、誤ったものである。

ア 理由〈1〉（4点柵ベッドでの身体的拘束）について

本件ベッドの柵は、その一部が開閉式で、柵間に隙間があるから、利用者は本件ベッドから下りることができた。本件施設の職員らは、転落防止や布団の脱落防止のため、本件ベッドに柵を設置していたにすぎない。

イ 理由〈2〉（Sによる暴言や侮辱等）について

被告らが認定の根拠として掲げる事情は、そのような言動がなかったか、仮にあったとしても、職員間での発言や、利用者が述べた発言をSの発言としたものや、利用者とのやり取りについて、前後の状況を捨象して、一方的な見方で断片的に取り上げたものである。

ウ 理由〈3〉（犬による嫌がらせ）について

Sは、2頭の犬を飼っているが、本件施設に連れて行ったことは2、3度しかなく、犬のぬいぐるみを含め、利用者に意図的に近づけたことはない。

エ 理由〈4〉（不適切な温度管理）について

本件施設では、ホールについて28度、居室について27度弱になるようエアコンの設定をし、適切な空調管理をしていた。また、冬場の毛布や、寒い場合の羽毛布団は、利用者各自が用意してもらうことにしていた。Sと職員らとの間で方針の相違があったという事情もあるところ、単に利用者から寒いという申出があっただけで本件施設の温度管理が不適切であったということはできない。

オ 理由〈5〉（不適切な食事制限）について

本件施設では、調理員が献立や利用者に応じた食事量を決めている。また、体重増減の理由は個人によって様々である。被告らは、体重が大幅に減少した利用者があるとするが、その利用者は、糖尿病や認知症に罹患し、医師から食事制限の指導がされていたのであり、現に主治医は、その利用者の体重減少について、傷病や栄養吸収機能の低下によるものと判断している。

カ 理由〈6〉（医療機関への受診をさせないこと）について

本件施設では、原告の職員や常駐している看護師が、医師と連携を取りながら必要な措置を講じていた。被告らが指摘する容体が悪化した利用者については、前日に医師の診察を受け、容体悪化当日も看護師が経過を見ていた経緯があるし、被告らが指摘する痛みを訴えていた利用者については、利用者本人が当初痛みはないと述べたので、経過を観察していたにすぎない経緯があり、異変に気付いた後は即座に受診させている。いずれの利用者についても原告が受診をさせず放置していたような事情はない。

キ 理由〈7〉（介護の放棄）について

被告組合が指摘する排泄介助の制限は、当該利用者が、午後9時から午前3時にかけて行動が緩慢となり、転倒の危険があったことや、不眠傾向のあった当該利用者に安眠してもらうためであった。また、被告組合が

指摘する転倒の放置は、当該利用者が、介護拒否をする人物であり、介護をしようとする混乱が生じる場合があったので、様子を見届けていたにすぎない。

ク 理由〈8〉（傾眠状態での食事介助）について

食欲が減退した高齢者が食事介助を拒んだとしても、食事と水分の摂取は生命維持に必須であるし、原告において、傾眠状態の利用者を起こすことなく食事をさせていたことはない。

（2）本件各処分の手続が適法であったか

（原告の主張）

本件各処分は、必要かつ十分な調査がないままされたものであり、上記（1）のとおり処分の理由を欠く上、以下のとおり、その手続も違法なものであった。それ故、本件処分1は取り消されなければならないし、本件処分2に係る被告の担当職員には、十分な調査をして合理的な判断をし、適法な手続により本件処分2をしなければならない注意義務を怠った過失がある。

ア 本件聴聞等手続は、本件通知書の送付からわずか10日後に、行政手続法に定める相当な期間を経ることなく開催された。

本件通知書に記載された不利益処分の原因となる事実の記載は、具体的な事実の特定を欠いた抽象的なものであった。閲覧ができた資料は、一部黒塗りがされていた。その結果、原告は、本件聴聞等手続において実効的な反論をすることができなかった。かかる手続は、聴聞ないし弁明の手続について定める行政手続法13条、15条及び30条の規定等に反し、違法である。

イ 本件各処分が示した理由は、具体的な事実関係の特定を欠いた抽象的なものであり、本件処分1の理由は、同処分に先立つ弁明通知書で示された事実の記載と同様であったし、本件処分2の理由は、前記第2の1（5）イ（イ）摘示のとおり、同処分に先立つ聴聞通知書に記載された内容よりさらに抽象的なものであった。このような理由付記は、不利益処分をする場合にその理由を示さなければならないと定める行政手続法14条に反し、違法である。

（被告らの主張）

ア 本件聴聞等手続は、原告が本件通知書の送付を受けた11日後に開催されているところ、原告は、本件通知書を踏まえて同手続に詳細な弁明書を提出し、詳細な陳述をしている。

本件は、高齢者への虐待が認められた事案であり、行政庁として、早急に手続をし、原告に改善を求める公益上の必要性があった。したがって、本件聴聞等手続につき、相当な期間がなく、原告において実効的な反論ができなかったといえるような違法はない。

イ 本件処分1において示された理由は、必要にして十分なものである。確かに、本件処分2については抽象的な記載しかされていないが、これは本件が高齢者への虐待が認められた事案であり、具体的な記載をすると、通報者等が判明し、かえって虐待が助長されるおそれがあったためである。原告は、実地指導、本件監査、本件聴聞等手続等を通じて、処分の理由を理解していた。また、本件処分2に先立ち、被告組合は、処分基準を策定し、公表もしていた。したがって、本件各処分につき、理由付記がなかったといえるような違法はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件各処分の原因となった事実の有無について

（1）理由〈1〉（4点柵ベッドでの身体的拘束）について

ア 各摘示の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

（ア）本件施設では、少なくとも平成23年12月25日、落ち着きを欠き、外へ買い物に行くと述べたり、ベッド上で挑発的な言動をしたりする利用者Aに対し、ベッド横に2つの柵を付けて、様子を見る措置が講じ

られた。担当者は、介護記録に、「4点柵に再びして」様子を見る旨記載した。当時、利用者Aは、歩行が困難で、車椅子を使用していた。（乙口17）

（イ）本件施設では、少なくとも平成24年4月20日、同月23日、同月29日、同年5月17日及び同年11月14日、利用者Bに対し、不穏状態にあって抵抗した、ここで寝ないと述べた、帰宅願望を訴えて起き上がったり立ち上がったしたりした、怒っていた、帰らなければいけないと述べた上で意味不明な発言を繰り返したといったことを契機に、上記（ア）と同様の措置が講じられた。これらの都度、当時の各担当者は、介護記録に、「4点柵」として様子見とする旨記載したが、いつ、「4点柵」の状態を止めたかについての記載はない。当時、利用者Bは、運動器不安定症が進行していた。（乙イ22、23）

（ウ）本件ベッドは、介護用のベッドであり、可動式の柵を取り付けることができる構造になっている。本件ベッドの長辺の一方を壁に寄せている場合に居室内側になるもう一方の長辺には、頭部側に開閉式のバー（開かないようロックすることができる。）を備えた柵があるところ、さらに足部側にも柵を取り付けることができる。a i ら担当者は、これを取り付けた状態をもって、「4点柵」と称していた。このような「4点柵」の状態にした場合、足部側に取り付ける柵の長さ如何によって柵間の隙間の長さは変わるが、ベッドからの昇降はしづらくなる。現に、利用者Bは、「4点柵」の状態にされると、柵の間から足を出したり、柵の上に足を乗せたりしていた。（甲15、17、乙イ22、35、乙口29、証人a i）

イ Y地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（乙イ38）は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、介護の提供に当たり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこと、及び、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない旨定め（同92条5号及び6号）、島根県有料老人ホーム設置運営指導指針（乙イ39）は、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならないこと、及び、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない旨定めている（同（4）エ）。

上記アの認定事実からすれば、本件施設では、担当者らが、利用者が担当者らに従わないなど、介護に支障がある時に、利用者の行動を制限する目的でベッドに柵を取り付け、その行動を制限していたこと、各担当者がこのような措置を「4点柵」と称し、介護記録に記載していたこと、及び、「4点柵」とした場合に、その後どのように観察し、いつまで継続するかについて明確な取決めがなかったことが認められるところ、被告らが、このような本件施設の状況を踏まえ、原告が「緊急やむを得ない場合の要件の検討を組織的に行わずに、利用者の行動を制約する意図で身体的拘束を行った」と認定したことは、合理的で、正当な判断であったと認められる。

ウ 以上の認定説示に反する原告の主張等は、以下のとおり、いずれも採用することができない。

2 結語

以上の次第であって、原告の各請求は、理由がないからこれをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

事例2.

■【事件名】指定取消処分取消請求控訴事件

三重県知事が行った指定通所リハビリテーション事業者の指定取消処分につき、聴聞手続において不正請求とされた各事実の存否が争われているのであるから、その処分理由は相手方の反論・反証を踏まえた具体的な理由の提示を要するところ、これらが不十分であるとして当該指定処分が取り消された事例。

2. 介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業の指定を、居宅介護サービス費の不正請求を理由に

知事が取り消した処分において、処分通知書の理由記載は、行政手続法１４条１項本文の要求する理由提示としては不十分であるとして、指定を受けていた医療法人による処分の取消請求が認容された事例。

【判示事項】

県知事のした介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業者の指定を取り消す処分が、処分通知書記載の理由提示が極めて抽象的で、不正請求と認定された請求に係る対象者、期間、サービス提供回数等が特定されていないなどのため、行政手続法１４条１項本文の要求する理由提示要件を欠く違法があるとして、取り消された事例

■上記控訴審 名古屋高等裁判所

主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、控訴人に対し、平成２２年９月２１日付けでした指定通所リハビリテーション事業所Ａの指定を取り消す旨の処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第１、２審とも被控訴人の負担とする。

第２ 事案の概要

１ 本件は、控訴人が運営するＡについて介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業者の指定（以下「本件指定」という。）を受けていた控訴人が、処分行政庁から居宅介護サービス費の不正請求を理由として本件指定を取り消す旨の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、本件処分は取消事由該当性を欠き、また取消しの手続に違法があるなどと主張して、本件処分の取消しを求めた事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

イ 処分の根拠法令の規定内容

本件処分の根拠である旧介護保険法７７条１項５号は「居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき」と定めているが、「不正請求」という概念は極めて抽象的であり、要件該当性の判断及び指定取消しという重大な処分を選択するか否かの判断は処分庁の裁量に委ねられている。処分理由は、処分通知書の記載自体から明らかでなければならず、処分庁の裁量権行使の判断が重要な争点となっている場合には、その判断に関する基準や主要な根拠を処分理由に示す必要がある。

しかし、本件取消理由の内容は極めて抽象的であり、単に処分条項を記載した場合と実質的に異ならず、その記載自体から本件処分の基礎となった具体的な事実関係を了知することは不可能である。

ウ 処分基準の存否及び内容並びに公表の有無

被控訴人においては、指定居宅サービス事業者の指定取消処分についての処分基準（甲４５）が存在しているが、本件取消理由は上記基準について全く摘示していない。

エ 処分の性質及び内容、処分の原因となる事実関係の内容

本件処分は、控訴人にとって、事業収入を得られなくなることで死活問題であるばかりか、介護サービスの利用者や従業員の雇用にも影響を及ぼす極めて重大な処分である。また、処分庁が問題として指摘している事実の対象期間や対象利用者は区々であるから、最終的に認定された処分理由を構成する具体的事実を識別し、その範囲を特定できない限り、裁量権行使の適否を判断できず、指定取消しという重大な処分に対する不服申立てに支障を来すものというべきである。

しかし、本件取消理由の内容は極めて抽象的であり、その記載自体から具体的な事実関係を識別、特定することは不可能である。

処分庁の恣意を抑制する見地からは理由の記載の程度は相手方の知、不知にかかわらずなく、また、聴聞手続において処分庁が問題としている事実関係が指摘されていたとしても、これにより処分庁が最終的判断と

していかなる事実を取消事由として認めたのかを知り得るものではないため、聴聞手続を経ていることにより理由提示の簡略化が許されるものではない。本件取消理由には、聴聞において問題となった事実関係のうち、どの事実に基づいて処分されたのかが全く示されていない。また、本件取消理由は、聴聞前に示された処分原因事実と文言が全く同一であり、カルテをはじめとする通所リハビリテーションの諸記録について、これらを装ったものとは断定できないとしていた聴聞主宰者の見解が参酌されたのかどうか、最終的に不正と判断された請求行為が何であるか、請求金額の合計がどれだけか、聴聞期日後に実施された違法な補充監査の結果が本件処分にどのような影響を与えたかなどについて全く了知できないものであった。

オ 以上によれば、本件通知書における理由提示は、行政手続法14条1項本文に反し、同項本文の目的とする処分庁の恣意の抑制と被処分者の不服申立ての便宜のいずれの要請も満たしておらず、聴聞手続の公正と手続保障を軽んじたものであり、違法である。

○改善命令・事業停止命令の根拠

老人福祉法

○根拠

第二十九条

十五 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

十六 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

○罰則

第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十一条第二項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いたとき。

四 第三十一条の五第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条（第二十九条第十六項に係る部分に限る。）又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十条第四項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者
- 三 第三十一条の三第二項の命令に違反した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者
- 二 第十条の四第一項又は第十一条の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつて、正当な理由がなく、第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

(2) 行政処分事例について

以下に、過去の行政処分等の事例を示すので参考にされたい。

【改善命令】

◆資料 51 「老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について
(旭川市 令和5年4月18日)」

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社〇〇〇〇に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和5年4月18日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 〇〇
代表者名： 〇〇
所在地： 〇〇

(2) 施設

施設名： 〇〇
所在地： 〇〇
類型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 身体的虐待を行った。

ア 住宅型有料老人ホーム〇〇（以下「当該施設」という。）の一部の入居者に対し、部屋の外から自転車のワイヤーロックのようなもので、廊下の手すりと居室のドアの取っ手を施錠し、中から自由に出られないような状態にし、身体的虐待（「緊急やむを得ない」場合以外に身体拘束・抑制を行う）を行った。

イ 当該施設の一部の入居者に対し、無理矢理口の中に食べ物を入れるなど、本人の利益にならない強制による行為をし、高齢者を乱暴に扱った。

(2) 特別立入検査に対し、虚偽の答弁を行った。

ア 当該施設の一部の職員は、特別立入検査中に旭川市福祉保険部指導監査課の職員からの質問に対し、次の内容について虚偽の答弁を行った。

（ア）当該施設の入居者に対し、部屋の外からワイヤーロックで、廊下の手すりとドアの取っ手を施錠し、中

から自由に出られないような状態にしたにもかかわらず、「そのような事実はない」と答弁していること。

(イ) 当該施設の入居者に対し、無理矢理口の中に食べ物を入れたにもかかわらず、「していない」と答弁していること。

◆資料 52 「有料老人ホームに対する業務改善命令（鹿児島県 平成 30 年 12 月 7 日）

老人福祉法第 29 条第 13 項に基づき、下記のとおり業務改善命令を行いました。

記

1 有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地

〇〇（〇〇）

2 有料老人ホームの名称及び所在地

〇〇（〇〇）

3 命令の内容

法人が経営する有料老人ホーム〇〇について、老人福祉法に基づき県に届出のあった事項が履行される体制を早急に確保し、入居者の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な措置を講ずること。

また、平成 30 年 12 月 14 日（金曜日）までに必要な措置に係る改善計画書を提出すること。

4 命令を行う理由

平成 30 年 11 月 9 日に聞き取り調査を、同 16 日に老人福祉法に基づく立入検査を実施した結果、特に職員の配置や入居者に提供するとした介護に関するサービス内容について、施設の現況と重要事項説明書等の内容とに齟齬を来していることが確認された。

同 22 日に入居者の処遇に万全を期すよう行政指導を行い、同 30 日に改めて施設を訪問し、対応状況を確認したところ、体制に一定の改善は見られたものの、重要事項説明書等の内容に鑑みれば、一層の改善が必要であると判断された。

このことは、老人福祉法第 29 条第 13 項に規定する「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

5 命令年月日

平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）

（参考）老人福祉法関係条文抜粋 （略）

【事業停止命令】

◆資料 53 「有料老人ホームに対する事業の制限命令について（神奈川県 令和 3 年 4 月 27 日）」

有料老人ホームに対する事業の制限命令について

有料老人ホーム〇〇に対して実施した老人福祉法に基づく立入検査等の結果、次のとおり当該有料老人ホームに対し事業の制限を命ずることとし、本日、事業者へ通知（指令書を交付）しました。

1 有料老人ホーム名 〇〇

設置者 〇〇

所在地 〇〇

届出日 平成〇年〇月〇日

2 不利益処分（事業の制限）の年月日

令和〇年〇月〇日

3 不利益処分（事業の制限命令）の内容

(1)要支援・要介護者については入居の対象外とすること。現に入居している者のうち、要支援・要介護状態の者については、新たな生活の場を確保したうえで本人や家族に十分に説明し、効力発生日までに退去させること。

(2)自立者については当面は入居を妨げるものではないが、定期的な心身の状況の把握を行うことを条件とし、心身の状態の変化により、要支援・要介護状態に至ると認められる場合には、地域包括支援センターに速やかに介護保険法に基づく認定申請を行うこと。また、その結果、要支援以上に至ると認められる場合は、新たな生活の場を確保したうえで本人や家族に十分に説明し、速やかに退去させること。

4 不利益処分（事業の制限命令）の理由

令和2年2月14日付けで、老人福祉法（以下「法」という）第29条第13項（令和3年4月1日改正前）に基づく改善命令処分を通知し、以降月1回程度、改善完了が確認されるまで報告を求めてきたが、令和3年2月4日早朝、当該施設の入居者が死亡した状態（後日、事件性なしと判明）で発見され、町から情報提供を受けたこと及び同年1月29日に誤嚥による緊急搬送事案（いずれも事故報告未実施）が確認されたことから、令和3年2月19日外に改善命令事項の遵守状況を確認するため立入調査を実施したところ、次の事項が改善できていないことが改めて確認された。

- ・ 誤嚥による緊急搬送事案については、要介護の入居者が、当該施設における適切なサービス提供を受けていないことにより、誤嚥し病院に緊急搬送され、誤嚥性肺炎を発症していた。

適切なサービス提供を受けていないことは、当該入居者について、1週間前から身体状態の変化を把握しており、必要とする介護サービスの検討を行うことが可能であったにもかかわらず検討を行っていなかったこと、また、誤嚥を起こした日のサービス提供（朝の食事サービス）において、本来の勤務者がサービス提供を実施しておらず、夜勤明けの職員が対応していたこと、本来の勤務者及び夜勤明け職員が、当該入居者に必要とされる介護サービスの提供方法等について情報共有ができていなかったことにより、対応を認識しておらず適切なサービス提供が実施できなかったことを指す。

その結果として、当該入居者が適切な介護サービスの提供を受けていれば、誤嚥による緊急搬送事案は回避することができたと考えられる。

- ・ 令和3年3月2日付け「要介護施設従事者等による高齢者虐待の改善について」により、町からすべての入居者を対象として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく養介護施設従事者等による虐待の認定（放任虐待：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること）を受けるに至ったこと。

これらのことは、改善命令事項で改善を命じた、法第29条第13項（令和3年4月1日改正前）に規定する「入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する事項のうち、

- ・ 職員の配置、研修について、入居者の健康の保持及び生活の安定のために必要な職員数が配置されていないこと。

- ・ サービス等について、

- （ア）入居者に食事サービスを適切に提供できる体制を整備していないこと。

- （イ）入居者の健康状態の把握や健康保持のための適切な措置を講じていないこと。

について、未だ改善に至らないことを示している。

確認した事実は、令和2年2月14日に県が改善命令処分を通知した事項のうち、上記の事項が未だ改善されておらず、法第29条第16項に規定する「有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるとき」に該当する。

5 事業の制限命令処分の効力発生年月日

令和〇年〇月〇日

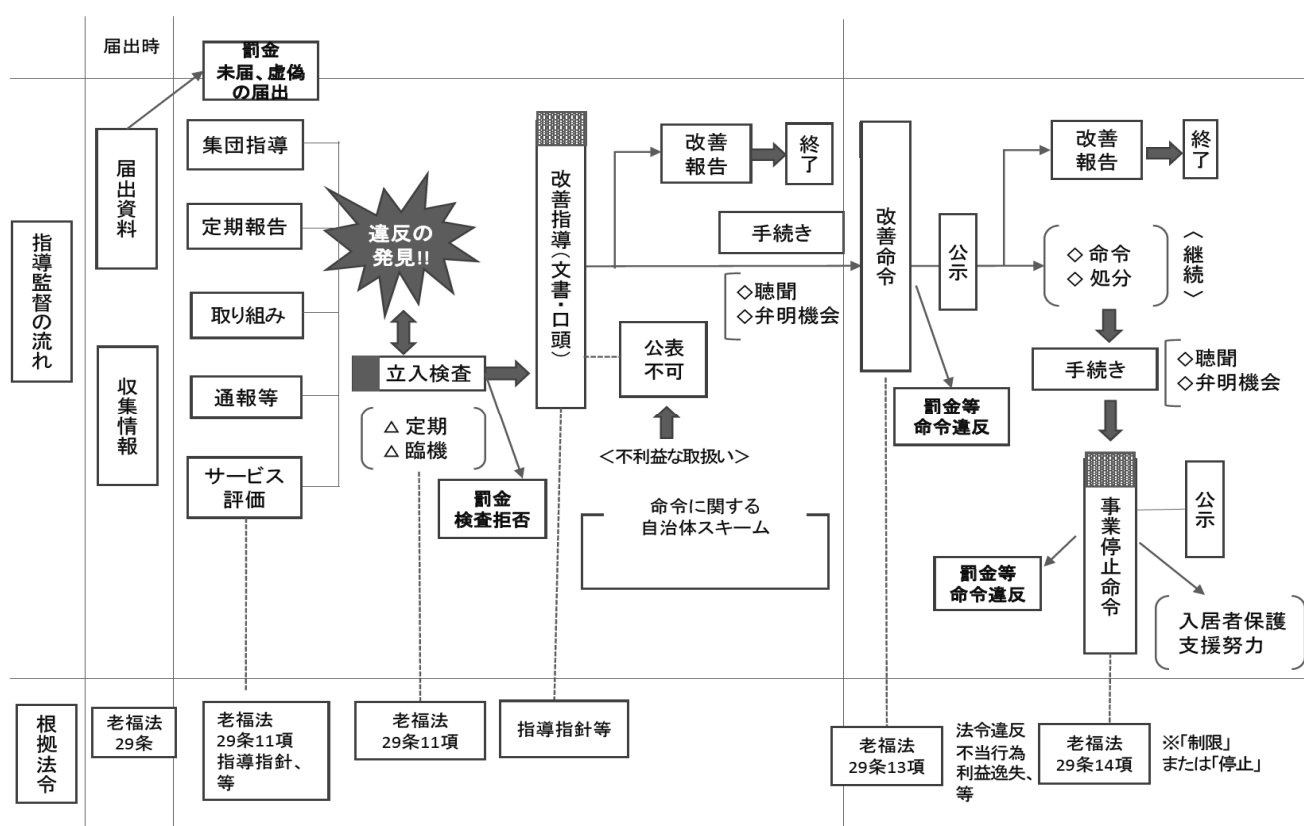
事業の制限命令により、当該施設において入居不可となる既入居の転出に要する期間を設ける必要があるため、命令処分通知日から2か月間の期間を設ける。

<参考>「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）（抜粋）

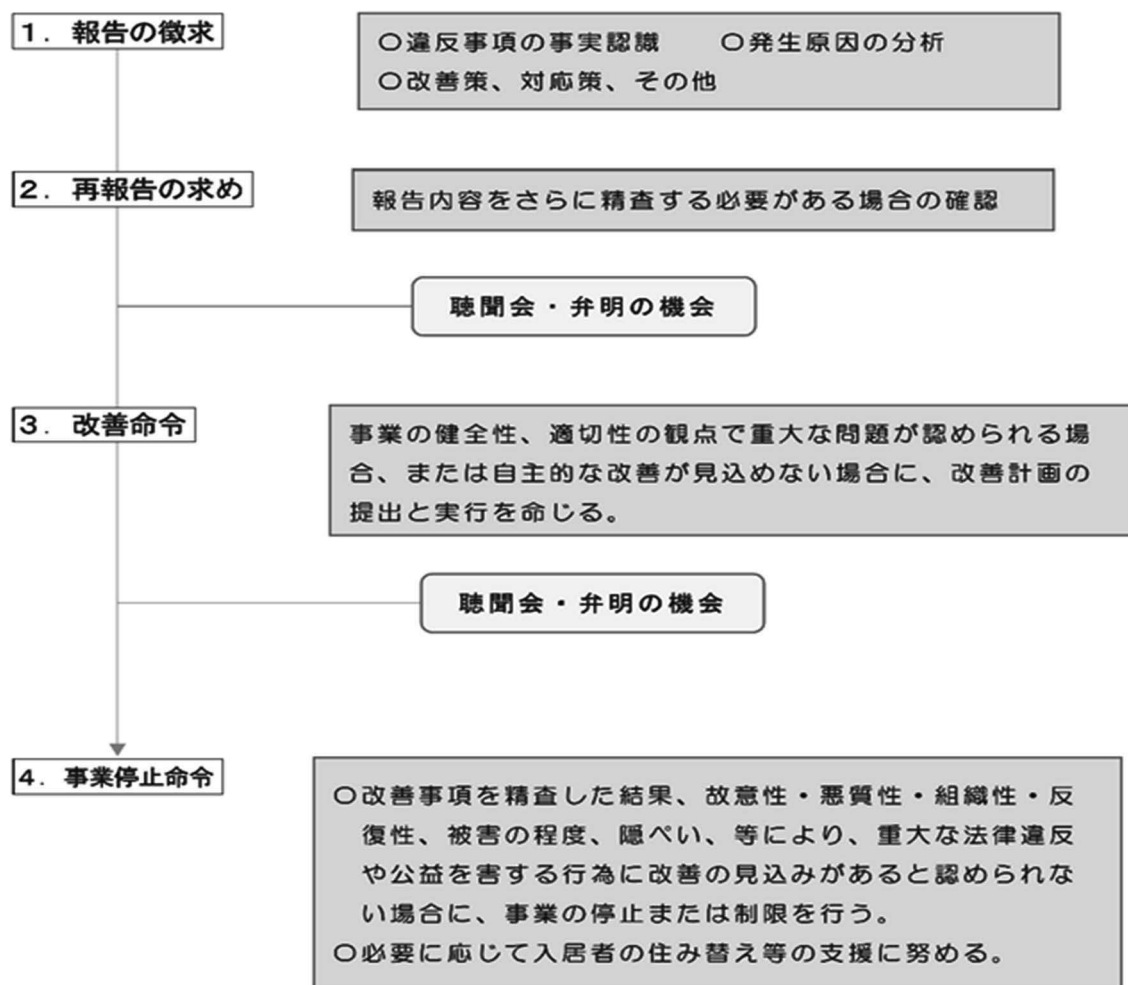
第29条第16項 都道府県知事は有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

行政処分の実施においては、自治体によって判断基準を持っているところがある。処分までの手続きの流れは一般的に次のようになる。

◆資料 54 「設置届から事業停止命令までの一般的な流れ」



◆資料 55 「改善命令・事業停止命令の考え方（例）」



（３）行政処分の判断について

介護保険法上の行政処分における判断基準については、平成 29 年度及び令和 4 年度の厚生労働省補助金事業で、調査研究結果が整理されている。ここでは判断基準のみを示すが、詳細は各社の HP を参照されたい。

平成 29 年度；(株)日本総合研究所「介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する行政処分等の標準的手法に関する調査研究事業」平成 30 年 3 月

(<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/10397/>)

令和 4 年度；(株)浜銀総合研究所「指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル(仮称)」の策定に関する調査研究事業」令和 5 年 3 月

(<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>)

◆資料 56 「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」

I 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行う。

①公益侵害の程度

○利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。

○被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。

②故意性の有無

○当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

③反復継続性の有無

○当該違法・不当行為は反復継続して行われたのか、あるいは1回限りのものであったのか。

○当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

④組織性・悪質性の有無

○当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたのか。

○問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか、悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

II Iの検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢（※）など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

（※）事業者の運営管理態勢の適切性

○個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。

○事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

（資料）全国介護保険指導監督担当者会議（平成20年5月21日）

参考資料 1 処分基準例（改訂案）：不正請求

I 利用者被害・公益侵害の程度		
(1) 違法行為 (複数該当する場合はより高いもの)	架空請求	3 点
	水増請求	2 点
	加算要件不備・減算についての不正請求	1 点
(2) 金額 (該当するものいずれか一つ)	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	2 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が中程度	1 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	0 点
II 故意性		
(1) 故意性 (該当するものいずれか一つ)	故意又は重大な過失に基づく行為	3 点
	軽過失に基づく行為	-1 点
	いずれでもない、判定不能	0 点
III 反復継続性		
(1) 継続性 (該当するものいずれか一つ)	不正行為の継続が特に長い	3 点
	不正行為の継続が長い	2 点
	不正行為の継続が中程度	1 点
	不正行為の継続が短い	0 点
IV 組織体質		
(1) 組織関与 (該当するものいずれか一つ)	役員等が実行又は関与(指示)していた	3 点
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた	1 点
	役員等が実行又は関与していない	0 点
V 改善可能性		
(1) 対処姿勢 (該当するものいずれか一つ)	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた	3 点
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった	1 点
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない	0 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告した	-1 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに改善措置を取った	-2 点
(2) 過去履歴 (該当するものすべて)	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けている	1 点
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている	1 点
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点

出典；(株)日本総合研究所「介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する行政処分等の標準的手法に関する調査研究事業」平成 30 年 3 月

(<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/10397/>)

参考資料2 虐待（人格尊重義務違反）

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ● 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの 【軽減の視点】 ● 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	+1 級（態様） ▲1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ● 故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ● 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+1 月（期間） ▲1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ● 不正行為の継続が3月超の場合 【軽減の視点】 ● 不正行為の継続が3月以下の場合	+1 月（期間） ▲1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ● 役員等が実行又は関与（指示）していたもの ● 役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ● 役員等が実行又は関与していないもの	+1 級（態様） +2 月（期間） ▲1 級（態様）
⑤悪質性	【加重の視点】 ● 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ● 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+1 級（態様） ▲1 級（態様）
⑥過去5年の行政処分等	【加重の視点】 ● 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ● 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ● 同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）	+1 級（態様） +1 級（態様） +4 月（期間）

出典；（株）浜銀総合研究所「指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の策定に関する調査研究事業」令和5年3月

(<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>)